



江東区
環境基本計画
(後期)

令和2～6年度
(2020)～(2024)



江東区環境基本計画（後期）の改定にあたって

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控え、競技場の整備が最終段階を迎えるなど、本番に向けた準備は着々と進んでいます。大会を契機とした、環境への取り組みも進みつつあります。

国は、東京 2020 大会に向けて、世界に発信すべき環境の取り組みとして、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全、自然と人間との共生を確保する「循環共生型社会」の実現を挙げています。また、都においては、「環境を優先する 2020 東京大会」を環境理念と定め、環境負荷を最小化する大会を目指すとしています。



本区においては、東京 2020 大会を成功させるとともに、環境分野においても“オリンピックレガシー”を次の世代に継承し、世界に誇れる江東区を作っていかなければなりません。

今回の改定は、現在の計画から 5 年が経過しており、中間の見直しであり、後期 5 年を見据えて新たな目標を定めました。今年度は、「江東区長期計画」の改定の年でもあり、区の環境保全に関する施策を総合的に推進するため、長期計画との整合性も図りました。

改定にあたっては、中間改定の趣旨を踏まえ、前期 5 年の施策を評価し、後期策定に向けて新たな視点を加えました。国連が世界全体の課題として掲げた SDGs の目標を、本計画の柱と関連づけ、その関係が理解できるよう図で示し、また、区民と事業者が、どのような行動を行うべきか、わかりやすく例示しました。全体として、図表を用い、親しみやすい計画書を目指しました。

去年は、平成から令和の時代になった改元の年でした。変化の激しい時代であっても、長い将来にわたり変わらない課題を見出し、解決に向けて方策を提供することこそ、環境保全を維持する区の責務であります。区民、事業者の皆さまとともに、この新しい計画を進めてまいります。

本計画を策定するにあたり、多くの皆さまから貴重なご意見を賜りました。また、江東区環境審議会、改定専門委員会の委員の皆さまには、活発な論議を行っていただきましたことに、心よりお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

江東区長
上 崎 孝 明

表紙写真の説明

本計画の表紙には、江東区の歴史と環境にゆかりのある写真を掲載しています。



撮影場所	提供元
豊洲市場付近 / 豊洲ぐるり公園	平成 30 年度 CIG オンラインフォトコンテスト入選作品（作品名：「新たなる未来へ」）
若洲公園（風力発電施設）	えこっくる江東
有明西学園	広報広聴課
横十間川親水公園	広報広聴課
八幡橋（現：富岡 1 丁目、昭和 30 年頃）	「江東区史」江東区教育委員会
八幡橋（令和 2 年 2 月現在）	文化観光課

目 次

第一章 計画の改定にあたって 1

1 計画策定から改定への背景・目的	2
2 計画改定の視点	4
3 計画期間	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の目標	7

第二章 目標達成のための取り組み 11

計画の柱 1 地球温暖化・エネルギー対策の推進 ～KOTO 低炭素プラン～ 13

1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】	13
1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】	31

計画の柱 2 資源循環型地域社会の形成 35

2-1 ごみ減量と有効活用の推進	35
------------------	----

計画の柱 3 自然との共生 45

3-1 生物多様性の保全	45
3-2 公園・緑地の整備	54
3-3 水辺環境の整備	59

計画の柱 4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進 62

4-1 低炭素まちづくりの推進	62
4-2 景観・美観の向上	65

計画の柱 5 安全・安心な生活環境の確保 71

5-1 大気環境汚染防止対策の推進	71
5-2 水環境の保全の推進	76
5-3 騒音・振動等の公害対策の推進	79
5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進	82
5-5 災害に強いまちづくりの推進	85

計画の柱 6 環境教育及びパートナーシップの推進 90

6-1 環境情報の共有	90
6-2 環境教育・学習の推進	93
6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上	98

第三章 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 のレガシーの継承 101

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のコンセプト . . .	102
2 環境分野における江東区の理想像	103
3 江東区におけるレガシーの継承の方向性	104

第四章 計画の推進体制と進行管理 107

1 計画の推進体制	108
2 計画の進行管理	108
3 管理指標一覧	109
4 重点事業一覧	111

資料編 121

1 江東区の地域概況	122
2 計画改定の経過	128
3 パブリックコメントの実施結果	135
4 江東区環境基本条例	136
5 江東区環境基本条例施行規則	140
6 江東区環境基本計画改定委員会設置要綱	142

【本文中の年号表記について】

本文中の年号は和暦表記を基本としていますが、地球温暖化対策の分野では西暦表記が一般的に用いられていることから、第二章第一節の「1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】」についてのみ、和暦表記に括弧書きで西暦を併記しています。

【本文中の構成比の合計について】

本文中の構成比は、少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

第一章

計画の改定にあたって



1 計画策定から改定への背景・目的

● 区の施策を環境面から整理・体系化

本計画は、区の環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示し、区民・事業者・区のすべての主体が、それぞれの立場で環境負荷低減に取り組むためのものです。望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の確保に向けて区の施策を積極的に誘導していく役割を担っています。

加えて、本計画は、江東区長期計画の推進にあたっての環境分野での基本となる計画であり、長期計画で示された施策を環境面から実現しようとするものです。

そのため、本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業などに対して、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として上位に位置づけられます。

● めまぐるしく日々変化する環境に関する動向

本計画は、公害の防止や快適な環境を保全・創出するために平成 10 年、平成 16 年、平成 22 年、平成 27 年とその時々々の区を取り巻く社会情勢の変化に応じていくために内容を見直してきました。

平成 27 年 9 月の国連サミットで、発展途上国と先進国を含むすべての国に適用される普遍的な目標として、持続可能な開発目標《Sustainable Development Goals：SDGs（エスディーゼーグズ）》を中核とする持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

【出典】：国際連合広報センター

さらに、平成 27 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）においては、国際社会が令和 2 年以降に取り組む地球温暖化対策の法的枠組としてのパリ協定が採択されるなど、環境に関する動向は日々めまぐるしく変化しています。

また、近年、世界的に話題となっている海洋ごみの中でも、特にマイクロプラスチック（5mm 以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響についての懸念が示され、世界の国々では、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの製造・販売・使用が禁止になるなど、規制強化による代替製品の開発等が進められています。

● 国の環境基本計画

国の環境施策の大綱となる環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民など多様な主体に期待する役割を示しています。

平成 30 年 4 月に策定された第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しつつ、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化に向けた分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による「経済社会システム」、「ライフスタイル」、「技術」等のあらゆる観点からイノベーションを創出していくとしています。

また、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげると同時に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方に基づき、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、経済・社会活動をも向上させるとしています。

さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進めるとともに、より幅広い関係者の間で連携を図っていくとしています。

● 東京都環境基本計画の策定

都は、東京都環境基本計画を平成 28 年 3 月に策定し、東京都長期ビジョンで示した環境政策を進化・発展させ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会と大会後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」を将来像として掲げています。内容としては、「最高水準の都市環境の実現」、「サステナビリティ（持続可能性）」、「連携とリーダーシップ」の 3 つの施策展開の視点を踏まえた上で、「スマートエネルギー都市の実現」、「3R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」、「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」、「快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」、「環境施策の横断的・総合的な取組」の 5 つの施策を展開していくとしています。

区では、前期計画の進捗状況を踏まえつつ、今後の区の環境施策に密接に関連するこうした国際社会をはじめとする国や都の環境に関する動向等を反映させることを目的に、後期計画として新たに計画の改定を行いました。

2 計画改定の視点

● 持続可能な開発目標（SDGs）と後期計画の施策体系との関連性を整理

本計画の改定にあたっては、前期計画で定めた6つの計画の柱に基づき、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指すと同時に、持続可能な開発目標（SDGs）と区の環境施策との関連性を示し、世界的な目標の達成にも積極的に貢献していきます。



● 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの視点を反映

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、環境に配慮した各種施策をレガシーとして受け継ぎ、発展させていきます。

● 前期計画期間の分析・評価と江東区長期計画の環境分野における視点を反映

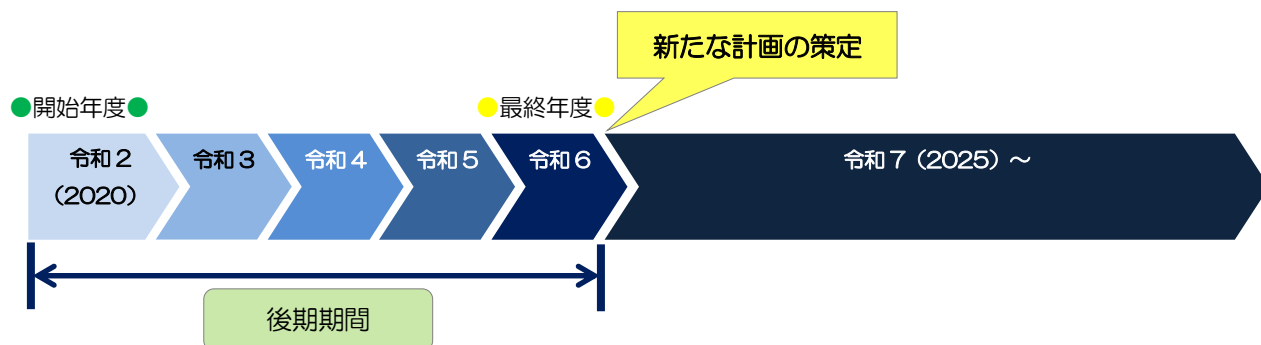
前期計画期間の分析・評価を行った結果を反映するとともに、江東区長期計画の環境に関する施策との整合性を図ります。

3 計画期間

● 計画期間の中間年度である令和元年に改定を実施

今回の改定にあたり、本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
また、江東区長期計画と同時期に計画期間が開始し、同計画と整合が図られた環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示す計画となります。

さらに、令和2年度から令和6年度を後期期間とし、後期期間終了後に計画の進捗状況のまとめを行い、新たな計画を策定します。



環境学習情報館 えこっくる江東 ～環境学習ナビゲーター たすけくんと仲間たち～



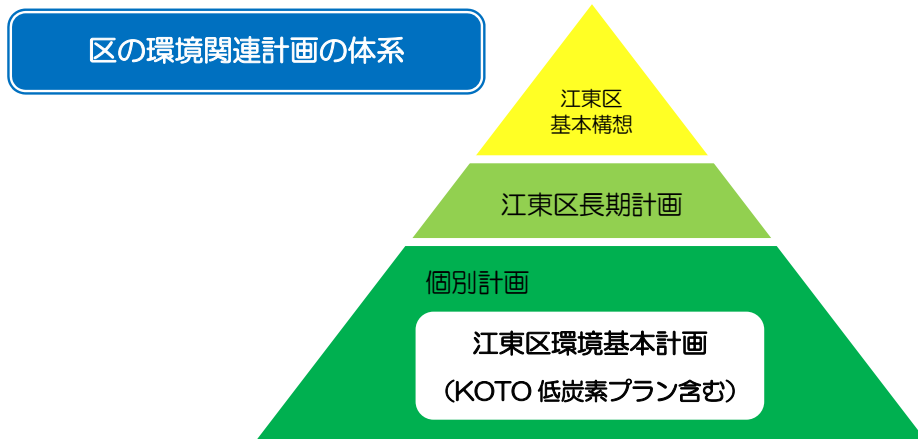
えこっくる江東については、92・100ページをご覧ください。

4 計画の位置づけ

● 区の計画を環境面から支えます

本計画は、江東区基本構想（平成 20 年度～）、江東区長期計画（令和 2 年度～）を環境面で支えるものであり、江東区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画になります。

また、地球温暖化対策を積極的に推進するため、分野別計画として、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の KOTO 低炭素プランを包含します。



● 区全体の計画それぞれにおける環境面を整理し、体系化します

区の各計画を、本計画の「6つの柱」に体系化します。

地球温暖化・エネルギー対策の推進

- ◆チーム江東・環境配慮推進計画
（江東区地球温暖化対策実行計画（事務事業編））
- ◆江東区公共建築物等における木材利用推進方針

環境に配慮した快適なまちづくりの推進

- ◆江東区都市計画マスタープラン
- ◆江東区景観計画
- ◆江東区住宅マスタープラン
- ◆豊洲グリーン・エコアイランド構想
- ◆江東区自転車利用環境推進方針

資源循環型地域社会の形成

- ◆江東区一般廃棄物処理基本計画
- ◆江東区一般廃棄物処理実施計画
- ◆江東区分別収集計画

安全・安心な生活環境の確保

- ◆江東区地域防災計画

自然との共生

- ◆江東区みどりの基本計画

環境教育及びパートナーシップの推進

- ◆江東区青少年健全育成基本方針・推進要領及び事業要覧
- ◆教育推進プラン・江東（後期）
- ◆江東区食育推進計画（第三次）

関連分野

江東区住宅マスタープラン：環境に配慮した住まいづくり（省エネ、屋上緑化）、廃棄物の排出抑制等
江東区食育推進計画（第三次）：フードドライブ、体験学習、区民農園・田んぼの学校
江東区青少年健全育成基本方針：こども・若者の自然体験、クリーン作戦等

5 計画の目標

● 江東区基本構想

区の将来像を定め、まちづくりの基本的な指針となる江東区基本構想は、平成 21 年 3 月に策定されました。この基本構想では、概ね 20 年後を展望した区の姿を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」としています。

そして、その実現を図るため、5 つの施策の大綱を定めています。その大綱の第一が「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」であり、区の環境行政の方向性を示すものです。

● 江東区長期計画

本計画は長期計画と密接に関連して、目標や取り組みなどを策定しています。長期計画において定められている環境に関する主な施策は以下のとおりです。

なお、長期計画についても、令和 2 年度からの 10 年間を計画期間とする新たな計画として策定が行われました。

江東区長期計画（環境に関する分野の抜粋）

基本施策 1 水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

■ 施策 1 みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現

取組方針

1. みんなでつくる水辺と緑
2. 水辺と緑のネットワークの形成
3. 公共施設の緑化

基本施策 2 環境負荷の少ない地域づくり

■ 施策 2 地球温暖化対策と環境保全

取組方針

1. みんなで取り組むエコ意識の向上
2. 再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー対策
3. 環境汚染の意識啓発と防止
4. まちの美化推進

■ 施策 3 持続可能な資源循環型地域社会の形成

取組方針

1. 持続可能な資源循環型地域社会実現に向けた啓発と情報発信
2. 5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進
3. ごみの適正処理と資源化の一層の促進
4. 事業系廃棄物の減量

● 江東区環境基本計画（後期）の目標—目指すべき江東区の環境像—

平成 27 年に策定した前期計画では、基本構想の施策の大綱である「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置づけ、目指すべき区の環境像としました。そして、この環境像の実現により、江東区環境基本条例に定める4つの都市像である「環境配慮都市」、「自然共生都市」、「健康安全都市」、「快適文化都市」を実現していくこととしました。

今回の改定にあたって、この「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置づけ、目指すべき区の環境像とします。また、次ページに示すとおり計画を体系づけて、目標達成のための各種取り組みの展開を図ります。

江東区環境基本計画（後期）の目標

『水と緑豊かな地球環境にやさしいまち』



万年橋（都市景観重要建造物）



清澄庭園



横十間川親水公園



旧中川・川の駅



小名木川クローバー橋



豊洲ぐるり公園



大横川



荒川砂町水辺公園



東京アクアティクスセンター



海の森水上競技場

【写真提供】：一般社団法人江東区観光協会（写真②～⑨）



区の木 クロマツ



区の花 サザンカ

■江東区環境基本計画（後期）の施策体系

計画の目標	計画の柱	基本施策	具体的な取り組み	主に関連するSDGsの目標
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1 地球温暖化・エネルギー対策の推進 ～KOTO 低炭素プラン～	1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】	- 再生可能エネルギー、省エネルギー機器等の利用促進 - 事業者の省エネ対策の推進 - 家庭の省エネ化の促進 - 乗り物からのCO₂排出削減 - 各主体が連携した取り組みの推進	
		1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】	「風の道」の創出 - 人工排熱の抑制 - 人工被覆面の熱環境の改善 - 気候変動の影響による被害軽減	
	2 資源循環型地域社会の形成	2-1 ごみ減量と有効活用の推進	- 資源循環型地域社会への理解促進 - 廃棄物の適正処理 5 Rの推進	
	3 自然との共生	3-1 生物多様性の保全	- 生物の生息空間の確保 - 生物多様性保全の取り組みの推進 - 生物及び生育環境に関する情報発信	
		3-2 公園・緑地の整備	- 水辺と緑を活かした空間づくり - 身近なみどりを感ずる空間づくり	
		3-3 水辺環境の整備	「風の道」の創出 - 水辺を活かした空間づくり	
	4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進	4-1 低炭素まちづくりの推進	エネルギーの利用効率の向上	
		4-2 景観・美観の向上	- 魅力ある景観の形成 - まちの美化活動の推進 - 景観づくりへの参画意識の向上 - 放置自転車対策の推進	
	5 安全・安心な生活環境の確保	5-1 大気環境汚染防止対策の推進	- 規制基準の遵守と大気環境に関わる情報発信 - 運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策の推進 - 石綿の飛散防止対策の徹底に向けた指導の実施	
		5-2 水環境の保全の推進	- 河川水質の常時監視の充実、事業所に対する対策の推進 - 水環境保全に対する意識の向上	
		5-3 騒音・振動等の公害対策の推進	- 発生源対策等の指導の強化 - 規制基準に基づく指導の実施	
		5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進	有害化学物質の適正管理	
		5-5 災害に強いまちづくりの推進	「分散型エネルギーシステム」の構築 - 避難地確保や延焼防止機能の強化 - 雨水の有効利用、水害対策の推進 - 災害発生に備えた体制づくり	
	6 環境教育及びパートナーシップの推進	6-1 環境情報の共有	- 環境情報の提供 - 新たな環境問題に係る情報収集・提供 - 環境情報の集積・共有化	
		6-2 環境教育・学習の推進	- 環境学習等の機会の充実 - 環境教育を推進する人材の育成	
		6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上	環境パートナーシップの推進	

第二章

目標達成のための取り組み



【各ページの見方】

計画の柱 3 自然との共生

1

区は、これまで、みどりの都市「CITY IN THE GREEN」の実現に向けて、みどり豊かなまちづくりを推進してきました。

今後は、これまで取り組んできた生物多様性の保全、公園・緑地や水辺環境の整備に向けた取り組みをさらに充実させ、区民・事業者・区が連携して、質の高いみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に配慮したみどりのネットワークづくりを推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、豊かで親しみのある水辺と緑の空間が整備された人と自然が共生するまちの形成を目指します。

【主に関連するSDGsの目標】



3-1 生物多様性の保全

3

(1) 背景

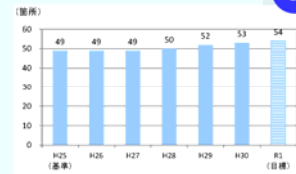
生物多様性とは

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には3,000万種もの生物が生きていると言われており、これらの生命は一つひとつに個性があると同時に互いに関わり合いながら生きています。私たちの日々の暮らしや産業活動は、きれいな大気や水、食料や衣類、エネルギーなど多様な生態系から受けるさまざまな恵みによって支えられています。

(2) 現況

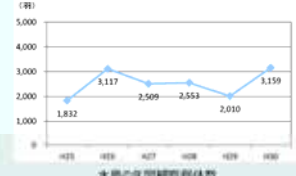
5

- 区立公園、小学校、幼稚園をはじめ、民間施設や企業などにおいてビオトープ（ポケットエコスペース）の整備が行われており、平成30年度現在53箇所が設置されています。（民間施設や企業による整備数を除く）



ポケットエコスペースの設置数

- 区内の野鳥生息状況は、東京湾に面していることや河川や運河が多く存在することから、カモ類などの水鳥が多いという特徴があります。
- 近年、水鳥の年間観察個体数は、約2,000～3,000羽で推移しています。



水鳥の年間観察個体数



ガツ



キンギフシロ



オナガガモ

- 区内には、道と並行する緑地が少ないため緑地の生態系の確保が少なく、まだ、

1：「計画の柱」の名称

2：各々の「計画の柱」で展開する「基本施策」や「具体的な取り組み」の方向性

3：「基本施策」の名称

4：「基本施策」の背景

5：「基本施策」の現況

(3) 課題

6

- ポケットエコスペースの設置数は増加傾向で推移していますが、江東区長期計画区民アンケート調査（平成30年度版）によると、生物多様性の内容を知らない区民の割合は約75%となっていることから、区内の生物多様性の現状に関する情報発信やポケットエコスペース等を活用した自然とふれあう機会の創出を図っていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき10年後の姿

7

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間が広がっています。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の輪が広がって、人と多様な生物が共生しています。

管理指標		現状値	令和元年度目標値	令和6年度目標値
ポケットエコスペース設置数 ^{※1}	箇所	53 [H30]	54	—
みどりのボランティア数 ^{※2,3}	人	1,212 [H30]	—	—

8

(5) 具体的な取り組み

9

- ① 水辺や緑地などの整備によりエコジカルネットワークを形成し、生物の生息空間を確保します。

- 海辺から内陸部のみどりの拠点へ生物が移動できるよう、エコジカルネットワークを形成していくため、必要な場所に緑地を整備していきます。

※1 令和元年度は、動物の生息に配慮した計画や手法を導入するとともに、国や

(6) 区民・事業者に期待される行動

10

区民	- 地域の公園等の維持管理に積極的に協力し、気持ちよく利用できるようなります。 - 自然観察会等に指導者として積極的に参加するなど、生きものの保護活動に努めます。 - 特定外来生物は飼育せず、既に飼育している場合は責任を持って管理します。 - 地域の身近な自然環境や生きものについての興味と関心を高めます。
事業者	- 地域の公園等の維持管理に積極的に協力し、気持ちよく利用できるようなります。 - 自然観察会等への従業員の積極的な参加を促し、生きものの保護活動に努めます。 - 動植物の生息・生育状況等の調査や情報の提供に協力します。

(7) 重点事業

11

事業名	①ポケットエコスペース維持・管理	所管課	施設保全課、学校施設課、温暖化対策課
事業内容	ポケットエコスペースの整備と既存施設の生態系に配慮した適切な維持を行います。		
事業による効果	生物の生息空間が連続し、多様な生態系が育まれ、エコジカルネットワークが形成されます。		
事業名	②みどりのボランティア活動支援	所管課	施設保全課
事業内容	ポケットエコスペースをはじめ、公園や道路などの区の施設での区民ボランティア活動を支援します。		
	※1 令和元年度は、動物の生息に配慮した計画や手法を導入するとともに、国や		

6：「基本施策」の課題

7：「基本施策」の推進による「江東区が目指すべき10年後の姿」

8：進捗状況を把握するための「管理指標」

9：区の「具体的な取り組み」

10：「区民・事業者に期待される行動」の一例

11：関連する「重点事業」

区は、これまで、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入等の地球温暖化対策を推進しており、近年では区内の CO₂（二酸化炭素）排出量は減少しています。

今後は、これまで取り組んできた CO₂ 排出量の削減に向けた取り組み（緩和策※¹）をさらに充実させるとともに、水素エネルギーの普及など新たなエネルギーの利活用も推進していきます。また、ヒートアイランド対策や熱中症対策等の気候変動の影響に対応する取り組み（適応策※²）についても積極的に推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、将来的な脱炭素社会の実現や気候変動の影響に適応した快適な生活環境の実現を目指します。

※1 緩和策：

温室効果ガスの排出削減等の対策を行うことで、地球温暖化の防止を図る施策。

※2 適応策：

すでに起こりつつある地球温暖化に起因した気候変動の影響に対処することで、被害の回避・軽減を図る施策。

【主に関連する SDGs の目標】



すべての人に
健康と福祉を



エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



住み続けられる
まちづくりを



気候変動に
具体的な対策を



パートナーシップで
目標を達成しよう

1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】

（1）背景

パリ協定の採択～世界の気候変動対策の新たな出発点

平成 27 年（2015 年）にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で、令和 2 年（2020 年）以降の地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択されました。パリ協定は、国連気候変動枠組条約に加盟するすべての国や地域が参加する公平かつ実効的な枠組みであり、京都議定書以来となる新たな法的拘束力を持つ合意文書です。

パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。パリ協定は、国連気候変動枠組条約や京都議定書を経て積み重ねられてきた世界の気候変動対策の転換点であり、世界全体での今世紀後半の脱炭素社会の構築に向けた新たな出発点となりました。

さらに、平成 30 年（2018 年）12 月には、ポーランドで開催された国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）において、パリ協定の本格運用に向けた実施指針が採択されています。

国や都の新たな温室効果ガス削減目標の設定と脱炭素社会に向けた取り組み

日本では、COP21 の開催に先立ち、平成 27 年（2015 年）7 月に「令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出レベルを平成 25 年度（2013 年度）比で▲26%の水準にする」とした約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

その後、COP21 でパリ協定が採択されたことを受け、国内での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガス削減目標を達成するため、平成 28 年（2016 年）5 月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

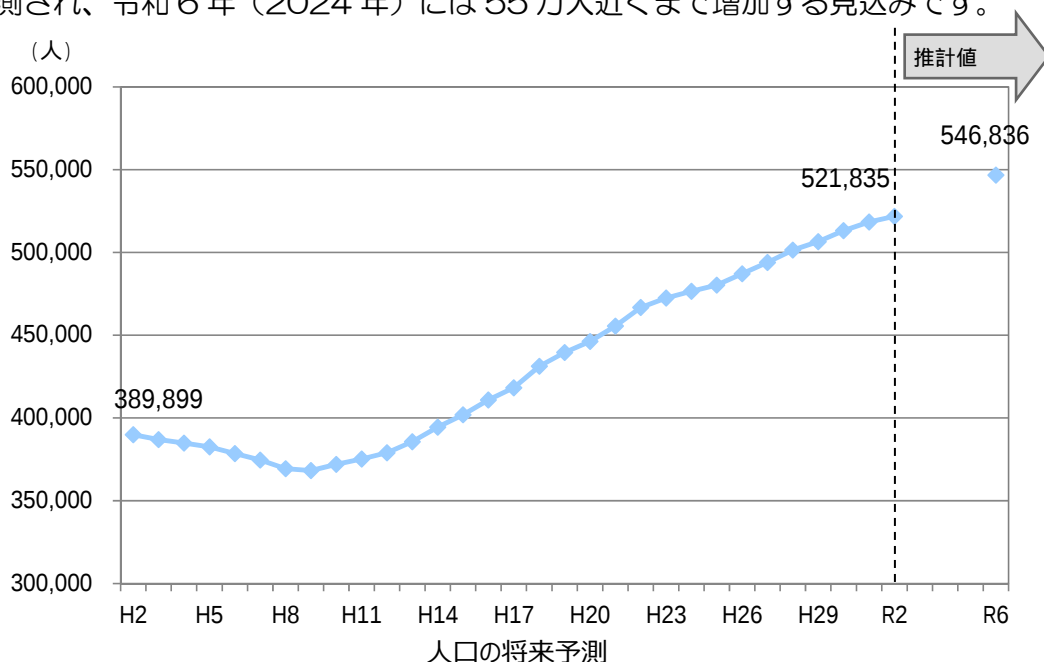
令和元年（2019 年）6 月には、パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が閣議決定されました。この戦略では、我が国の長期的なビジョンとして、「最終到達点として『脱炭素社会』を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す」、「これまでの延長線上にない非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現する」とされました。

また、都では平成 28 年（2016 年）3 月に策定した東京都環境基本計画の中で、「令和 12 年（2030 年）までに温室効果ガス排出量を平成 12 年（2000 年）比で 30%削減（平成 25 年（2013 年）比では 38%削減）する」としています。さらに、令和元年（2019 年）5 月に都内で開催された U20 メイヤーズ・サミットでは、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指すゼロエミッション東京を掲げています。

（２）現 況

区では人口や業務系延床面積は増加傾向

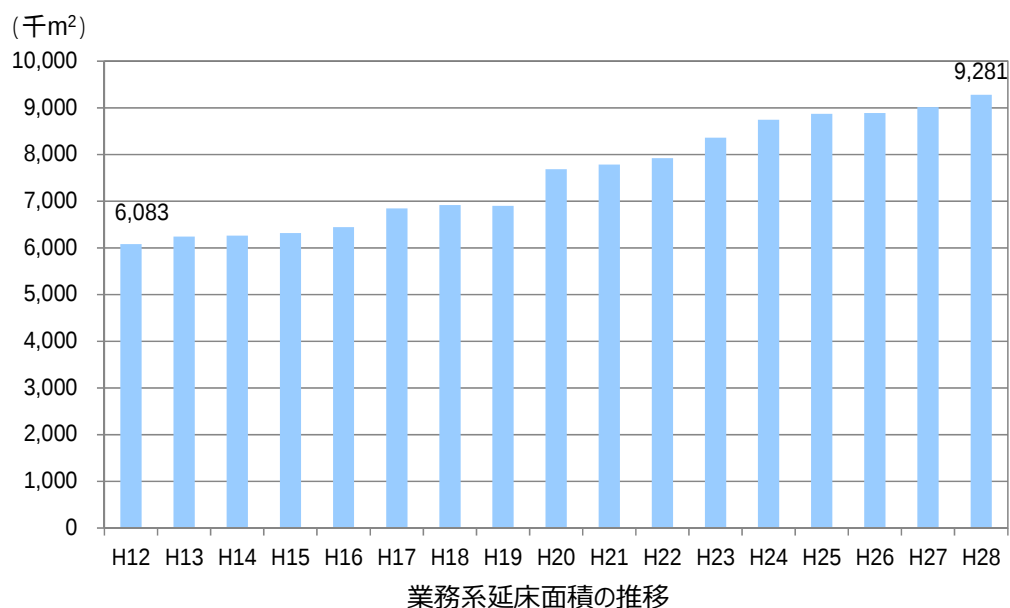
区では、臨海部を中心としたマンション開発などにより、人口・世帯数が増加し、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日現在の人口は 521,835 人となっています。人口の増加は今後も続くものと予測され、令和 6 年（2024 年）には 55 万人近くまで増加する見込みです。



【出典】：業務取得※

※ 令和 6 年の推定値は、江東区長期計画より引用

また、事務所や店舗などの業務系の延床面積が増加し、平成 28 年度（2016 年度）には平成 12 年度（2000 年度）と比べると約 1.5 倍となっています。



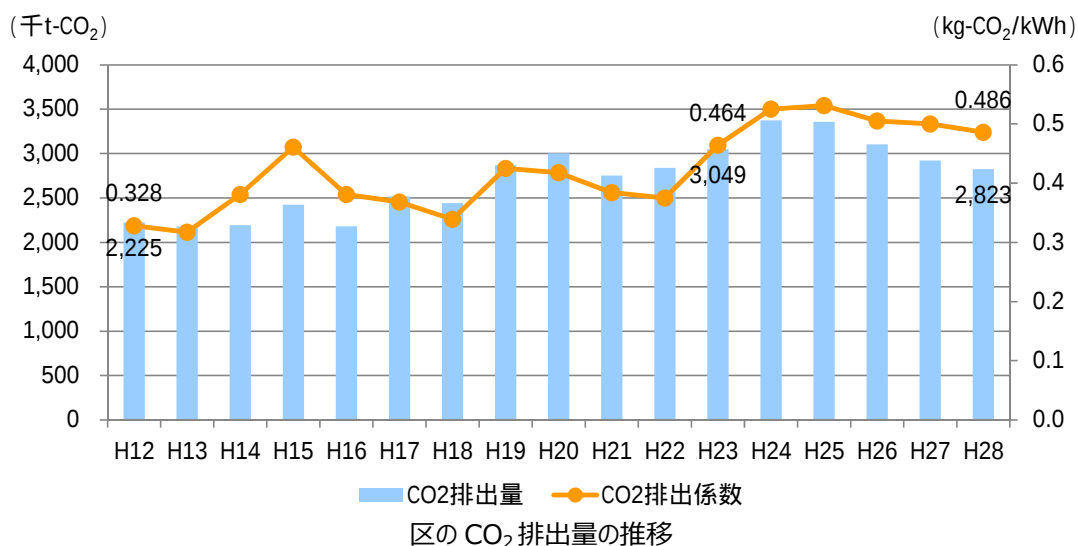
【出典】：特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2016 年度）
（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

区の CO₂ 排出量は平成 24 年度（2012 年度）をピークに減少傾向

2000 年代に入ってから CO₂ 排出量の推移を見ると、産業部門や運輸部門では減少傾向にある一方で、民生業務部門（オフィスビル等）や民生家庭部門が増加傾向にあったため、区域全体の排出量としては増加傾向にありました。

さらに、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災による原子力発電所の稼働停止に伴う電力の CO₂ 排出係数[※]の上昇によって、平成 24 年度（2012 年度）には 3,375 千 t-CO₂ とピークを迎えましたが、その後は減少傾向にあります。直近年度である平成 28 年度（2016 年度）には 2,823 千 t-CO₂ となっており、前期計画の基準年度である平成 23 年度（2011 年度）の 3,049 千 t-CO₂ と比べると 7.4% 減少しています。

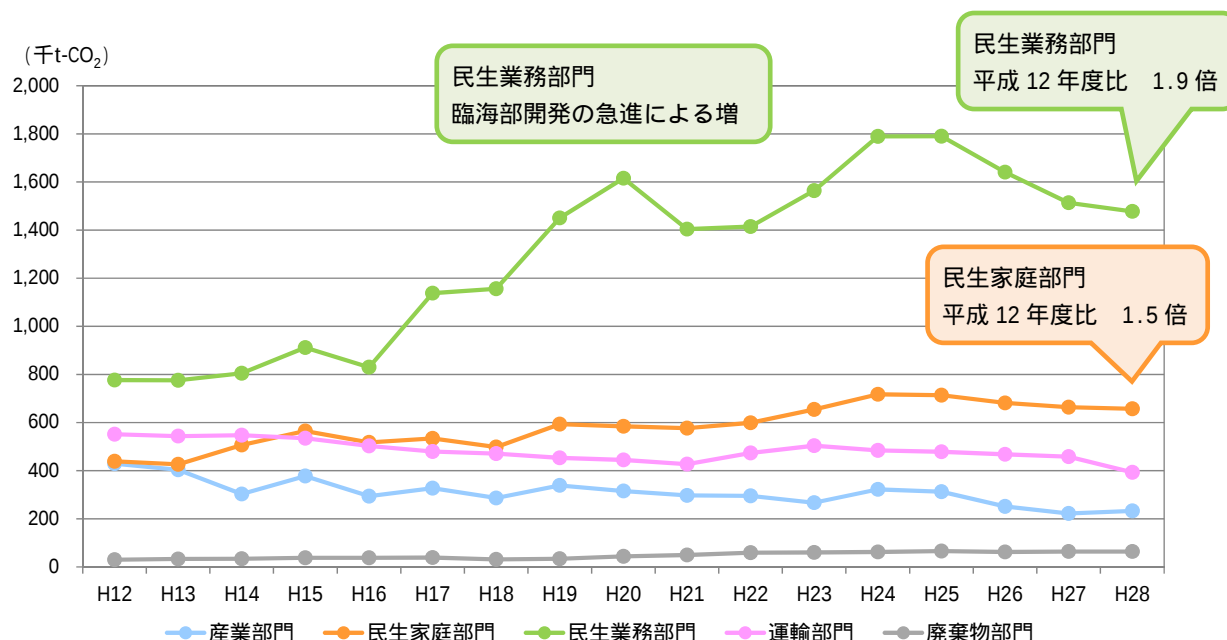
※ 排出係数：一単位あたりの電力を創出するために排出される CO₂ 量。



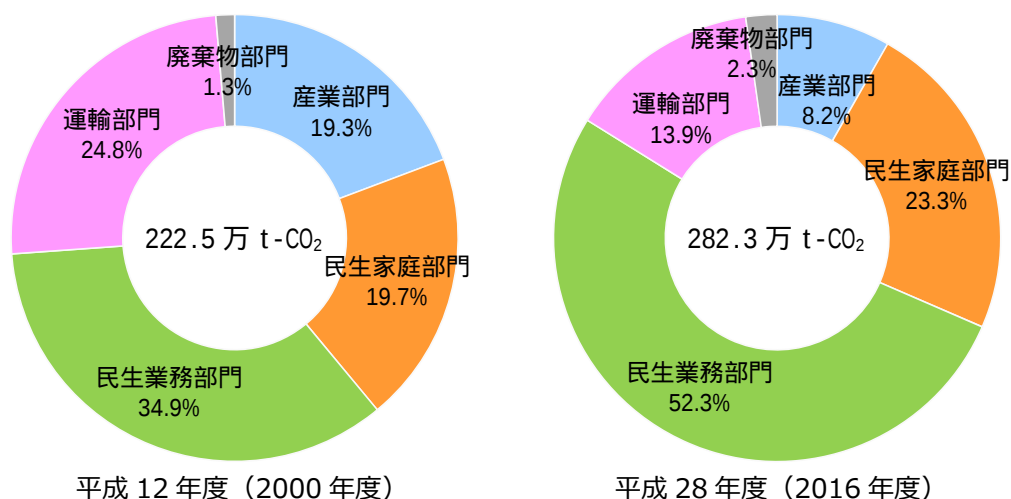
【出典】：特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2016 年度）
（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

区のCO₂排出量や構成割合は民生部門が大幅に増加

平成12年度（2000年度）からは、民生業務部門で約1.9倍、民生家庭部門で約1.5倍に増加しています。平成12年度（2000年度）と平成28年度（2016年度）の部門別構成を見ると、民生業務部門が34.9%から52.3%、民生家庭部門が19.7%から23.3%になっており、区全体のCO₂排出量に占める民生業務部門と民生家庭部門の割合が大きくなっています。



区の部門別CO₂排出量の推移



CO₂排出量の部門別構成比の比較

産業部門：製造業・建設業からの排出量

民生家庭部門：自家用車を除く一般家庭からの排出量

民生業務部門：商業施設、事務所・ビル、学校、病院、公共施設などからの排出量

運輸部門：鉄道、自動車（自家用車、公用車、社有車などを含む）からの排出量

廃棄物：一般廃棄物処理に伴う排出量

【出典】：特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2016年度）

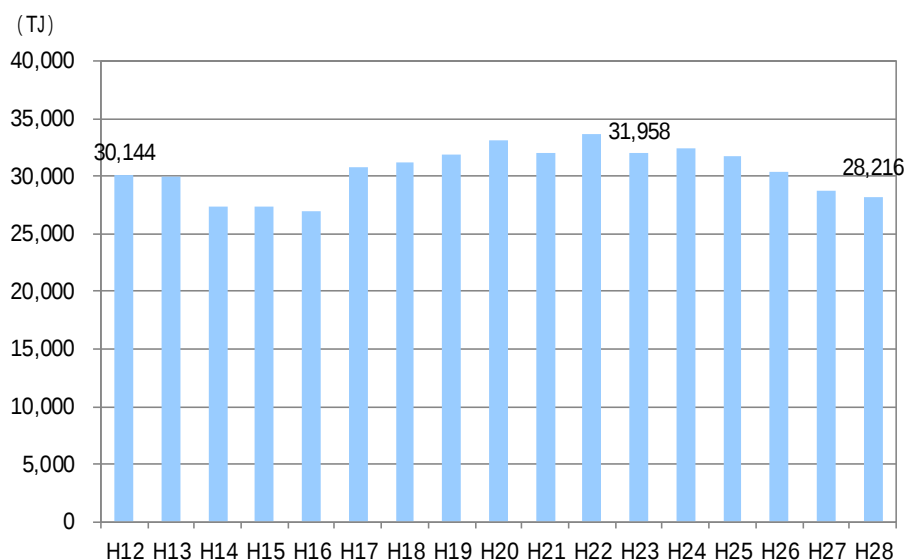
（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

人口や業務系延床面積の増加にも関わらずエネルギー消費量は減少傾向

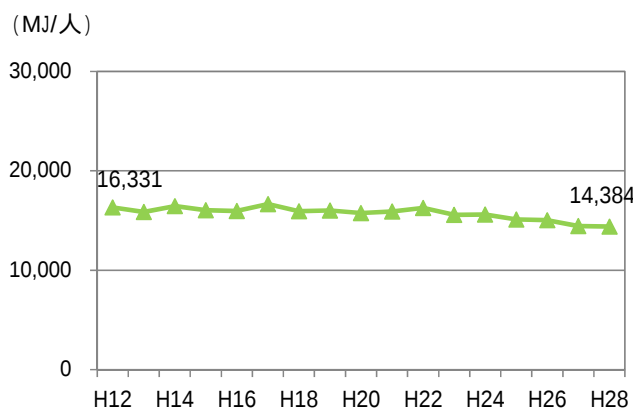
区では、電気の使用割合の大きい民生家庭部門、民生業務部門の比率が大きく、CO₂排出量は電力のCO₂排出係数に大きく影響されるため、区民や事業者の省エネの取り組みの効果が分かりにくくなる側面があります。

そこで、実際のエネルギー消費量の推移を見ると、人口や業務系延床面積が引き続き増加している一方で、平成22年度（2010年度）をピークに減少傾向にあることが分かります。1人当たりのエネルギー消費量（民生家庭部門）及び延床面積当たりのエネルギー消費量（民生業務部門）の推移を見ると、近年は減少傾向にあることから、家庭や事業所における空調や照明、OA機器等の高効率化に加え、平成23年（2011年）の東日本大震災を契機として省エネの取り組みが進んでいることによるものと考えられます。さらに、区では集合住宅が住宅全体の8割以上を占めていることから、集合住宅の省エネ性能の向上による影響も考えられます。

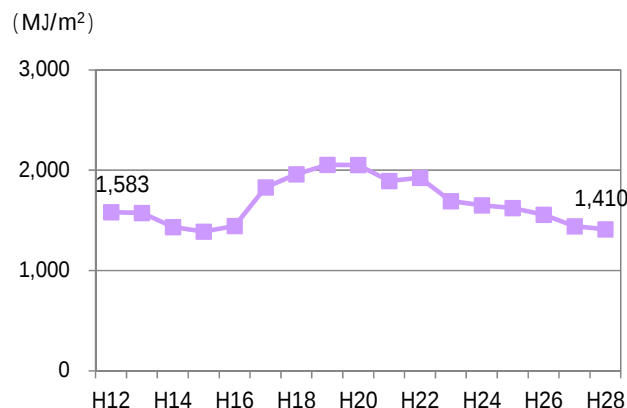
前期計画では、令和2年度（2020年度）の目標として、エネルギー消費量を平成23年度（2011年度）程度に抑制するとしていましたが、平成28年度（2016年度）時点で平成23年度（2011年度）と比べて11.7%減となっており、目標を達成しています。



区のエネルギー消費量の推移



1人当たりのエネルギー消費量（民生家庭部門）



延床面積当たりのエネルギー消費量（民生業務部門）

民生家庭部門及び民生業務部門における単位当たりのエネルギー消費量の推移

【出典】：特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2016年度）
（オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

(3) 課 題

- 区では、区全体の CO₂ 排出量の約 3/4 を民生家庭部門と民生業務部門が占めていることから、低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進めるとともに、住宅やオフィスビル等において再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入による低炭素化を促進していく必要があります。
- 太陽光発電システム・省エネ設備等の設備導入に対する助成件数は増加傾向で推移していますが、江東区長期計画区民アンケート調査（平成 30 年度版）によると、助成事業について知らない区民の割合は約 78%となっていることから、区民への周知を図る必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

私たち一人ひとりが着実に地球温暖化対策を進め、CO₂ 排出量を今以上に削減することで将来的には脱炭素社会を実現することが求められており、地球温暖化対策及びエネルギー対策の推進によって目指すべき 10 年後の姿を以下のとおりとします。

区民・事業者・区が地球温暖化防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー等の利用が進み、脱炭素社会に向けての取り組みを進めています。

【削減目標】

区では、区の現状や国・都の動向等の社会状況を踏まえ、地球温暖化対策における令和 12 年度（2030 年）の削減目標（中期目標）を以下のとおり定めます。なお、計画目標年度である令和 6 年度（2024 年度）の削減目標については、令和 12 年度（2030 年度）までの中間年度の位置付けとして設定します。

令和 12 年度（2030 年度）の目標（中期目標）

1. CO₂ 排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で **37.6%**削減します。（計画目標としては、令和 6 年度（2024 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で **24.3%**削減）
2. 区の施策で、CO₂ 削減量が算定可能な事業について、CO₂ 削減量の進捗管理を行います。

【削減目標設定の考え方】

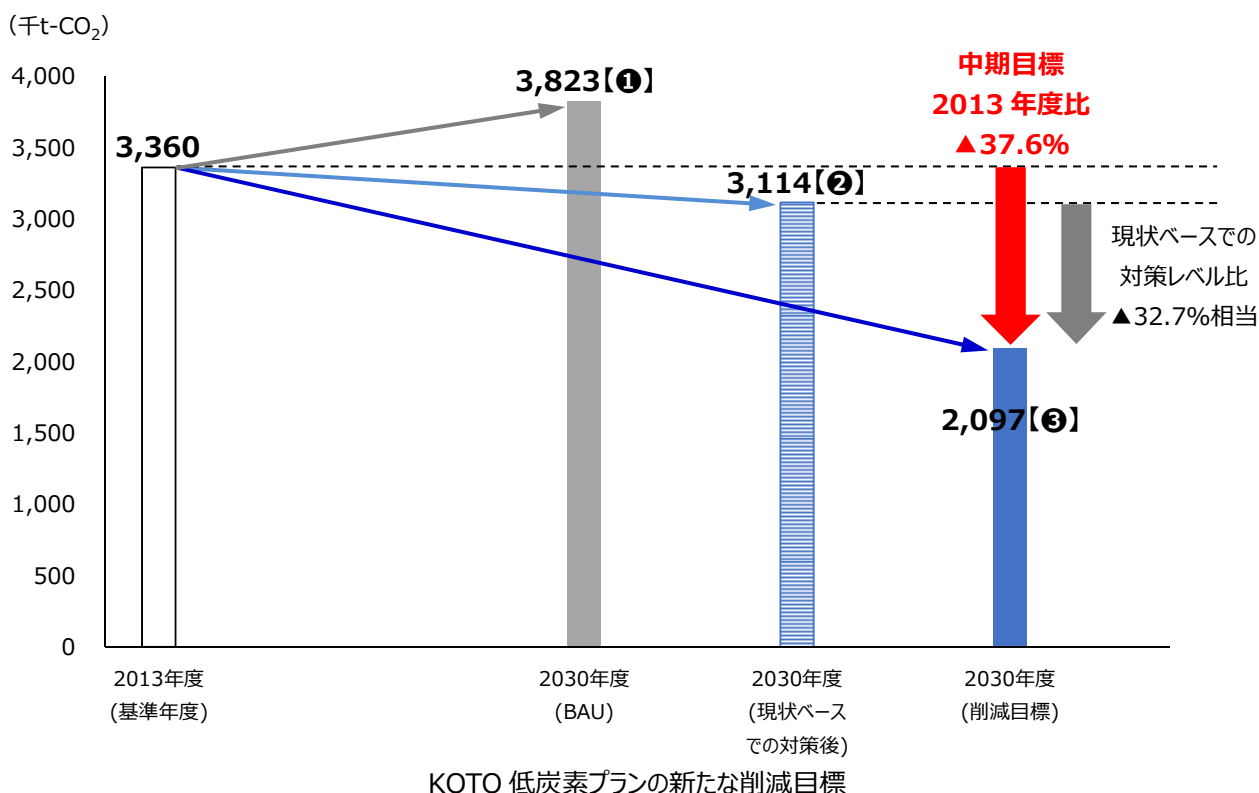
- 前期計画では、電力の CO₂ 排出係数の上昇により、区民や事業者などの省エネの取り組みの効果が分かりにくい状況となっていたことから、CO₂ 排出量ではなくエネルギー消費量で目標を設定しました。しかし、その後電力の CO₂ 排出係数が改善傾向に転じたこと、国や都において温室効果ガス排出量に関する新たな削減目標が設定されたことから、区においても新たな削減目標を設定します。
- 削減目標の対象については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定められて

いる 7 種類の温室効果ガス※のうち、区では CO₂ が約 94%を占めること、CO₂ は省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の区民や事業者の取り組みによって削減が可能なガスであることから、CO₂ のみを対象として設定します。なお、前期計画で目標を設定していたエネルギー消費量についても、参考指標として引き続き管理していきます。

※ 温室効果ガス：

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s)、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類を定めている。

- 国や都の計画を踏まえ、基準年度を平成 25 年度 (2013 年度)、中期目標年度を令和 12 年度 (2030 年度) とします。なお、計画目標年度である令和 6 年度 (2024 年度) の削減目標については、令和 12 年度 (2030 年度) までの中間年度の位置付けとして年数按分により設定します。
- 今後も人口や世帯数、業務系延床面積の増加が見込まれることから、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合 (現状すう勢 (BAU) ケース)、CO₂ 排出量は令和 12 年度 (2030 年度) には平成 25 年度 (2013 年度) 比で 13.8%増加する予測となります。【①】
- 一方、人口や世帯数、業務系延床面積が増加傾向にあるにもかかわらず、近年 CO₂ 排出量が減少傾向にあることから、現状ベースの施策を継続していくことで今後も一定程度の削減が進むものと考えられます。現状ベースの対策が進んだ場合の排出量を推計した結果、令和 12 年度 (2030 年度) には平成 25 年度 (2013 年度) 比で 7.3%の減少が見込まれます。【②】
- 削減目標については、区内の CO₂ 排出量のより一層の削減を推進していくとともに、世界一の環境先進都市を目指している都の削減目標と整合を図るものとします。都の部門別目標を区の排出構成に当てはめた場合、令和 12 年度 (2030 年度) に平成 25 年度 (2013 年度) 比で 37.6%削減となります。【③】



【長期的な視点】

都におけるゼロエミッション東京の実現に向けた取り組みを踏まえ、区においても脱炭素社会の実現に向けて区の特性に応じた取り組みを継続的に行っていきます。

【管理指標一覧】

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
江東区域の CO ₂ 排出量	千 t-CO ₂		2,823 [H28]	—	2,543 H25 比 ▲24.3%
太陽光発電システムの助成件数	件数		499 [H30]	841	1,261
および導入による CO ₂ 削減量 (累計)	t-CO ₂		948 [H30]	1,410	2,110
高効率給湯器等の助成件数および導入による CO ₂ 削減量 (累計)	件数		1,390 [H30]	1,955	2,855
	t-CO ₂		856 [H30]	1,095	1,745
エネルギー管理システム機器助成件数 (累計)	件数		19 [H30]	250※1	500※1
高反射率塗装助成件数 (累計)	件数		218 [H30]	246※2	401※2
蓄電池助成件数 (累計)	件数		28 [H30]	—	400
高断熱窓助成件数 (累計)	件数		28 [H30]	—	350
LED 照明助成件数 (累計)	件数		—	—	250
次世代自動車助成件数 (累計)	件数		60 [H30]	—	330
再生可能エネルギー設備を導入した区施設数 (累計)	風力・水力発電	施設	3 [H30]	3	3
	太陽光発電	施設	15 [H30]	16	19
	雨水利用	施設	55 [H30]	56	58
庁有車の低公害車導入率	%		93.5 [H30]	100	100
江東区役所の CO ₂ 排出量	t-CO ₂		36,386 [H30]	29,929	34,567
参考指標					
区民 1 人当たりの CO ₂ 排出量 (民生家庭部門)	kg		1,310 [H28]	—	—
延床面積当たりの CO ₂ 排出量 (民生業務部門)	kg		159 [H28]	—	—
江東区域のエネルギー消費量	TJ※3		28,216 [H28]	—	—

※1 平成 27 年度 (2015 年度) からの助成累積。

※2 平成 23 年度 (2011 年度) からの助成累積。

※3 TJ・MJ:

J(ジュール)とはエネルギー等の単位で、1 ワットのエネルギーを 1 秒間使用した量に相当。

T (テラ) は 10 の 12 乗倍 (1 兆倍)、G (ギガ) は 10 の 9 乗倍 (10 億倍)、M (メガ) は 10 の 6 乗倍 (100 万倍) の意味。

【区の施策で CO₂ 削減量が算定可能な施策】

区の施策で、CO₂ 削減量が算定可能な以下の事業について、毎年 CO₂ 削減量実績を算出し、進捗管理を行います。

区分	施策	CO ₂ 削減量の算出方法
家庭・事業者の取り組みの推進	高効率給湯器等（エコキュート、エネファームなど）の導入	機器ごとの CO ₂ 削減効果に助成件数を乗じて算出
	太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの年間発電量に、助成件数及び排出係数を乗じて算出
学校での取り組みの推進	全区立小中学校※ ¹ でごみ発電の電力を使用	特定規模電気事業者（PPS）※ ² との契約実績による CO ₂ 削減量
	カーボンマイナスこどもアクションの推進	全区立小学校※ ¹ の CO ₂ 総削減量
区による再生可能エネルギーの導入	公共施設の改築時に併せた太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの年間発電量の合計に排出係数を乗じて算出
	若洲風力発電施設の発電量	若洲風力発電施設の年間発電量に排出係数を乗じて算出
	特定規模電気事業者（PPS）※ ² からの電力購入	特定規模電気事業者（PPS）※ ² との契約実績による CO ₂ 削減量
	区主催のイベント等におけるグリーン電力証書※ ³ の活用	年間の契約発電量の合計に排出係数を乗じて算出
リサイクルの推進	資源回収（古着、容器包装プラスチック、発泡スチロール、古紙、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル）による CO ₂ 削減	単位当たりの CO ₂ 削減量に回収量を乗じて資源ごとに算出
緑化の推進	新たな緑化面積（区民・事業者）	区民・事業者から提出された緑化計画書に基づいた緑地面積に吸収係数を乗じて算出
	新たな緑化面積（区有施設）	新たに整備した緑化面積に吸収係数を乗じて算出

※¹ 区立小中学校、区立小学校：区立義務教育学校を含む。以降の本文の記載においても同様とする。

※² 特定規模電気事業者（PPS）：

既存の大手電力会社以外で、特定規模の需要家（大口需要家）に対して電気の供給を行う新規参入の電気事業者のこと。

※³ グリーン電力証書：

再生可能エネルギーのもつ環境付加価値を証書化すること。使用電力分のグリーン電力証書を購入することで、再生可能エネルギーによる電力を使用したとみなす仕組み。

(5) 具体的な取り組み

① 太陽光発電設備の導入助成など、再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器等の利用を促進します。

- 太陽光発電や高効率・省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成します。また、区内でのより一層の普及に向けて、区民・事業者の需要を的確に把握するとともに、導入した場合の省エネ効果について、分かりやすく情報提供を行っていきます。
- 「分散型エネルギーシステム^{※1}」の構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム^{※2}等の設備の導入促進を図ります。

※1 分散型エネルギーシステム：

大規模な発電設備からの供給による従来の集中型のシステムに対し、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどのように、地域ごとにエネルギーをつくり、その地域内で利用していく仕組みのこと。供給時の電力ロスの低減や災害発生時に電力ネットワークが停止した際の電源供給源の役割を果たすことが期待される。

※2 コージェネレーションシステム：

電気と熱を同時に発生させる熱電供給システムのこと。（「Co（ともに）」と「Generation（発生）」の意味）。発電の際に生じる排熱を冷暖房・給湯・工場の熱源などに利用するため、電気と熱の無駄が少ない、エネルギー効率の高いシステム。

- 公共施設の改築等に合わせ、再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器等を率先して導入し、計画的に再生可能エネルギー100%の電力を取り入れ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを開始します。
- 若洲風力発電施設の稼働率向上に努めます。
- マイクロ水力発電設備や若洲風力発電施設等を環境学習や観光資源に活用し、再生可能エネルギーへの関心を高めていきます。
- 国や都、事業者、大学や産業団体等と連携して、日常生活や事業活動への応用が可能な環境に関する先進的な取り組み・研究を進めます。
- グリーン電力証書システムの電力を区主催のイベントで活用し、再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。
- 水素エネルギーの普及に向けて、（公財）東京都環境公社が運営する水素情報館 東京スイソミルを活用した環境教育等の実施や安全性等の情報発信による意識啓発に努めます。
- スポーツセンターや熱帯植物館にも熱供給をしている清掃工場が発電した電力を、全区立小中学校等で利用する取り組みを今後も継続して実施することで、エネルギーの地産地消に努めると同時に、環境学習の教材として積極的に活用します。
- 区道に設置している街路灯は、LED などの高効率な光源に更新します。

② オフィスビルへのエネルギー管理システムの導入促進など、事業者の省エネ対策を推進します。 [産業・業務部門対策]

- 省エネ設備導入に対する補助制度や省エネ手法等の情報提供、国や都等の省エネ診断、省エネセミナー等の活用・PRにより、中小規模事業者における省エネ活動を促進します。
- 中小事業者への環境認証等の取得支援や省エネルギー対策（設備・機器等の省エネ改修等）への融資斡旋や利子補給を通じて、省エネルギーの推進を支援します。
- 事業所やオフィスビル等へのエネルギー管理システム（BEMS^{ベムス}※3）の導入促進により、中小規模事業者の事業所やオフィスビル等の省エネルギー化を図ります。また、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※4の導入促進に向けて、情報収集ならびに提供を行います。

※3 BEMS（ベムス）：

電力使用量の見える化、各設備の電力制御等により、ビル全体のエネルギーの一括管理を行うシステムのこと。管理対象により名称が異なり、BEMS の他、住宅向けの HEMS（ヘムス）、工場向けの FEMS（フェムス）、マンション向けの MEMS（メムス）、これらを含んだ地域全体の CEMS（セムス）等がある。

※4 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：

建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物のこと。

- 商店街に設置する装飾灯の LED 化に対する補助により、区内商店街の省エネ対策を支援することで、地球にやさしい環境対応型の商店街への移行が進むよう取り組みの PR に努めます。
- 一定規模以上のマンション等を建設する事業者に対しては、電気自動車の充電設備や太陽光発電システム等の設置を求め、環境負荷の低減を図ります。
- 一定規模以上の開発事業については、都の環境影響評価条例に基づく予測調査に対して、区長意見を提出し事業に反映させることで、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 都や事業者等と連携してスマートコミュニティの形成等、エネルギーの面的利用の推進について働きかけていきます。

③ コミュニティサイクルの推進など、乗り物からの CO₂ 排出を減らします。[運輸部門対策]

- 電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の次世代自動車について、積極的な助成や情報提供等を行います。
- 区内マンションの新築時に、電気自動車用充電設備の設置を働きかけること等により、区内充電インフラの拡充を図ります。
- 電気自動車・燃料電池車の非常時・災害時における非常用電源としての活用について、事業者等と連携して先進的な取り組みを支援します。
- 庁有車において次世代自動車・低公害車の導入を推進し、区の事務事業に伴う環境への負荷を低減するとともに、助成事業や環境保全対策資金融資制度等を通じて、一般事業者に対しても次世代自動車・低公害車の導入を支援していきます。
- 区民・事業者に対して、自動車からの温室効果ガスの排出を削減するため、広報紙やホームページ等を活用したアイドリング・ストップ等の意識啓発に努めることで、エコドライブに資する取り組みを推奨していきます。

- 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の低い交通手段の普及を図ります。
- 他区との相互乗り入れや、サイクルポートの充実等によりコミュニティサイクルの利用促進を図り、区民の利用に加え、観光客や通勤者にも区内での自転車利用の機会を拡大していきます。
- 区民における自転車利用のさらなる拡大に向けて、駐車場等の多様な整備・運営手法の検討・導入に努めるとともに、国や都と連携の上、利用のしやすさを重視した環境を創出していきます。
- 自転車ナビマーク・ラインの設置など、歩行者及び自転車が安全で快適に通行できる道路整備を進めます。
- 都が整備を進める環状 2 号線の全線開通をはじめとする渋滞緩和策の取り組みについて、区としても緊密に連携・協力し、計画的な道路整備や道路構造の改善等を進めるとともに、渋滞の緩和による温室効果ガス排出量の抑制を図ります。
- こどもから高齢者までの幅広い世代の人々が安心して区内を移動できる歩行空間の確保、バスネットワークの充実等の整備を関係機関と連携して進めることで、歩いて楽しいまちづくりに努めます。
- 地下鉄 8 号線をはじめとする区内の公共交通の整備・充実に向けて、国や都などの関係機関との協議・連携を強化していきます。
- EC（ネットショッピング等の電子商取引）の拡大に伴う宅配便の取り扱いや不在等の再配達増加による温室効果ガス排出量の抑制に向けて、国や都の取り組みとも連携しつつ、宅配ボックス・ロッカー等の設置を促し、宅配便の再配達削減による物流の円滑・効率化を進めることで、運輸部門からの環境負荷の低減に努めます。

④ 設備の導入助成など、家庭の省エネ化を促進します。[家庭部門対策]

- 家庭での省エネルギー化に資する設備の導入に向けて、都の蓄電池システムや太陽光利用システム等の各種補助制度のホームページなどを活用した情報提供をはじめ、区が実施する地球温暖化防止設備導入助成制度の内容の拡充を図っていきます。
- エネルギー管理システム（^{ヘムス}HEMS^{※3}・^{メムス}MEMS^{※3}）の導入促進により、一般家庭・集合住宅の省エネルギー化を図るとともに、太陽光発電設備、高効率・省エネルギー機器等と併せて設置することでさらなる省エネ効果を図ります。また、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）^{※5}の導入促進に向けて、情報収集ならびに提供を行います。

※5 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

- 既存住宅のリフォーム時における高断熱窓や高反射率塗装、集合住宅の共用部分における照明のLED化を支援します。

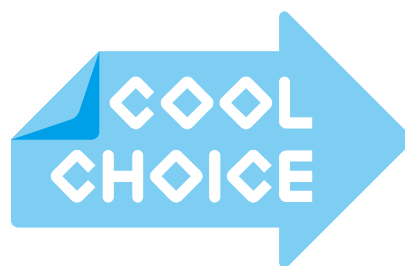
⑤ 区民・事業者・区が連携した取り組みを推進します。

- 地球温暖化対策に関する適切な情報の収集と提供を行うとともに、人材育成を支援します。
- 区立小学校5・6年生を対象としたカーボンマイナスこどもアクション事業について、より多くの区民の参加に向けた事業内容のあり方を検討し、家庭における省エネ・CO₂削減の実現に向けた取り組みを進めます。
- 江東エコライフ協議会の活動を通じて、区民・事業者が環境配慮活動に積極的に取り組めるよう、情報提供等を通じた支援を行います。
- 区が、公共建築物等の新築・改築の機会を捉え、一定の目標値を設定し、率先して木材利用を促進することで、教育施設においては環境学習の教材として積極的に活用するとともに、民間事業者の木材利用への波及効果及び木材産業の活性化を図ります。
- 江東区みどり・温暖化対策基金を活用し、緑化と地球温暖化対策を積極的に進めます。
- 環境に配慮した商品やサービスを選択するCOOL CHOICE^{クールチョイス}を区が積極的に推進し、区内における浸透を図ることで、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの区民・事業者の日常生活や事業活動への定着に取り組むとともに、活動の輪の拡大を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、環境配慮を進める諸施策をレガシーとして受け継ぎ、発展させます。



COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、賢い選択（クールチョイス）で地球温暖化対策を推進する、環境省発信の取り組みです。



未来のために、いま選ぼう。

COOLBIZ

クールビズ

冷房時の室温を、28℃を目安に設定 等

WARMBIZ

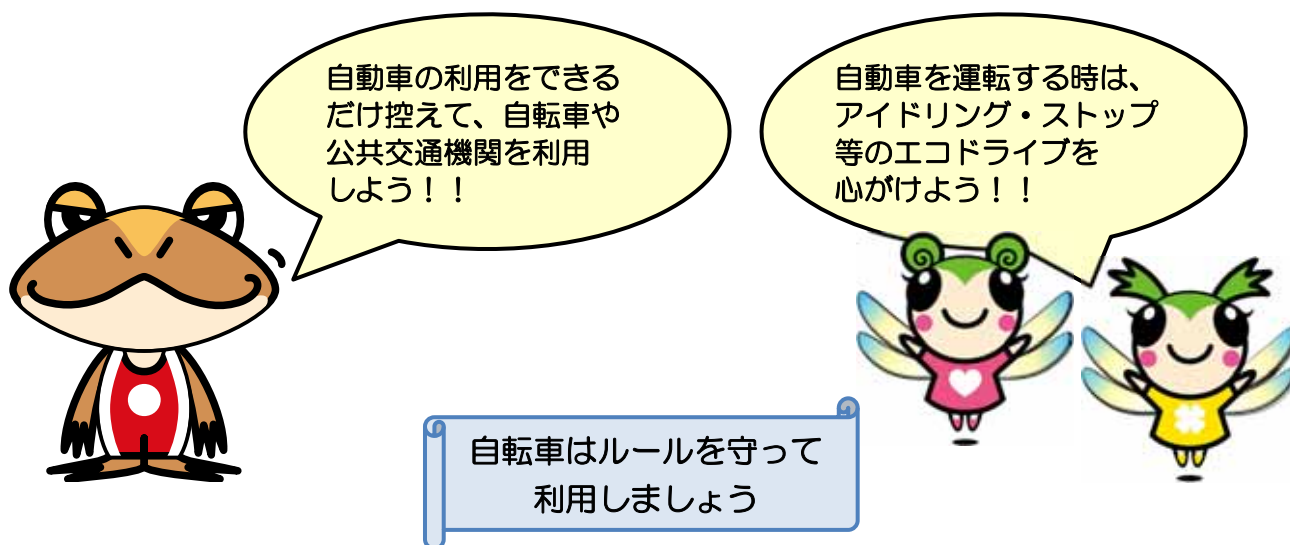
ウォームビズ

暖房時の室温を、20℃を目安に設定 等

江東区役所では、チーム江東・環境配慮推進計画（地球温暖化対策実行計画・事務事業編）に基づき、クールビズ・ウォームビズを全庁的に推進しています。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	● 住宅への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 家電製品を買い替える際には、省エネルギー性能の高い製品の購入に努めます。 ● 住宅を新築・改築する際には、高断熱窓や高反射率塗装を導入するなど住宅の省エネ化に努めます。 ● 水素エネルギーについて情報を収集し、理解を深めます。 ● 電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の選択に努めます。 ● 再配達による CO₂ 排出量を削減するため、宅配便は 1 回で受け取るよう心がけます。 ● 環境学習・環境イベント等の情報を集め、積極的に参加します。
事業者	● 事業所への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 事業所の照明、空調、OA 機器等を買い替える際には、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入に努めます。 ● 建築物を新築・改築する際には、省エネ基準の適合に努めます。 ● 水素エネルギーについて情報を収集するとともに、利活用を検討します。 ● エコアクション 21（EA21）や ISO14001 等の環境マネジメントシステムの導入を検討します。 ● 社用車は、電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車を導入するよう努めます。 ● 電気自動車（EV）用充電設備の設置に協力します。 ● 集合住宅等への宅配ボックスやロッカーの設置を検討します。 ● 地域で行われる環境学習・環境イベントに積極的に参加するとともに、場や機会の提供に協力します。 ● 建築物を新築・改築する際には、木材を積極的に利用します。



(7) 重点事業

事業名	①地球温暖化防止設備導入助成事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。		
事業による効果	再生可能エネルギー等の利用促進、エネルギー使用の合理化と転換を図り、助成件数の目標を達成することで、地球温暖化防止の効果が期待できます。		

事業名	②再生可能エネルギー等の活用	所管課	温暖化対策課
事業内容	区立施設の新築・改築等の機会をとらえ、太陽光発電システムや、雨水利用設備等を可能な限り設置し、CO ₂ 排出削減と環境負荷の軽減を図ります。 また、若洲風力発電設備やマイクロ水力発電設備等を活用し、区民の再生可能エネルギーについての知識の醸成を図ります。		
事業による効果	再生可能エネルギー等の利用が促進されます。 区民の再生可能エネルギーについての知識が醸成されます。		

事業名	③街路灯の改修	所管課	施設保全課
事業内容	区道等に設置している老朽化した街路灯をLED照明等へ改修し、合わせて省エネ化を図ります。これによりCO ₂ の発生を抑制し、環境負荷を低減します。		
事業による効果	改修により省エネ化、CO ₂ 削減効果が期待できます。		

事業名	④江東区公共建築物等における木材利用推進方針の運用	所管課	温暖化対策課
事業内容	江東区公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、区で新設・改築する施設について、「1平方メートル当たり0.008m ³ 以上」を目標値として木材利用の推進を図ります。		
事業による効果	木材の良さ、木材の特性や木材利用促進の意義について、区民の理解が醸成されるとともに、区が率先して木材利用を推進することにより、民間事業者への波及効果が期待できます。		

江東区がイメージする 持続可能な脱炭素社会

■再生可能エネルギーの利用やエネルギー管理の最適化等を進め、CO₂排出量の削減目標を達成します。将来的には、先進的技術を取り入れながら、区の地球温暖化対策（緩和策）を推進していくことで、脱炭素社会の実現を目指します。

水素ステーション



写真提供：東京ガス株式会社

燃料電池車



燃料電池自動車の普及促進

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて電気をつくり、モーターで走る自動車です。

マンションにおけるエネルギー管理（MEMS）

コントロールセンター



熱エネルギーの有効利用



有明清掃工場で発生する熱エネルギーは有明スポーツセンターに供給されています。

ガスによる地域分散電源
（CGS: コージェネレーションシステム）

ガスにより電気と熱を同時に発生させるシステムで、停電時でも電力供給が可能となります。

エネルギーの面的利用

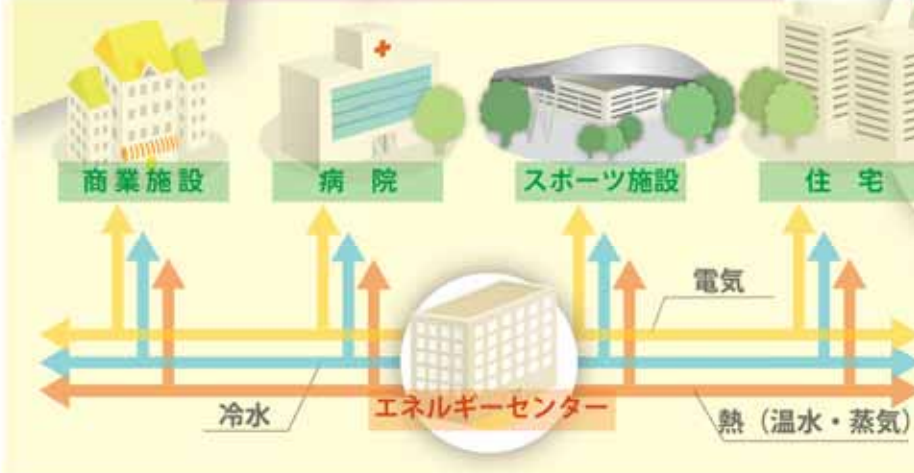
建物間をネットワークでつなぎ、エネルギーの最適化を図ります。

エネルギーの地産地消

ごみ発電



新江東清掃工場のごみ発電による電力は区立小・中学校で使用されています。







江東区の木材利用

区では、江東区公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、本区の地場産業を活かした積極的な木材利用の推進を通じて、森林の適切な整備・保全及び健全な育成を図るとともに、地球温暖化対策の一層の推進を展開します。

有明西学園における木材利用

平成 30 年 4 月開校。校舎の木質化に加え、耐火集材を一部の柱や梁に使用することで大規模な耐火木構造を実現したことから、木材使用率が上がりました。（床面積 1m² あたり木材使用 0.048m³）

温もりのある木の校舎は、森林資源の大切さや地球温暖化対策の取り組みを、こどもたちに伝えています。



江東区公共建築物等における木材利用推進方針

公共建築物の新築・改築時の木材利用について、床面積 1m² あたり 0.008m³ 以上の木材利用に努めることとしています。

また、本計画の重点事業としても木材利用の推進を位置付けて、新築・改築する建築物のすべてに床面積 1m² あたり 0.008m³ 以上の木材利用達成率 100%を目標として掲げました。

木を使う地球温暖化対策

植物は、太陽からの光エネルギーを利用して、吸収した大気中の二酸化炭素を有機物として固定することができ、特に樹木は幹や枝に大量の炭素を蓄えています。また、建築等で木材を利用することは、木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することになるため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出の抑制につながります。

1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】

(1) 背景

気候変動影響の顕在化

東京の平均気温はこの 100 年で 3.2℃上昇しており、日本全体の気温上昇（100 年あたり約 1.19℃）を大幅に上回っています。地球温暖化による気温の上昇に加え、都市特有の問題であるヒートアイランド現象が重なり、年々その影響への懸念が高まっています。

気候変動が引き起こす問題は、熱中症の増加など健康被害リスクの増大や、都市空間の高温化や熱帯夜の増加に代表される都市の快適性の阻害、夏の冷房需要の増加によるエネルギー使用量の増大、感染症を媒介する蚊等の生物の越冬といった生態系の変化、命にかかわる暑さ、経験したことのない大雨や局地的な集中豪雨による都市型災害の増加などが挙げられます。

気候変動影響への適応の必要性

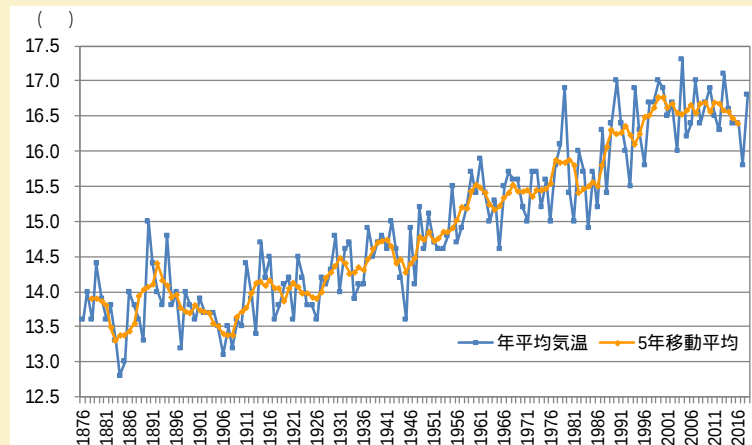
平成 27 年に採択されたパリ協定では、緩和策に加えて、適応策の長期目標の設定や各国の適応計画プロセスと行動の実施について求められています。国内では、気候変動によるさまざまな影響に対して政府全体で整合の取れた取り組みを推進するため、平成 27 年 11 月に気候変動の影響への適応計画が閣議決定されました。

平成 30 年 6 月には気候変動影響への適応に関する初めての法律である気候変動適応法が公布（同年 12 月施行）され、同年 11 月には法律に基づく新たな気候変動適応計画が策定されています。気候変動適応法では、各主体が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化するとともに、国は気候変動適応計画を策定し、その進捗状況について把握・評価手法を開発すること、気候変動影響評価を概ね 5 年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定すること等が定められました。また、地方公共団体に対しては、区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた適応策を推進するよう求めるとともに、国の気候変動適応計画を踏まえて地域気候変動適応計画の策定に努めるとされています。

区では、小学校の校庭芝生化の推進、また屋上緑化・生垣などへの導入助成を行い、ヒートアイランドの抑制に努めているところです。引き続き、ヒートアイランド抑制の観点から、都との連携による「風の道」の創出に取り組み、その実現に向けて、公園や沿道などのみどりの保全、緑化の推進とともに、水辺の整備等を一層推進していきます。

(2) 現 況

- 東京管区気象台における年平均気温の推移を見ると、長期的に上昇傾向にあります。地域の夏の気温は、東京湾側から吹く風の影響で臨海部を中心に低くなっており、23 区においてはヒートアイランドの影響が比較的小さい地域といえます。

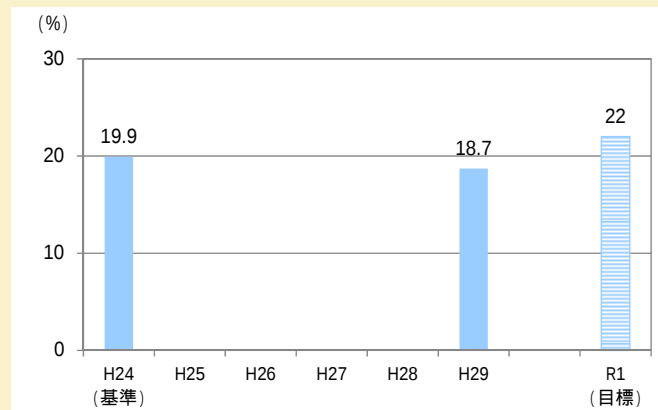


年平均気温の推移（東京管区気象台/千代田区大手町）

【出典】：気象庁

- 平成 29 年調査時点で、緑被率※は 18.7%となっており、令和元年度の目標値である 22%には達していません。また、平成 30 年度に新たに緑化された面積については、区民・事業者によるものが 52,599m²、区立施設によるものが 911m²となっています。

※ 緑被率：ある地域または地区において、樹木・芝・草花などで覆われた土地（緑被地）の占める割合。



緑被率

【出典】：平成 29 年度 江東区緑被率等調査報告書

(3) 課 題

- 地球温暖化に対する緩和策に加えて、短時間豪雨の増加や夏季の気温上昇による熱中症の増加など、地球温暖化の進行がもたらす気候変動の影響に備える適応策を検討していく必要があります。
- 臨海部の大規模開発に伴う緑被地面積の減少などによって、一時的に緑被率が減少傾向にあります。江東区みどりの基本計画に基づき、ヒートアイランド現象の緩和に資する質の高いみどりを創出していく必要があります。

（４）江東区が目指すべき 10 年後の姿

海風が区内陸部に効果的に吹き込むようにヒートアイランド対策が実施され、熱環境の改善による快適な生活環境を実現しています。

管理指標	現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
緑被率 %	18.7 [H29]	22	22 [R11]
区民・事業者による新たな緑化面積※ m ²	52,599 [H30]	—	—
区立施設における新たな緑化面積※ m ²	911 [H30]	—	—

※ 新たな緑化面積は実績管理指標とする。

（５）具体的な取り組み

① ヒートアイランド抑制・緩和に向けて、「風の道」を創出します。

- 海の森※から吹く風が区内を吹き抜けるように、水辺・潮風の散歩道の整備にあわせてみどりを育成し、みどりの連続した「風の道」を創出します。

※ 海の森：

中央防波堤内側埋立地に、苗木を植え、美しい森に生まれ変わらせる計画により植樹が進められた森。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、競技会場として、海の森水上競技場・海の森クロスカン トリーコースが整備される。（37・106 ページ参照）

② 緑化等により人工被覆面（アスファルトやコンクリート）の熱環境を改善します。

- 屋上（壁面）緑化や生垣等の緑化を推進するため、区の公共施設等及び民間の建築物での実践例や各種補助制度等の紹介に取り組み、みどりを活用した人工被覆の改善と区民・事業者への意識啓発に努めます。
- 校庭等の教育施設における芝生化と同時に、新築・改築等を行う際の屋上・壁面緑化の実施を検討していくとともに、併せて公共施設の屋上・壁面緑化も進め、建物周辺の気温の上昇を抑制します。
- 区民・事業者等との連携のもと、地域の打ち水イベント等の活動を促進します。
- 暑さ対策となるパーゴラ（日陰棚）やミスト設備等を設置し、クールスポットの創出を図ります。
- 公園の樹木や街路樹について、適切な維持管理を行うことで樹冠を確保し緑陰を形成します。
- 道路の植栽や歩道に浸透させた雨水を利用し、路面温度の上昇を抑制します。

③ 空調等の負荷による人工排熱を抑制します。

- 家庭や事業所からの空調等による排熱を抑制するため、冷暖房温度の適正管理を促進するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギータイプの高効率機器等の普及に努めます。

④ 気候変動の影響による被害を軽減します。

- こどもや高齢者への熱中症対策として、各種広報媒体等を駆使した情報発信による啓発活動を強化するとともに、公共施設等を有効利用した外出時の休憩スペースの開設に努めることで、誰もが快適に暮らすことのできる安全・安心な地域社会づくりに取り組みます。
- 地球温暖化による気候変動について、国や都の動向を踏まえつつ、区としても影響を把握していくとともに、区民や事業者に対する適切な情報発信に努めます。

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● 住宅の敷地内を緑化するとともに、区が行う緑化事業に参加します。 ● 屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテン等により身近な人工被覆を改善します。 ● 地域の打ち水等のイベントに積極的に参加します。 ● 冷暖房温度の適正管理を図り、空調等からの排熱の発生を抑制します。 ● 熱中症対策等について情報を収集します。
事業者	● 事業所の敷地内を緑化するとともに、区が行う緑化事業に協力します。 ● 屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテン等により身近な人工被覆を改善します。 ● 地域の打ち水等のイベントに積極的に協力します。 ● 冷暖房温度の適正管理を図り、空調等からの排熱の発生を抑制します。 ● 街中でのクールスポットや休憩スペースの設置に協力します。 ● 熱中症対策等について情報を収集するとともに、従業員へ周知します。

（７）重点事業

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業	所管課	管理課
事業内容	建物上の屋上緑化や壁面緑化、公共施設での敷地内緑化の充実等を進め、公共施設周辺の気温上昇を防止します。		
事業による効果	緑化により、コンクリートやアスファルトなどの人工被覆面の温度上昇が改善されます。		

区は、これまで、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R に、リフューズ（断る）、リペア（修理）を加えた 5R の取り組みの推進により、ごみの発生量を着実に減らしてきました。

今後は、これまでの 5R の取り組みをさらに充実させ、引き続き、ごみ減量と有効活用を推進していきます。また、食品ロスの削減、水銀含有廃棄物の適正処理、若年層や外国人住民への情報発信の強化など、新たな取り組みも積極的に推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会の形成を目指します。

【主に関連する SDGs の目標】



住み続けられる
まちづくりを



つくる責任
つかう責任



パートナーシップで
目標を達成しよう

2-1 ごみ減量と有効活用の推進

（１）背景

持続可能な資源循環型地域社会形成の必要性

現在の私たちの豊かな生活は、資源の大量生産・大量消費によって支えられており、同時にそれは、大量廃棄型の社会を意味します。限りある資源を有効に活用するためには、新たに採取する資源を少なくし、環境への負荷を可能な限り減らしていく持続可能な資源循環型地域社会の形成が不可欠です。我が国においては、平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法及び平成 30 年に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、社会経済活動の全段階を通じた、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みが進められています。同計画では、食品ロスの削減をはじめ、近年世界的な話題となっているマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策に取り組むとしています。また、都も「食品ロス削減・東京方式」の確立をはじめ、国のプラスチック資源循環戦略を踏まえたプラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方の策定など、持続可能な資源循環型地域社会の形成に向けた取り組みを進めています。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、次世代に良好な環境を引き継ぐためには、すべての人々がライフスタイルを見直し、環境に配慮した生活へと転換していく必要があります。また、事業者は、日々の事業活動に伴い発生する廃棄物について、事業者自身が排出者責任のもとで、積極的に発生抑制やリサイクルなどの環境に配慮したビジネススタイルに取り組んでいく必

要があります。

なお、現在、清掃工場等で中間処理した廃棄物について、一部の焼却灰はセメントの原料化等資源として再利用しますが、それ以外は中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられています。東京湾の中で埋め立て可能な処分場は新海面処分場が最後の区画であり、その寿命は今後 50 年余と推計されています。最終処分場の延命を図るためには、廃棄物のより一層の減量化を徹底・推進していくことが必要です。

区では、平成 29 年に江東区一般廃棄物処理基本計画を改定し、基本理念に持続可能な資源循環型地域社会の形成を掲げ、「もったいない、限られた資源をたいせつに」をスローガンのもと、区民・事業者・区がそれぞれ役割を担い、5Rをはじめとする各種取り組みを進めています。

区の取り組みの経緯

区は、23 区の最終処分場を抱え、長年に渡りごみ問題に関して、多大な負担を強いられてきたことから、区民のごみ問題に対する意識は高く、早くから独自の資源化への取り組みを進めてきました。

区の取り組み年表

平成 3 年	1 月	びん・缶の資源回収開始、乾電池の資源回収開始（同年 2 月）
平成 7 年	7 月	ペットボトル回収開始
平成 12 年	2 月	古紙の回収開始
平成 19 年	11 月	廃蛍光管の回収開始（区内電器店・生活用品店等との連携による）
平成 21 年	3 月	廃プラスチック等のサーマルリサイクル実施 容器包装プラスチック、発泡トレイ・発泡スチロールの資源回収開始
平成 24 年	6 月	古着の巡回回収開始
平成 25 年	4 月	小型家電のボックス回収の本格実施（小型家電リサイクル法施行より）
	10 月	粗大ごみ中の小型家電のピックアップ回収開始
平成 27 年	4 月	不燃ごみの全量資源化を試行実施（平成 30 年度から本格実施）
平成 29 年	3 月	江東区一般廃棄物処理基本計画を改定



江東区とごみの歴史

区では、江戸時代の1655年に永代浦（現在の江東区の富岡八幡宮のあたり）において、最初のごみの埋立が始まりました。その後、明治以降現在まで、本区南部地域に東京のごみが埋め立てられ、潮見、夢の島、若洲、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立処分場、新海面処分場がごみの埋立処分場として使われてきました。

この過程でいわゆる「ごみ戦争」が起こるなど、江東区民は、東京のごみ問題に長年苦しめられてきました。現在では23区唯一の最終処分場を抱え、日本最大規模の新江東清掃工場と、有明清掃工場を有しており、23区で発生する可燃ごみの約2割を焼却処理しています。



「ごみ戦争」当時の写真

ごみ処理について、昭和40年代から、都及び他区に対して「自区内処理の原則」と「迷惑負担公平の原則」を訴え、ごみ問題の抜本的解決を求めてきました。その結果、現在では各工場に一定の処理基準が設定され、その基準を超えて処理をしたごみ量については、一定の負担金を受けるようになっていますが、金銭による調整措置はあくまでも一部・例外的・限定的に導入されたものであり、今後も各区に対して、負担のアンバランスが是正されるよう、ごみの減量化とリサイクルの推進を積極的に働きかけていきます。

中央防波堤埋立地の帰属問題が終結 ～次世代に夢を託す第一歩へ～

長年、ごみを埋め立ててきた中央防波堤埋立地は、その帰属を巡り係争中でしたが、令和元年10月に、面積の約8割を江東区、約2割を大田区として決着しました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場や海の森公園を有する広大な土地は、江東区の新たなまちづくりに向けて大きな可能性を秘めています。



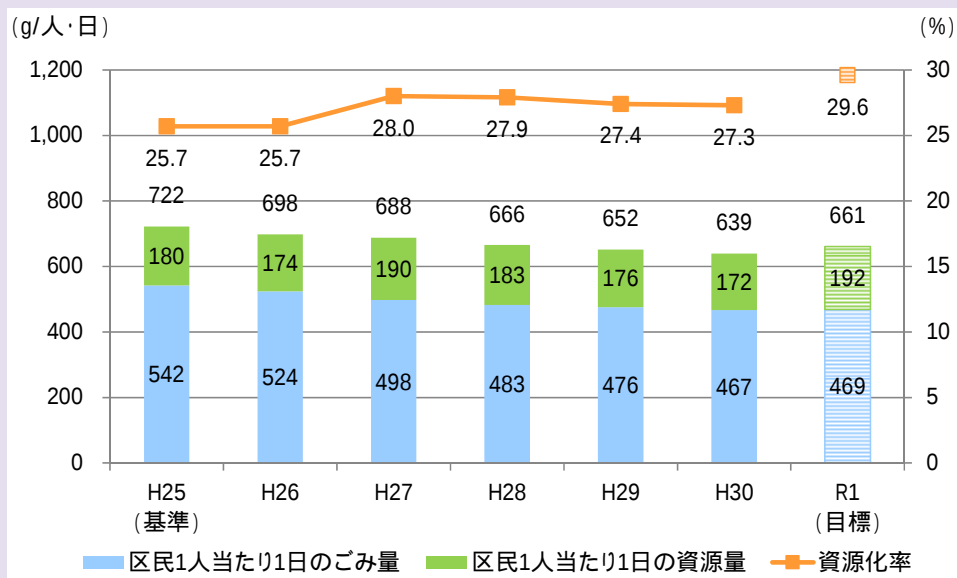
(2) 現 況

- 区民 1 人当たりが 1 日に排出するごみ量と資源量は、ともに減少傾向にあります。また、近年、資源化率※1 はほぼ横ばいとなっています。

※1 資源化率：

区のごみ量における資源化に回された量の割合。

$(\text{資源量} + \text{収集後資源化量}) / (\text{区収集ごみ量} + \text{資源量})$



区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量※2と資源化率

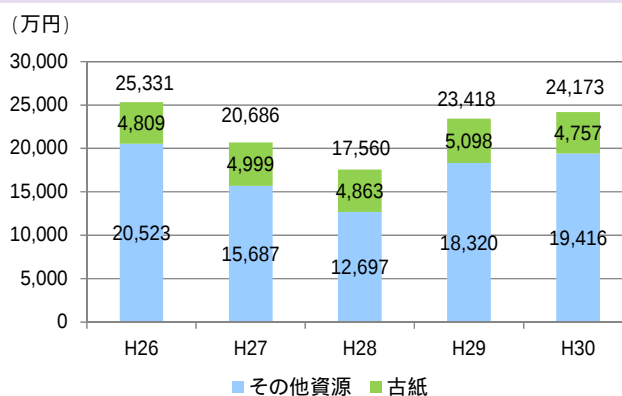
※2 区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量：

区収集のごみ量と資源量の合算量を人口と年間日数で割り出したもの。リサイクルを推進して資源化率（区のごみ量における資源化に回された割合）を向上させることも重要であるが、リサイクルを行うためには資源も経費も必要になるため、ごみの発生抑制の観点から、ごみ量と資源量全体を減らしていくことが重要となる。

- 回収した資源は、事業者買い取ってもらうことで、区の歳入確保に繋がり、さまざまな事業に活用されています。平成 30 年度の資源回収事業による収入は古紙が 4,757 万円、びん・缶等のその他資源※3 と合わせて 2 億 4,173 万円となっています。

※3 その他資源：

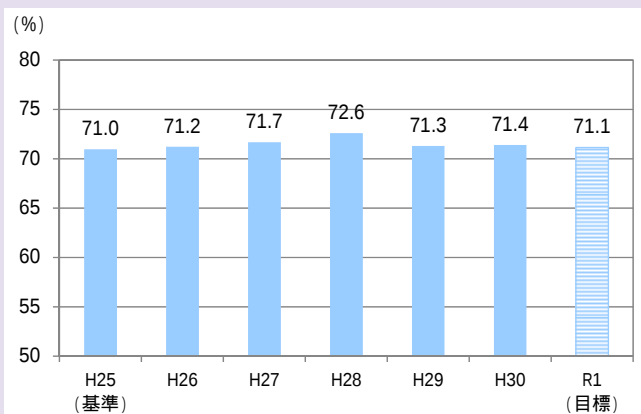
びん、缶、ペットボトル、鉄くず、古着、小型家電



資源回収事業における歳入確保

【出典】：業務取得

- 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率は、平成30年度には71.4%となり、令和元年度の目標値を達成しました。



大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率

【出典】：業務取得

(3) 課題

- ごみの発生量は改善傾向で推移していますが、江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、これまで以上のごみの減量に向けて、5Rの取り組みについて積極的に情報発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、区民・事業者・区の連携を強化していく必要があります。また、増加傾向にある外国人住民や若年層に有効な情報発信手法を検討していく必要があります。
- ごみ組成分析調査（平成30年度）によると、家庭から出る燃やすごみの約38%は生ごみが占めていることから、生ごみの発生抑制やリサイクルを推進する必要があります。また、家庭から出る燃やすごみの約4%が未使用食品であることから、食品ロスの削減にも取り組んでいく必要があります。
- 資源化率は改善傾向で推移していますが、計画どおりの進捗が図れていない状況です。また、ごみ組成分析調査（平成30年度）によると、家庭から出る燃やすごみの中に約24%の資源化可能物が含まれていることから、雑がみや容器包装プラスチック等の資源化可能物について分別を徹底していく必要があります。
- 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率は改善傾向で推移していますが、事業系廃棄物の減量化及び再利用のさらなる推進を図るため、規模や業種等の事業者の特性に応じた対応を行っていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき10年後の姿

すべての区民・事業者が、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制され、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会が実現しています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和6年度 目標値
区民1人当たり1日の 資源・ごみ量	g/人	639 [H30]	661	591
区民1人当たり1日のごみ量	g/人	467 [H30]	469	428
資源化率	%	27.3 [H30]	29.6	28
大規模建築物事業者による 事業系廃棄物の再利用率	%	71.4 [H30]	71.1	73.4

(5) 具体的な取り組み

① 持続可能な資源循環型地域社会への理解の促進に取り組みます。

- ごみ問題に対する意識啓発のため、出張勉強会や清掃関連施設見学会などによる区民等への情報発信を積極的に行い、5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理についての理解の促進に努めます。
- 区民などの自主的な活動を支援するため、町会や自治会などの要望に応じ、正しい分別やリサイクル方法等について講習やアドバイスを行います。
- 外国語を表記した「資源とごみの分け方・出し方」の作成等により、外国人住民の方に対する資源・ごみの分別や出し方に関するルールの分かりやすい情報発信に努めていきます。また、スマートフォン向けのアプリ等を活用した若年層や外国人住民の方に対する関連情報の発信を推進します。
- 環境フェアや区民まつりなどのイベントにおいて、パネルや再生品の展示等による情報発信を行うことで、区民等に対するごみ問題への意識啓発に努めます。
- えこっくる江東のごみ戦争展示コーナーや区立小学校で行う環境学習、教育委員会と連携した副読本の作成や、みんなでまちをきれいにするポスターコンクールの実施等を通じて、ごみの発生抑制をはじめとした、5Rに取り組む意識を醸成します。
- ごみ減量推進事業等の取り組みを通じて、自主的なごみの減量やリサイクルへの取り組みにつなげるための情報発信のさらなる推進を図ります。
- 廃棄物管理責任者講習会の開催や立入調査を通して、各施設へ指導助言を行い、正確な知識の付与に努め、事業系廃棄物の減量やリサイクルの推進を図ります。
- グリーン購入法適合商品等、環境に配慮した商品の積極的な購入・活用を区民・事業者に促していきます。
- 高齢者や障害者のごみ出しへの支援に向け、職員が玄関先等に収集に伺い、必要に応じて安否確認を行うなど、ごみ出しサポート事業を実施します。また、今後も区内における高齢化が進行していくことが想定されることから、需要が増加することも踏まえ、ごみ出しサポート事業における収集体制の見直しについても検討します。
- 不燃ごみのうち、鉄・アルミ等の金属は素材として回収し、金属以外については固形燃料製造に用いるなど、より一層の資源化を推進します。



ごみの処理の考え方

平成 29 年 3 月に策定された江東区一般廃棄物処理基本計画では、ごみ処理について以下のような基本的な考え方を示しています。

スローガン もったいない、限られた資源をたいせつに

5R の推進

5R によるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化します。

リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進によりごみの発生を抑えます。

リサイクルのより一層の推進により資源物がごみになることを抑制します。

Refuse ～リフューズ～

ごみになるものは断る



Reduce ～リデュース～

ごみになるものを減らす



5R

Reuse ～リユース～

使えるものは捨てずに使う



Repair ～リペア～

壊れたものは修理して使う



Recycle ～リサイクル～

もう一度資源として生かす



適正処理

5R によるごみ減量を実施しても、なお、ごみとして処理をしなければならないものが残ります。これらについては、区民の生活環境の保全を前提とした上で、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理をしていきます。

ごみを適正に処理していく段階でも、清掃工場から出てくる余熱を利用したり、燃やさないごみや粗大ごみの中から金属などを回収したり、資源化することで、ごみとして捨てられたものの最大限の活用を図ります。

② 5R を推進します。

リフューズ(断る)を推進し、ごみの減量に取り組みます。

- マイバッグの利用や包装の簡素化等を区民・事業者との連携により促進していきます。

リデュース(発生抑制)を推進し、ごみの減量に取り組みます。

- 生ごみの減量について、有効な消費行動に関する情報提供を実施するとともに、家庭での水切りや堆肥化・消滅化などの普及啓発に積極的に取り組みます。
- 食品ロスの削減・食品廃棄物の発生抑制のため、事業者と連携を強化し、フードドライブや
さんまるいちまる
30・10運動※等に関する普及啓発活動を推進します。

※ 30・10 運動：

会食や宴会で、乾杯後 30 分間とお開きの 10 分前には自分の席に戻り、料理を楽しむ食べ残しを減らすこと。

リユース(再使用)を推進し、ごみの減量に取り組みます。

- 物を大切に「繰り返し使う」ことを働きかけます。
- リサイクルショップ等の情報提供を行い、利用促進を図ります。
- 古着・古布について、拠点回収を実施し、リユース・リサイクルを推進します。

リペア(修理)を推進し、ごみの減量に取り組みます。

- ホームページ等をはじめとする媒体を活用して区内における修理・修繕取扱店の一覧などを掲載し、リペア（修理）に関する情報提供に努め、製品等の長期使用を働きかけます。

リサイクル(再生利用)を推進し、ごみの減量に取り組みます。

- 古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック等の適正な分別・排出の普及啓発に努めます。
- 区が回収するリサイクル品目の拡大や現在実施しているリサイクル事業での環境負荷の削減効果やコストを再評価し、継続の必要性を検討します。
- 使用済み小型家電の回収事業等を通じて、区が主体となりリサイクルシステムの確立に向けた取り組みのさらなる推進を図ります。
- 区民が集積所に排出した古紙をはじめとする資源物を守るため、早朝回収やパトロールを実施するとともに、都や関係団体との連携の強化を図ります。
- 清掃事務所が収集した粗大ごみの中で、修理等により再度使用が可能なものを環境フェア等の開催時において廉価で提供を行う、いかせる粗大ごみ作戦事業を実施します。また、費用対効果を考慮しつつ、収集した粗大ごみの中から小型家電のピックアップ回収を行い、リサイクルを進めます。
- 集団回収の維持・拡大に向け普及啓発を推進します。
- 公園等の樹木から出る剪定枝をチップ化・堆肥化して利用する緑のリサイクル事業を通じて、ごみの減量化と区内緑化を図ります。また、区民への堆肥配布を行い、資源循環への意識を高めます。
- 庁内環境配慮推進計画に基づき、区役所も区内の一事業者として、率先して5Rを推進し、資源循環に努めます。

③ 廃棄物の適正処理を行います。

- プラスチック対策として、国は資源循環戦略で令和 12 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%削減し、都はゼロエミッション東京戦略で一般廃棄物のリサイクル率 37%を掲げています。継続して取り組む重要な課題であり、これらの目標を達成し、かつ乗り越える取り組みを進めます。
- 5Rを積極的に推進し、さらに最終的に排出される廃棄物については、破碎・焼却により可能な限り容積を減らした上で埋め立て、最終処分場の延命化を図ります。
- 蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計などの水銀を含む廃棄物について、より安全な体制の下で収集し、可能な限りリサイクルをした上で、適正に処理をします。
- スプレー缶やカセットボンベ等について、中身を使い切って排出することなどの適正な処理方法を広く周知するとともに、安全な体制の下で収集します。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	● 環境フェアや区民まつり、えこっくる江東のごみ戦争展示コーナー等を通じて、ごみに関する区の取り組み・歴史を学ぶとともに、積極的に5Rに取り組みます。 ● 使い捨て製品ではなく、詰め替え商品を購入することで、ごみの発生抑制に努めます。 ● 生ごみの水切りなどによる減量化に努めます。 ● 食品は必要となる分量を購入し、食べ残しや賞味期限切れによる無駄な廃棄を防ぐように心がけます。 ● 調理の際には、食材を無駄なく有効活用したメニューを心がけるなど、食品ロスを出さないための取り組みに努めます。 ● 宴会等の開催の際には、さんまるいちまる30・10運動を意識し、食品ロスを発生させないように心がけます。 ● 不要になった衣類はフリーマーケットへ出すなど、再度利用可能な手法を選択して再利用します。 ● 蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など水銀を含む廃棄物の適正な排出を徹底します。
事業者	● マイバッグの推奨や過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売等により、ごみの減量化やリサイクルに資する取り組みを進めます。 ● ごみの分別方法を遵守し、持続可能な資源循環型地域社会の形成に協力します。 ● 調理手法の工夫をはじめ、食材を無駄なく有効活用したメニューを提供し、食品ロスを出さないための取り組みを行います。 ● 宴会等で店舗を利用する人々に対し、さんまるいちまる30・10運動等の啓発に努めます。 ● 店舗における商品の陳列の際には、品物のばら売りや量り売りの実施に努めます。

	蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など水銀を含む廃棄物の適正な排出を徹底します。
--	--

(7) 重点事業

事業名	①生ごみ減量推進事業	所管課	清掃リサイクル課
事業内容	燃やすごみの40%を占める生ごみを、区民が地域や家庭で減量に取り組むことでごみ全体の減量化を図ります。		
事業による効果	燃やすごみの発生抑制が推進され、ごみ減量につながります。 区民のごみ減量の意識向上につながります。		

事業名	②古着・古布の回収	所管課	清掃リサイクル課
事業内容	清掃事務所内での常設拠点及びその他の区有施設での拠点回収により、区民から古着・古布を回収し、国内外で回収物を再利用（リユース）します。		
事業による効果	古着・古布の再利用により区のごみの減量化につながります。		



資源循環型地域社会の形成に向けて

古着回収事業

平成23年度から、区民から古着・古布を回収し、回収したものを事業者へ引渡し、国内外で再利用（リユース）する事業を実施しています。毎月1回、区内で拠点を変えながら回収しています。平成26年度から、常設拠点を清掃事務所内に設置しています。

<回収物>

- 衣類全般・肌着等



<回収できないもの>

- 布団・座布団・ぬいぐるみ・くつ
- ゴム・ビニール製品
- 汚れ、状態がひどいもの
- 修繕が必要なもの

※ 必ず洗濯してください。

【回収日程】

清掃事務所：
常設（日曜・年末年始以外）
区関連施設：
月1回 指定時間内

フードドライブ

食品ロスの削減に向けた取り組みとして、家庭で余っている未利用食品を集め、フードバンク団体を通じて、食品を必要としている福祉団体や福祉施設などに寄付するフードドライブを、環境フェアや区民まつり、期間限定で区窓口でも実施しています。



区は、これまで、みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現に向けて、みどり豊かなまちづくりを推進してきました。

今後は、これまで取り組んできた生物多様性の保全、公園・緑地や水辺環境の整備に向けた取り組みをさらに充実させ、区民・事業者・区が連携して、質の高いみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に配慮したみどりのネットワークづくりを推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、豊かで親しみのある水辺と緑の空間が整備された人と自然が共生するまちの形成を目指します。

【主に関連する SDGs の目標】



住み続けられる
まちづくりを



海の豊かさを
守ろう



陸の豊かさも
守ろう



パートナーシップで
目標を達成しよう

3-1 生物多様性の保全

(1) 背景

生物多様性とは

生物多様性とは、生物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には 3,000 万種もの生物が生存していると言われており、これらの生命には一つひとつに個性があると同時に互いに関わり合いながら生きています。私たちの日々の暮らしや産業活動は、きれいな大気や水、食料や衣類、エネルギーなど多様な生態系から受けるさまざまな恵みによって支えられています。

暮らしの基盤



すべての生命の存立基盤



生物多様性がもたらす自然の恵み

【出典】：陸水域の生物多様性の保全のために（環境省）

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルがあるとしています。しかし、近年では、開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの縮小、外来種や化学物質の持ち込み、地球規模での気候の変化など、主に人間活動の影響によってたくさんの生物が危機に瀕しており、絶滅のスピードは自然の速度の約 1,000 倍にもなっていると言われています。



生物多様性の3つのレベルと4つの危機

生物多様性の保全のためにできること

生物多様性の保全のためには、日常の暮らしの中で一人ひとりが生物多様性との関わりを意識し、身近なところから行動することが重要となります。国連生物多様性の10年日本委員会では、生物多様性の恵みを受け続けられるよう、生物多様性を保全するために身近なところから楽しんでできる5つのアクションを「MY 行動宣言」として取り組みを促進しています。



MY 行動宣言の5つのアクション

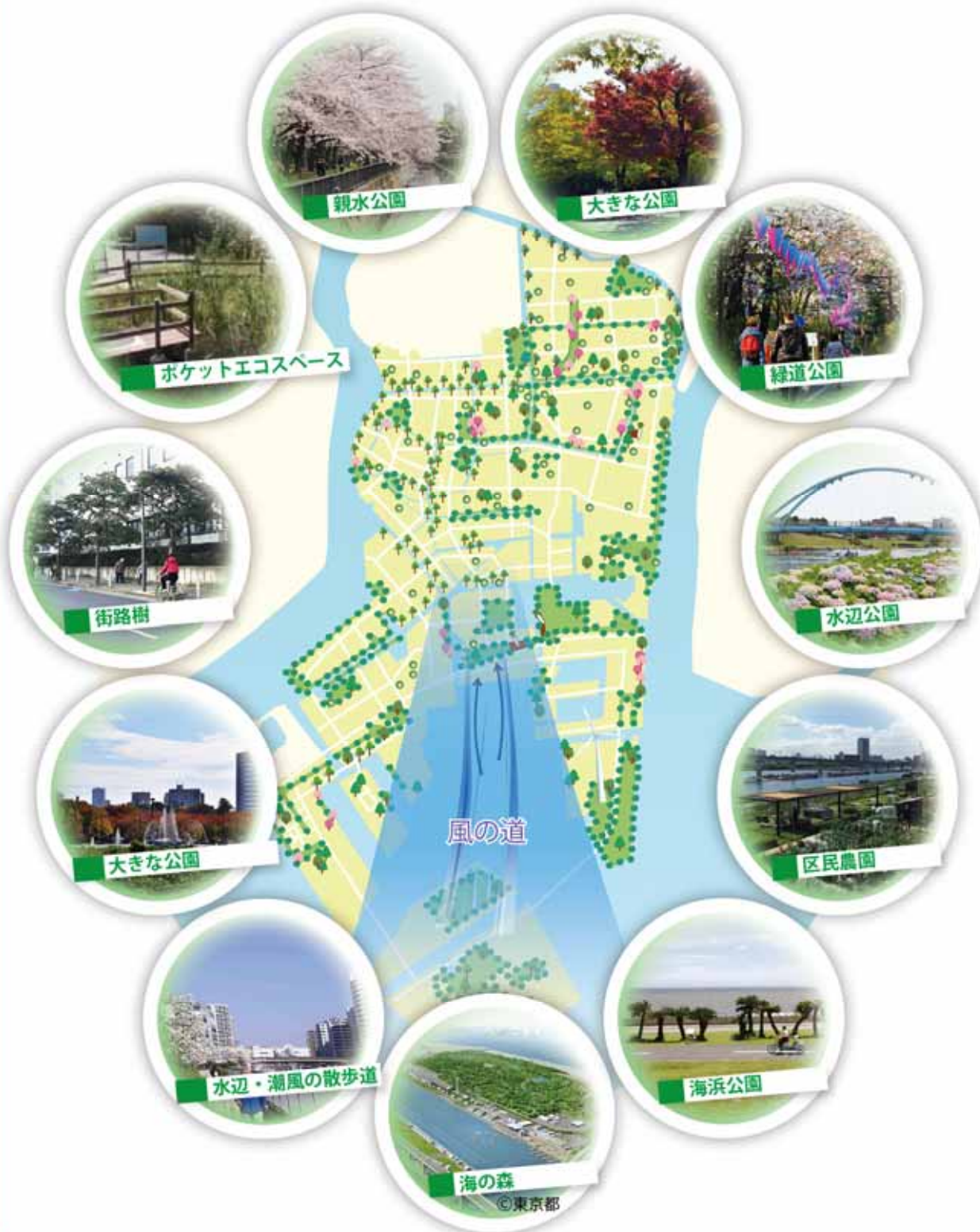
【出典】：こども環境白書 2019（環境省）

区内には、河川や運河、干潟などの水辺や公園、街路樹などの緑地といった貴重な自然が存在しています。地域の生態系を守り、自然との共生を図るまちづくりを進めることで、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を次世代に引き継いでいきます。



水辺を活かしたみどりのネットワーク

水辺に恵まれた地域特性を活かして公園や散歩道の整備・ポケットエコスペースの設置など、多彩な緑地が連なるようにみどりを整備し、多様な生物が生息・生育できるネットワークづくりを進めてきました。連続するみどりの形成により海風が区の内陸部に効果的に吹き込み、ヒートアイランド現象の緩和に資する「風の道」や、生物が移動できるようなみどりのつながり「エコロジカルネットワーク」を創出します。





江東区の多彩なみどりと生きもの

■ 親水公園

区の親水公園は、川を埋め立てて造った公園で、その名のとおり、“水に親しんで”遊べるような水路や池等を保有しています。園内の水路は、自然のままの川の水を導水しているため、魚類など水生生物が多く見られ、こどもたちがそれらの生物とふれあい、観察できる空間です。



■ 水辺の散歩道・潮風の散歩道

区内を縦横に走る内部河川や運河に沿い、散策路として水辺の散歩道や潮風の散歩道を整備しています。沿道にはサクラ、クロマツ、ハクモクレンなどを植えて、みどり豊かな水辺空間を形成しています。これらは、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道」として寄与するとともに、多様な生物とのふれあいを楽しめるような身近な水辺空間となっています。



■ ポケットエコスペース

ポケットエコスペースは、一般にはビオトープと呼ばれ、小さな池、草地、樹木などを組み合わせて、適度に人の手を入れながら、自然が本来もつ力によってつくられた生物の生息空間です。

区は昭和 63 年に実験池をつくり、その後区内の公園、小学校、幼稚園等にポケットエコスペースを計画的に整備し、平成 30 年度現在 53 箇所が整備されています。ポケットエコスペースではさまざまな生物の回帰が観察され、区民の環境学習の場として活用されています。



■新砂干潟

新砂干潟は荒川にかかる清砂大橋の下流にあり、もとは川土の一時置き場に使用していた岸边だったものを、国土交通省が造成した人工の干潟です。

えこっくる江東では、新砂干潟の親子観察会を実施しています。

親子で干潟に流れ着いたごみを清掃し、生きものを観察することで、環境の保全や生物多様性を考える機会としています。（普段は干潟への立ち入りはできません）



群生するヤマトオサガニ

■自然観察会

えこっくる江東では、身近な自然を観察する親子講座を継続して行っています。

えこっくる江東内のビオトープや近隣の公園で、季節の移り変わりを感じながら親子で楽しく観察し、その日に会った生きものたちを記録しています。

6月のある日の観察 ～生きもののリスト～

- ✓ギンヤンマ
- ✓クロアゲハ
- ✓ハラビロカマキリ
- ✓ナミテントウ
- ✓オナジマイマイ
- ✓アオサギ
- ✓ウミネコ
- ✓ツバメ など 40 種

■湾岸地域－豊洲・辰巳・夢の島の昆虫

区の南部の湾岸地域には、大規模な都市型公園やビルの周りの植栽、街路樹などのみどりが存在し、昆虫たちの生息地となっています。

ミンミンゼミ

ジャコウアゲハ



チョウが集まるシイの花



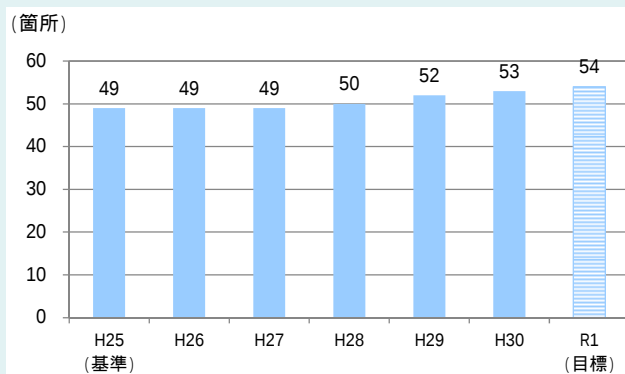
ケヤキ樹皮下で越冬中
ヤノナミガタチビタムシ



【資料提供】：NPO 法人ネイチャーリーダー江東

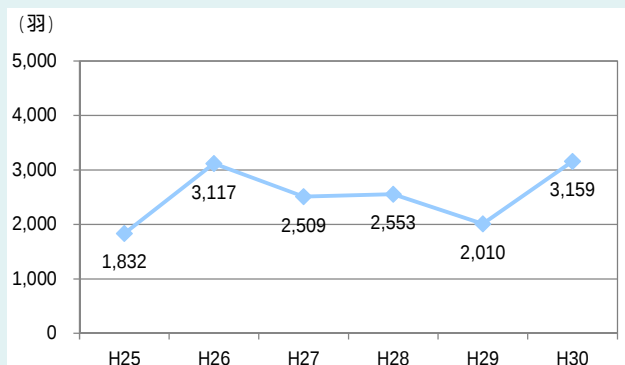
(2) 現 況

- 区立公園、小学校、幼稚園をはじめ、民間施設や企業などにおいてビオトープ（ポケットエコスペース）の整備が行われており、平成 30 年度現在 53 箇所が設置されています。（民間施設や企業による整備数を除く）



ポケットエコスペースの設置数

- 区内の野鳥生息状況は、東京湾に面していることや河川や運河が多く存在することから、カモ類などの水鳥が多いという特徴があります。
- 近年、水鳥の年間観察個体数は、約 2,000～3,000 羽で推移しています。



水鳥の年間観察個体数



カワウ



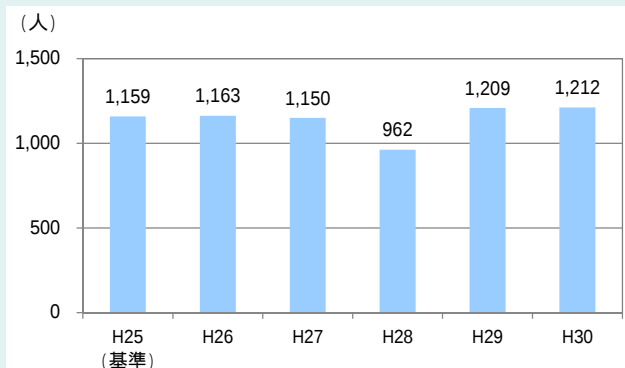
キンクロハジロ



オナガガモ

- 区内には、まとまりのある樹林地が少ないため樹林性の昆虫類の確認が少なく、また、干潟などの汽水湿地性の動植物の確認が少なくなっています。

- 区民ボランティアを育成し、観察会などを実施しています。みどりのボランティア数は、平成 30 年度には 1,212 人となっています。



みどりのボランティア数

【出典】：業務取得

(3) 課題

- ポケットエコスペースの設置数は増加傾向で推移していますが、江東区長期計画区民アンケート調査（平成 30 年度版）によると、生物多様性の内容を知らない区民の割合は約 75%となっていることから、区内の生物多様性の現状に関する情報発信やポケットエコスペース等を活用した自然とふれあう機会の創出を図っていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間がつくられています。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の輪が広がって、人と多様な生物が共生しています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
ポケットエコスペース設置数※ ¹ (累計)	箇所	53 [H30]	54	—
みどりのボランティア数※ ^{2、3}	人	1,212 [H30]	—	—

※1 区立公園、区立小中学校、幼稚園、えこっくる江東に設置されたポケットエコスペースの合計数。（ポケットエコスペース設置数は実績管理指標とする）

※2 みどりのボランティア数は実績管理指標とする。

※3 みどりのボランティア数：下記の①～③の活動に参加するボランティア数を合算。

- ①コミュニティガーデン活動
- ②田んぼの学校の企画運営
- ③ポケットエコスペースの維持管理

(5) 具体的な取り組み

- ① 水辺や緑地などの整備によりエコロジカルネットワークを形成し、生物の生息空間を確保します。

- 海辺から内陸部のみどりの拠点へ生物が移動できるよう、エコロジカルネットワークを形成していくため、必要な場所に緑地を整備していきます。
- 河川や道路等の整備の際には、動植物の生息に配慮した計画や手法を導入するとともに、国や都に対しても動植物の生息に配慮した整備を働きかけます。
- 公園・水辺の整備・維持管理にあたっては、在来種を用いた植栽と育成、草刈方法の工夫、動植物の生育・生息環境に配慮した取り組みについて、区民をはじめとする各主体と協力の上で実施します。また、積極的な各種支援を行い、質の高いみどりのネットワークの形成による身近な自然とふれあえる憩い場の確保に努めます。

② 生物及びその生育環境に関する調査データを整理するとともに、結果をとりまとめ、情報発信を行います。

- 区民・児童生徒・NPO等の参加を得て、自然環境の現況調査や生息する生物の実態調査を継続して行い、参加者の知識や技術の向上を支援します。また、調査データを収集・整理し、情報発信して保全活動に活用します。
- 環境団体には、調査、情報発信、参加者の知識や技術向上のためのリーダーとしての参画を呼びかけます。
- 新砂干潟における親子での自然観察会や水辺の環境教室の開催など、区民等が自然にふれあえる機会を作り、自然や動植物に対する意識を高めるとともに、区民をはじめとする事業者、教育機関等に対する自然や動植物の保全活動への積極的な参加を呼びかけます。

③ 持続可能な地域づくり及び環境を守り、育て、活かす人材の育成など、生物多様性保全の取り組みを進めます。

- 児童が日頃から生物多様性などの自然に対する関心を持ち、意識を高められるよう、今後も継続してポケットエコスペースを環境学習の場として積極的に活用していきます。
- 区内で過去に生息が確認されているヒアリやセアカゴケグモをはじめとする危険な特定外来生物による人や生態系への被害を未然に防止するため、区のホームページ等の媒体を通じた積極的な情報提供に努めます。また、区内で確認された場合には、環境省及び都と連携した上で、発見した個体はすべて駆除するとともに、定着を阻止するための対策を実施していきます。
- 生物多様性保全など、環境を守り、育て、活かす人材を育成します。
- 生態系を保全し、そこからもたらされる恵みを次世代に受けついでいくための取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法に策定の努力義務が謳われている生物多様性地域戦略の策定について検討します。
- 地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための地域連携保全活動計画の策定について検討します。



外来種による影響

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。外来種によってその土地の生態系が壊され、大きな悪影響を及ぼすこともあります。

NPO 法人のみなさんが、管理作業をしている区内のビオトープでは、外来種であるアメリカザリガニの駆除を行って在来の生態系を取り戻そうとしています。



① 水草や水生昆虫が豊かだった以前の淡水池



② アメリカザリガニが投げ込まれた池。水草はなくなっている。



③ NPO 法人によるアメリカザリガニ捕獲の様子



④ 捕獲されたアメリカザリガニ

【資料提供】：NPO 法人ネイチャーリーダー江東

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	- 地域の公園等の維持管理に積極的に協力し、気持ちよく利用できるようにします。 - 自然観察会等に指導者として積極的に参加するなど、生きものの保護活動に努めます。 - 特定外来生物は飼育せず、既に飼育している場合は責任を持って管理します。 - 地域の身近な自然環境や生きものについての興味と関心を高めます。
事業者	- 地域の公園等の維持管理に積極的に協力し、気持ちよく利用できるようにします。 - 自然観察会等への従業員の積極的な参加を促し、生きものの保護活動に努めます。 - 動植物の生息・生育状況等の調査や情報の提供に協力します。

(7) 重点事業

事業名	①ポケットエコスペース維持・管理	所管課	施設保全課、学校施設課、温暖化対策課
事業内容	ポケットエコスペースの整備と既存施設の生態系に配慮した適切な維持を行います。		
事業による効果	生物の生息空間が連続し、多様な生態系が育まれ、エコロジカルネットワークが形成されます。		

事業名	②みどりのボランティア活動支援	所管課	施設保全課
事業内容	ポケットエコスペースをはじめ、公園や道路などの区の施設での区民ボランティア活動を支援します。		
事業による効果	区民・事業者・区が一体となって、みどりを活かした空間づくりを進めることにより、区民の意識が高まります。		



事業者による生物多様性の保全活動

フジクラ木場千年の森

「木場の地で豊かな自然が遙か一千年先の未来まで続いていくように」と命名し、株式会社フジクラの敷地内に開設。埼玉県荒川流域の自然をモデルとして生物多様性に配慮した生態系を再現し、一般に広く公開しています。



3-2 公園・緑地の整備

(1) 背景

「CITY IN THE GREEN」の推進

生物多様性の保全やヒートアイランド現象の抑制など、都市部における水辺や緑の重要性が再認識されています。国は、平成29年6月に都市緑地法及び都市公園法を改正し、都市をはじめとする地域や住民のための資産として、みどりが保持する機能をより一層発揮することが可能となるように、民間の力を活用した公園の管理などの取り組みを進めるとしています。一方、区では昭和48年10月に江東区みどりの条例を制定し、緑化の推進とみどりの保護に力を入れてきました。また、令和2年3月に江東区みどりの基本計画を改定し、都市の中のみどりではなく「みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）」の実現に向け、区民・事業者・区によるさらなる緑化の推進を図っていきます。

区では、水辺や道路、小学校における校庭芝生化等の公共施設の緑化をはじめ、新たな建築物に対する緑化指導等、区民や事業者との連携による緑化を積極的に推進しています。さらに、生活のさまざまな場面における人の目線から実感できるみどりの確保という視点も含め、みどり豊かなまちを形成していきます。



「有明がオランダになった日」
(シンボルプロムナード公園)



「新たな未来へ」
(豊洲市場付近／豊洲ぐるり公園)



「都会のオアシス」
(フジクラ木場千年の森)

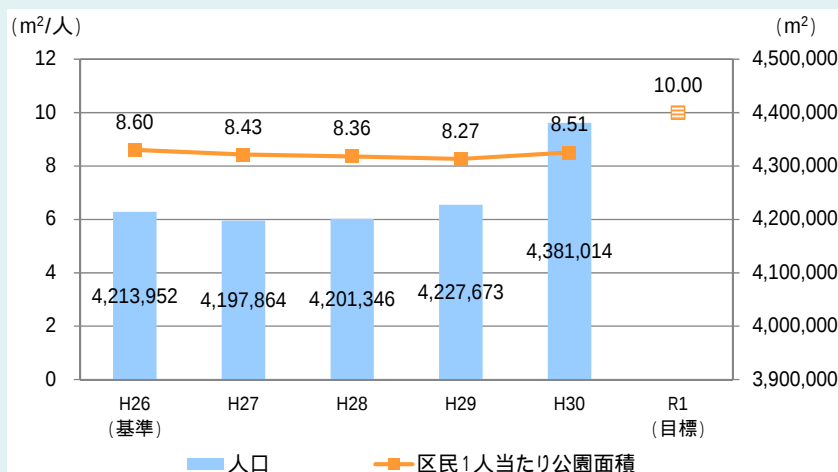


「緑の中の池遊び」
(仙台堀川公園)

【出典】：「CITY IN THE GREEN」オンラインフォトコンテスト受賞作品

(2) 現 況

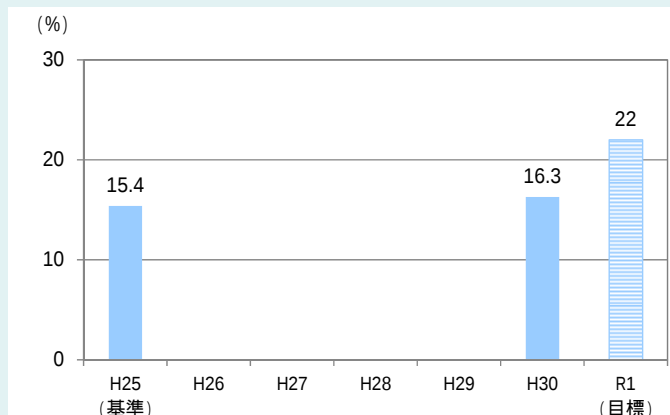
- 公園の整備を着実に進めてきた結果、区内の公園総面積は東京 23 区内では、江戸川区に次いで2番目の広さとなっています。区域全体の総面積は着実に増加している一方で、近年の人口の急増により、区民1人当たりの面積は相対的に減少する傾向にあります。



公園面積及び区民1人当たりの公園面積

- 緑視率※は、平成 30 年度調査時点で 16.3%となっており、令和元年度目標値である 22%には達していません。

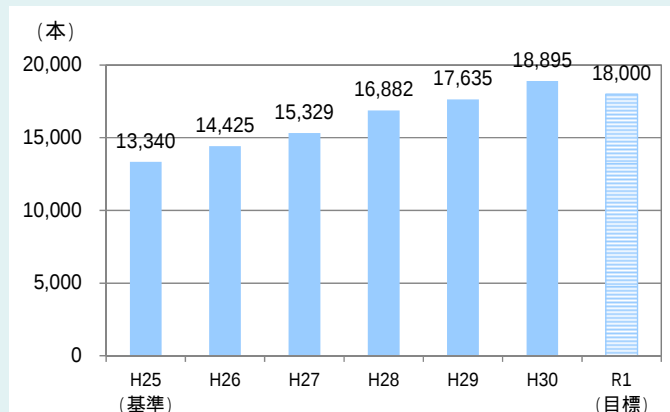
※ 緑視率：
視野において樹木などの緑の占める割合。



緑視率

【出典】：平成 30 年度 江東区緑視率調査報告書

- 街路樹の本数は、平成 30 年度には 18,895 本となり、目標を達成しました。今後も、江東区樹木管理等標準仕様書に基づき、景観や周辺環境に見合った剪定を定め、樹形を活かした維持管理を進めていきます。



街路樹本数

- 区立施設における緑化面積及び区民・事業者による緑化面積は着実に増加しており、区の緑被率※は 18.7%（平成 29 年 6 月調査）となっています。

※ 緑被率：ある地域または地区において、樹木・芝・草花などで覆われた土地（緑被地）の占める割合。

【出典】：業務取得

(3) 課題

- 区民 1 人当たりの公園面積は横ばいで推移しています。公園は区民にとって大切な資産であることから、地域のニーズを反映しながらコミュニティ醸成につながる公園づくりを推進していく必要があります。
- 緑視率は増加しているものの、臨海部の大規模開発に伴う緑被地面積の減少などによって、一時的に緑被率が減少傾向にあります。江東区みどりの基本計画に基づき、生物多様性の保全に資する質の高いみどりを創出していく必要があります。
- 江東区のみどりに関するアンケート調査（平成 30 年度）によると、「CITY IN THE GREEN の推進」を知らない区民の割合は約 88%となっていることから、区民にみどりの魅力や大切さを理解してもらうため、みどりの活動やみどりに関する知識の普及啓発を図っていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民のみどりに対する愛着とみどりを守り育てる心が育まれ、みどりのネットワークが形成された「みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）」が実現しています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
公園面積（累計）	ha	438.1 [H30]	—	540
緑被率	%	18.7 [H29]	22	22 [R11]
緑視率	%	16.3 [H30]	22	22 [R11]
区民・事業者による新たな緑化面積※	m ²	52,599 [H30]	—	—
区立施設における新たな緑化面積※	m ²	911 [H30]	—	—
参考指標				
区民 1 人当たり公園面積	m ² /人	8.51 [H30]	—	—

※ 基本施策 1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】における管理指標の再掲。（新たな緑化面積は実績管理指標とする）

(5) 具体的な取り組み

① 生物多様性の保全やヒートアイランド抑制の観点から連続性のある水辺と緑を活かした空間づくりを進めます。

- 区民の利便性を考慮し、ネットワークの形成を目的とした水辺の散歩道・潮風の散歩道の整備を引き続き進めるとともに、河川・運河沿い等のみどりを育て、みどりを連続させて風の道を創出します。
- 区民に親しまれ、コミュニティの醸成にもつながる公園の整備・改修を計画的に実施し、水辺と緑を活用した賑わいの場の創出に努めます。

② 道路沿いのみどりの保全、屋上緑化や壁面緑化等を推進し、身近なみどりを感じる空間をつくります。

- 区民がみどりの豊かさを感じられる空間を創出します。
- 江東区樹木管理等標準仕様書に基づき、景観や周辺環境に見合った剪定を定め、樹形を活かした維持管理を進めていきます。
- 公共施設における屋上緑化と壁面緑化を計画的に進めます。
- 屋上・壁面緑化や生垣等の新たな緑化に対する、みどりのまちなみ緑化助成を継続します。
- 区民・事業者に対して、屋上緑化や壁面緑化等の緑化指導を徹底します。
- 民有地における農的な土地利用や、屋上を活用した農園整備等を推奨し、区民が農体験できる機会を創出します。
- 一定規模の開発行為においては、事業者に対して法に基づき整備された公園・緑地等の提供を求めます。
- 水辺や緑、歴史的・文化的資源などの調和を図ることで、魅力のある景観の形成とともに、良好なまちなみを創出します。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	● 接道部や角地等の空間を利用し、新たなみどりの創出と保全に努めます。 ● 自宅の敷地内において花やみどりを育てる、生垣をつくるなど、まちなかのみどりを増やします。 ● 自宅の庭、ベランダ、屋上等の空間を活用したみどりの創出に努めるとともに、地産地消にも貢献します。
事業者	● 接道部や角地等の空間を利用し、新たなみどりの創出と保全に努めます。 ● 事業所の敷地内において花やみどりを育てる、生垣をつくるなど、まちなかのみどりを増やします。

(7) 重点事業

事業名	①区立公園の改修	所管課	河川公園課
事業内容	地域のニーズを反映しながらコミュニティ醸成につながる公園等の整備・改修を行います。		
事業による効果	区民に親しまれ誰もが安心して利用できる魅力ある公園が形成されます。		

事業名	②CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業（再掲）	所管課	管理課
事業内容	建物上の屋上緑化や壁面緑化、公共施設での敷地内緑化の充実等を進め、公共施設周辺の気温上昇を防止します。		
事業による効果	緑化により、コンクリートやアスファルトなどの人工被覆面の温度上昇が改善されます。		

3-3 水辺環境の整備

(1) 背景

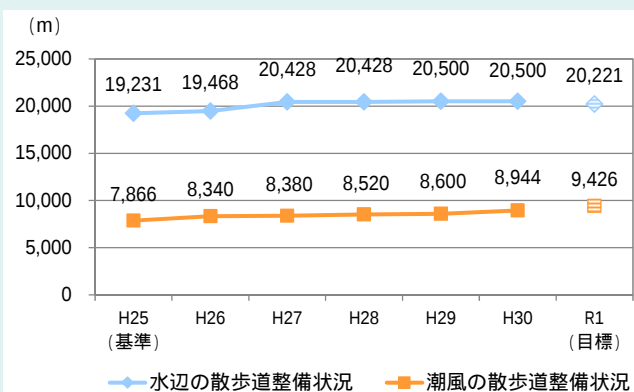
江東区は、東西を荒川と隅田川に囲まれ、南は東京湾に面し、内部を河川や運河が縦横に走る、都心でも極めて豊かな水辺に恵まれた地域です。区では、これまでも親水公園や水辺・潮風の散歩道の整備など、区民が水辺に親しむことができる、新たな空間づくりを行ってきました。

また、近年では、地球温暖化やヒートアイランド現象等の視点からも、都市における水辺の重要性が再認識されています。

今後も、こうした豊かな水辺を一層活用するため、既存の水辺空間の維持管理に取り組むとともに、区民の憩いの場となる水辺を活かした新たな空間の創出を進めていきます。

(2) 現況

- 仙台堀川や小名木川、大横川などの河川沿いに水辺の散歩道を整備し、臨海部の運河沿いに潮風の散歩道を整備しています。
- 平成30年度末の時点では、水辺の散歩道が20,500m、潮風の散歩道が8,944mとなっています。



水辺の散歩道・潮風の散歩道整備状況

- 仙台堀川公園、横十間川親水公園、豎川河川敷公園などにおいて、水上アスレチック等、大人から子どもまで水に親しめる環境づくりを進め、水辺を活かした親しみのある空間が、区内に増加・拡大されています。



カヌー・カヤック場



水上アスレチック場

豎川河川敷公園

【出典】：業務取得

(3) 課 題

- 水辺・潮風の散歩道整備状況は改善傾向で推移していることから、引き続き、江東区みどりの基本計画に基づき、みどりのネットワークを形成するとともに、「風の道」の充実を図っていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

水辺の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道」が確保されています。また、区民が豊かな水辺に誇りと親しみを感じるとともに、多様な生物とのふれあいを楽しんでいます。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
水辺・潮風の散歩道整備率	%	57.61 [H30]	—	61.43

(5) 具体的な取り組み

① ヒートアイランド緩和に貢献する「風の道」を創出します。

- 水辺・潮風の散歩道の整備にあわせてみどりを育成するとともに、みどりの連続した「風の道」を創出します。

② 区民が誇りと親しみを感じられるような水辺を活かした空間づくりに向けて、区民・事業者と連携した取り組みを進めます。

- 親水公園、水辺・潮風の散歩道等の整備・維持を進め、治水対策との両立を図りながら水辺に親しめる空間を創出し、区民の憩いの場として活用します。
- 豊洲の個性あふれる水辺の魅力や水辺のにぎわいの創出を目的とした豊洲地区運河ルネサンス協議会等の活動を支援します。
- 多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の再生・創出に取り組みます。



開放感ある一体整備された河川と道路・公園

水と緑を生活のなかで身近に感じることができる、うるおいのあるまちづくりや、交通環境改善を念頭に、親水公園と隣接する道路を一体的に整備します。みどり豊かな憩い空間と安全な遊歩道や自転車も通行可能な散策路の機能も備えた空間を創出し、周辺環境と連携した地域の活性化や、まち全体のさらなる魅力の向上を図ります。



【資料提供】：まちの記憶と未来展（江東区土木部河川公園課）

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● 親水公園、水辺・潮風の散歩道等を憩いの場として積極的に利用します。 ● 区や事業者と協力の上、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の再生・創出に取り組みます。
事業者	● 区や区民と協力の上、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の再生・創出に取り組みます。

（７）重点事業

事業名	水辺・潮風の散歩道の整備	所管課	河川公園課
事業内容	水辺と緑に親しめる散歩道を整備し、水辺と一体となった緑化空間を形成します。		
事業による効果	ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性に配慮したみどりのネットワークが期待できます。		

区では、これまで、地域の再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー対策、地域特性を活かした景観づくりを推進してきました。

今後は、これまで取り組んできた地域全体でのエネルギー利用の効率化に向けた取り組みをさらに充実させ、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりを推進していきます。また、まちの景観・美観のさらなる向上を図るため、喫煙マナーの向上に向けた取り組みや放置自転車対策も積極的に推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、環境に配慮した快適なまちの形成を目指します。

【主に関連する SDGs の目標】



すべての人に
健康と福祉を



エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



住み続けられる
まちづくりを



気候変動に
具体的な対策を



パートナーシップで
目標を達成しよう

4 - 1 低炭素まちづくりの推進

(1) 背景

低炭素まちづくりの必要性

深刻化する地球温暖化を抑制するためには、個々の主体や建物での省エネルギー化の推進やCO₂排出抑制技術の導入だけでなく、地域全体でエネルギーの効率化を図る低炭素まちづくりを推進していく必要があります。

具体的には、地域特性に応じた分散型エネルギーの導入や、建物間や一定の区域内でのエネルギーの面的利用の推進、IT 技術等の活用によりエネルギー需給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入を目指していきます。

また、低炭素まちづくりの実現は、災害発生時のエネルギー供給の安定化につながり、東日本大震災以降求められるようになった災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与することが期待されます。

豊洲グリーン・エコアイランド構想（低炭素まちづくり計画）の策定

豊洲地区（豊洲五丁目の一部及び豊洲六丁目全域）では、豊洲市場の整備や民間事業者による大規模開発が進められています。

区では、区民の環境意識の高まりや環境施策への取り組みの社会的要請、災害への対応、豊洲地区の新たなイメージの確立など社会的な背景を受け、官民が連携・協働して、環境に最大限配慮したまちづくりの実現を目指すため、概ね 15 年後の姿を展望する豊洲グリーン・エコアイラ

ンド構想を、平成 23 年 6 月に策定しました。

また、平成 25 年 10 月に同構想を都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月施行）に基づき、低炭素まちづくり計画として改定しました。

同構想に基づき、東京都の持続的発展を支える環境最先端拠点の形成、地区特性を最大限に活かした環境まちづくりの実現を目指し、さまざまな先進的取り組みを推進していきます。

（２）現 況

- 区内の 5 区域では、地域冷暖房システムが導入され、エネルギーの面的利用の取り組みが実施されています。

（東京都環境局ホームページの情報をもとに作成）

名称	範囲	面積 (ha)	使用燃料等	供給熱媒体の種類			熱供給 事業者等	供給開始	主な 供給先
				冷熱 冷水	温熱 蒸気	温水			
臨海 副都心	青海一丁目、青海一丁目地先、青海二丁目、青海二丁目地先、有明二丁目、有明二丁目地先、有明三丁目、有明三丁目地先、東雲二丁目及び東雲二丁目地先の一部	305	ごみ焼却熱 都市ガス 電気	○		○	東京臨海熱供給株式会社	平成 7 年 10 月	事務所、 ホテル、 商業施設、 教育施設、 文化施設、 浴場、 地下鉄駅舎、 病院
新砂 三丁目	新砂三丁目の一部	13	都市ガス 電気	○		○	東京下水道 エネルギー 株式会社	平成 13 年 11 月	公共施設
豊洲 三丁目	豊洲三丁目の一部	4.8	都市ガス 電気 購入排熱	○	○		豊洲 エネルギー サービス 株式会社	平成 18 年 2 月	事務所、 教育施設
豊洲 六丁目	豊洲六丁目の一部	48.7	都市ガス 電気 購入排熱	○		○	東京ガス 株式会社	平成 28 年 6 月	事務所、 公共施設
豊洲二・ 三丁目	豊洲二丁目の一部、 豊洲三丁目の一部	6.4	都市ガス 電気 自社排熱	○	○	○	三井不動産 株式会社 (予定)	令和 2 年 4 月 (予定)	事務所、 ホテル、 商業施設

■地域冷暖房システムについて

一定地域の建物群に、エネルギーセンターで製造した冷水・温水・蒸気等を、地域導管を通して供給し、冷房や暖房、給湯等を行うシステムで、個別に冷暖房を行う場合よりもエネルギーを効率的に利用することができます。



(3) 課題

- 街区・地区単位でのエネルギーの面的利用に引き続き取り組み、エネルギー利用のさらなる効率化を図っていく必要があります。さらには、長期的な視点での脱炭素社会の実現に向け、豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づく豊洲地区での取り組みを最先端のモデルとして活用し、地域全体へ波及させていくため、まちづくりと一体となった取り組みを進めていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されています。

(5) 具体的な取り組み

地域のエネルギーを活用し、エネルギーの利用効率の向上を図ります。

- 各地区の開発計画にあたっては、地域冷暖房システムの導入など、エネルギーの面的利用を検討し、地域でのエネルギー利用効率の向上を図ります。
- 「分散型エネルギーシステム」の構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。(再掲)

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	● 住宅への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を検討します。(再掲)
事業者	● 事業所には再生可能エネルギー等の導入、地域の開発事業にはエネルギーの面的利用を検討します。

(7) 重点事業

事業名	低炭素まちづくりの推進	所管課	まちづくり推進課
事業内容	区の低炭素まちづくり計画である豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。		
事業による効果	地域全体でエネルギーの有効活用が実現されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されます。		

4-2 景観・美観の向上

(1) 背景

地域特性を活かした景観づくり

地域特性を活かした景観・美観の向上のためには、地域特有の自然資源や文化資源を十分に活用し、区域全体で統一した取り組みの推進が必要です。

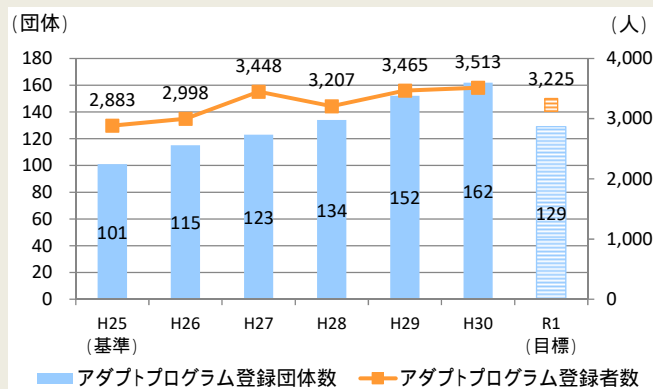
区では、江東区まちなみ景観形成のための中高層建築物に関する要綱に基づく景観計画届出制度の実施やまちなみ景観色彩ガイドの策定など、いち早く景観への取り組みを進めてきました。平成 10 年 12 月には江東区都市景観条例を制定し、平成 20 年 12 月には景観法に基づく景観行政団体となり、翌年 3 月には江東区景観計画を策定するなど、取り組みの一層の強化を図っています。

さらに、まちの美観を損なわず、快適な生活環境を守っていくため、江東区みんなでまちをきれいにする条例（平成 9 年制定）及び江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成 21 年制定）により、歩行喫煙やたばこの投げ捨てを禁止するなど、地域一体となってまちの美化に取り組んでいます。

(2) 現況

- 区では、平成 19 年度の深川萬年橋景観重点地区の指定に続き、平成 25 年度には亀戸地区、深川門前仲町地区の 2 地区を新たに景観重点地区として指定しました。
- 都市景観重要建造物として、平成 16 年度に萬年橋などの 4 橋を指定しました。

- 江東区版アダプトプログラム事業として、区民・事業者が区立公園や道路の「里親」となり、定期的に清掃するボランティア活動「わがまち江東きれいに活動（週 1 回）」、「わがまち江東・月いちアダプト（月 1 回）」、「わがまち江東・私もアダプト（年数回）」を行っています。
- 平成 30 年度末には、アダプトプログラム登録団体数は 162 団体、登録者数は 3,513 人となっています。

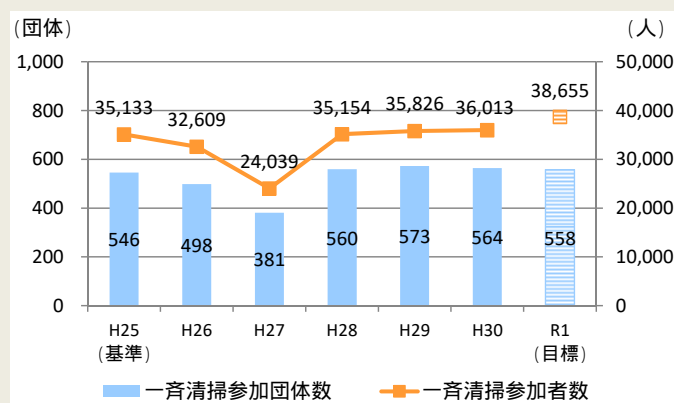


アダプトプログラム登録団体数・登録者数

- 区では、良好な景観の形成及び風致の維持、公衆への危険防止を目的として、道路等に違法に掲出されたはり紙の除去を、日常のパトロールに加え、業務委託の活用やボランティア団体の協力により実施しています。

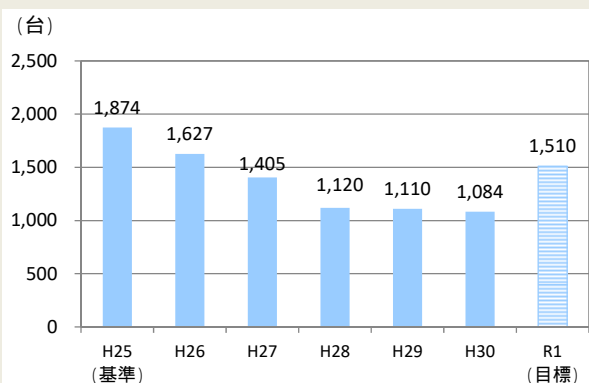
【出典】：業務取得

- みんなでまちをきれいにする運動の一環として、毎年2回（春・秋）、町会・自治会・事業者などの団体が、一斉に道路や公園などの清掃を実施しています。
- 参加団体はごみ・空き缶などの収集を行い、区は参加呼びかけ・清掃用具等の配布・収集ごみの運搬等を行います。
- 平成 30 年度には、564 団体（春 285 団体、秋 279 団体）、36,013 人（春 18,474 人、秋 17,539 人）が活動に参加しています。

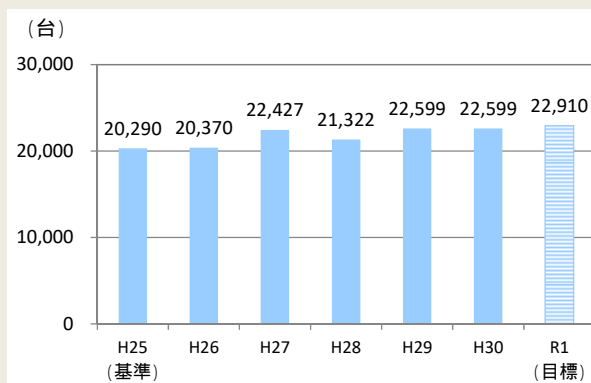


一斉清掃参加団体数・参加者数

- まちの美観を損なう放置自転車は、自転車駐車場の整備及び放置自転車の撤去作業などにより、着実に減少しています。平成 30 年度には、放置自転車数は 1,084 台、区内の自転車駐車場の駐車可能台数は 22,599 台となっています。



駅周辺の放置自転車数



自転車駐車場の駐車可能台数

【出典】：業務取得

(3) 課題

- 景観計画届出敷地面積の割合は増加傾向で推移していますが、江東区景観計画に基づき、水辺や緑、歴史的資源等との調和を図り、より良好なまちなみの創出を誘導していくことで、魅力ある景観の形成を促進していく必要があります。
- アダプトプログラム及び一斉清掃の参加団体数は目標値を達成していますが、引き続き、地域の環境美化活動の推進に向けて、区民や事業者と協働して事業を取り組んでいく必要があります。
- 歩行喫煙の防止のため、喫煙マナーの向上に資する各種啓発活動を継続して実施し、快適な空間の確保に努めていく必要があります。
- 駅周辺の放置自転車数は改善傾向で推移していますが、自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去を推進し、まちの美観の向上を図っていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境が守られています。

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合			52.4 [H30]	—	60
アダプト プログラム	登録団体数	団体	162 [H30]	129	210
	登録者数	人	3,513 [H30]	3,225	3,933
一斉清掃	参加団体数	団体	564 [H30]	558	572
	参加者数	人	36,013 [H30]	38,655	38,655
駅周辺の放置自転車数※			1,084 [H30]	1,510	1,000
区内自転車駐車場の駐車可能台数（累計）			22,599 [H30]	22,910	23,000

※ 駅周辺の放置自転車数：駅周辺の放置禁止区域内の放置自転車数。

(5) 具体的な取り組み

景観行政団体として、区の個性を活かした魅力ある景観を形成します。

- 景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度につき、関係所管と連携しながら、区民・事業者にも効果的な情報発信を行い、良好な景観形成への誘導に努めます。
- 道路の無電柱化や道路改修に合わせた歩道の拡幅整備などを進めることで、良好な都市景観を創出します。

豊かな景観資源をもとに景観に対する区民意識の向上を図り、景観づくりへの区民の参画意識を高めます。

- 景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討します。

区民・事業者と協働して、まちの美化活動を推進します。

- 江東区みんなでまちをきれいにする条例に基づき、一斉清掃をはじめ、美化啓発キャンペーン・ポスターコンクール・江東区版アダプトプログラム事業などにより、区民等と協働し、まちの美化に取り組みます。
- 喫煙マナーの向上に向け、駅前キャンペーン・路面標示シートの設置・パトロール指導員による駅前巡回等の意識啓発活動の実施などにより、区民等と連携し、快適な空間の確保に努めます。



みんなでまちをきれいにするポスターコンクールの入賞作品

毎年、区立小中学校の児童・生徒を対象にまちの美化をテーマとするポスターコンクールを開催し、応募作品の中から区長賞、入賞、佳作を選び表彰しています。区長賞受賞作品は、みんなでまちをきれいにする運動のポスターとして、広報掲示板・主要駅などに掲出されます。

【令和元年度区長賞受賞作品】



小学生低学年の部



小学生高学年の部



中学生の部

放置自転車解消のための効果的な対策を実施します。

- 自転車駐車場の整備と放置自転車の撤去に取り組み、事業者等と連携を図り、放置自転車に関するPR活動や駅周辺に設置された放置禁止区域の告知看板の維持・管理等の啓発事業を推進します。

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。 ● 一斉清掃など、まちの美化活動に積極的に参加します。 ● ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールを守り、まちの美化に努めます。 ● 自転車は自転車駐車場を利用し、放置はしません。
事業者	● 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。 ● 一斉清掃など、まちの美化活動に積極的に参加します。 ● 事業所やその周辺の清掃・美化に努めます。 ● 大型店舗等の事業者は、来客用の十分な自転車駐車場を確保します。

（７）重点事業

事業名	①江東区版アダプトプログラム事業の推進	所管課	環境保全課
事業内容	区民一人ひとりが、自分たちの手でまちをきれいにするという意識の醸成を図るため、現在実施している「わがまち江東きれいに活動」、「わがまち江東・月いちアダプト」、「わがまち江東・私もアダプト（年数回）」のさらなる情報発信など、区民・事業者と協働して事業に取り組んでいきます。		
事業による効果	区民・事業者が、自分たちの暮らし、働くまちに愛着を持つようになります。区民・事業者が自ら清潔で美しいまちづくりを推進します。		

事業名	②自転車駐車場の整備	所管課	交通対策課
事業内容	公共交通機関である駅周辺に自転車・原付バイク駐車場を整備します。		
事業による効果	自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し、自家用車からのCO ₂ 排出量削減に貢献します。 放置自転車の減少による、まち美化につながります。		



海ごみについて

海ごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響などのさまざまな問題を引き起こすことにつながります。近年、その海ごみに含まれる廃プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっており、中でもマイクロプラスチック（5mm 以下の微細なプラスチックごみ）による海洋における生態系への影響が懸念されています。

海洋の中に含まれる廃プラスチックの主要な排出源は東アジア地域及び東南アジア地域から由来しているものが多く、日本の海岸にも漂着しています。また、2050 年には海洋の中に含まれる廃プラスチックの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、開発途上国を含んだ世界全体の課題として対処していく必要があります。

こうした流れを受けて国際社会では、2018 年 6 月に G7 シャルルボアサミットにおいて海洋プラスチック憲章が採択されるとともに、2019 年 6 月の G20 大阪サミットでは、2050 年までにプラスチックによる追加的な海洋汚染をゼロにすることを含む首脳宣言が採択されています。

一方、環境省はプラスチック・スマートを立ち上げ、消費者をはじめ、自治体、NGO、企業などの幅広い主体が連携・協働してポイ捨てごみの撲滅に向けた取り組みを進めることで、プラスチックとの賢い付き合い方を国内外に発信するキャンペーンを展開しています。

プラスチックは性質上、加工が容易なことから、日常生活や事業活動において日々使用するあらゆる製品などに組み込まれていますが、一旦排出されれば、自然の力だけではほとんど分解されず、長期間に渡って自然界に残留することになります。

こうした廃プラスチックによる海洋汚染の発生源としては、主に陸域におけるポイ捨て行為等の不適正処理が発端となって流出していることが挙げられます。そのため、5R の推進（41～42 ページ参照）により不必要な排出を抑制していくとともに、各地域における定期的な環境美化活動の実施によって海域への流出を可能な限り食い止めていく必要があります。

都内を流れる荒川の河川敷においては、自治体、NPO、企業などによる清掃活動が行われています。



クリーンアップ作戦



集めたごみの整理

江東エコリーダーの会による「新砂干潟クリーンアップ作戦 & 自然観察会」の様子

【写真提供】：江東エコリーダーの会

区では、これまで、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動や有害化学物質などの環境汚染対策の推進により、生活環境の改善に一定の成果をあげてきました。また、地震や火災、洪水や集中豪雨などの災害に強いまちづくりを推進してきました。

今後は、これまで取り組んできた環境汚染対策をさらに充実させるとともに、モニタリングによって長期的な傾向を把握し、その結果を区民に分かりやすく情報発信することで、環境汚染対策への意識向上を図っていきます。また、雨水による浸水被害の軽減及び防止などを推進することで、防災機能の強化を図っていきます。

これらの取り組みを着実に推進し、環境汚染が少なく、災害に強い安全・安心な生活環境が確保されたまちを目指します。

【主に関連する SDGs の目標】



すべての人に
健康と福祉を



安全な水とトイレ
を世界中に



住み続けられる
まちづくりを



海の豊かさを
守ろう



パートナーシップで
目標を達成しよう

5 - 1 大気環境汚染防止対策の推進

(1) 背景

大気汚染課題の変化

大気汚染は高度成長期には深刻な環境問題でしたが、その後、国や自治体、事業者などがさまざまな対策に取り組んできたことで改善が進められてきました。区では、引き続き、大気汚染物質の低減に向けて、主要発生源である自動車からの排ガス対策を進めていきます。さらに、近年臨海部地域の開発や東京港の整備に伴う大気汚染が懸念されていることから、国や都と連携を図りながら対策を推進していきます。

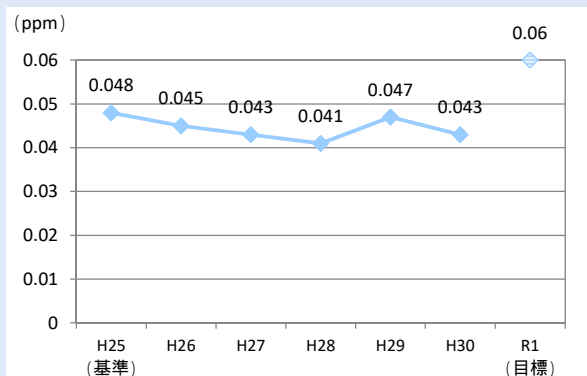
また、アスベスト（石綿）※について、国は、「石綿使用の可能性のある建築物の解体工事が令和 10 年頃をピークに全国的に増加する」と推計しています。区では、これまでも事業者に対し建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策を指導しておりますが、対策が徹底されるよう、より一層の指導を行っていきます。

※ アスベスト（石綿）：

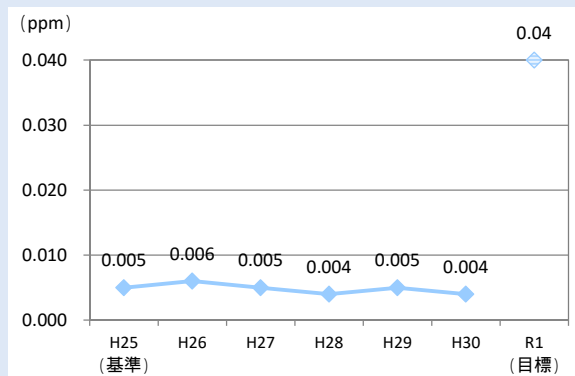
建築資材の原材料等になる鉱物繊維で、体内に吸入すると繊維が肺に残り肺がん等の原因となるとされている。昭和 40 年代をピークに建築物等の耐火材、耐熱材として使用された。アスベストを含有する建築物等の解体についてはさまざまな法令により、飛散防止等の適切な措置が義務付けられている。

(2) 現 況

- 二酸化窒素 (NO_2) ※¹、二酸化硫黄 (SO_2) ※²については、区内において環境基準※⁵を達成しています。



二酸化窒素 (NO_2) の経年変化



二酸化硫黄 (SO_2) の経年変化

※¹ 二酸化窒素 (NO_2) :

物質の燃焼により、大気中の窒素が酸化されて生成される。発生源としては自動車・ボイラー・焼却炉等多岐に渡るが、自動車によるものが約7割を占める。

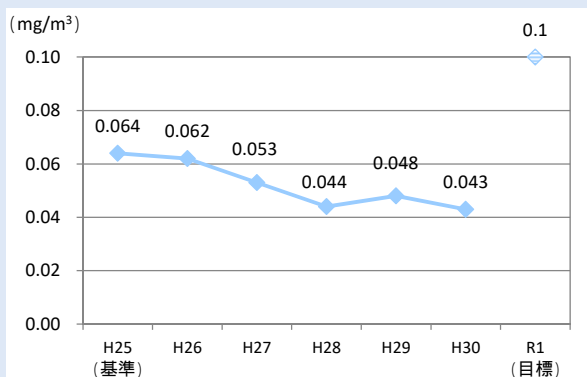
※² 二酸化硫黄 (SO_2) :

石油や石炭中に含まれる硫黄分が燃焼して発生する。昭和40年以前は大気汚染の元凶であったが、脱硫技術の発達で減少している。

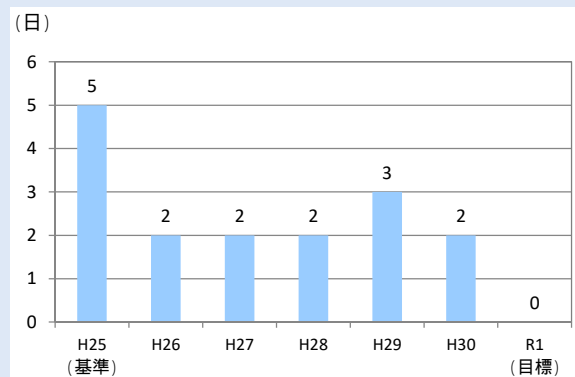
- 浮遊粒子状物質 (SPM) ※³については、区内において環境基準を達成しています。

- 光化学オキシダント (Ox) ※⁴については、東陽測定局 (1局のみ測定) の年間平均値は、毎年0.02~0.03ppm程度で推移しています。ただし、 Ox の環境基準である1時間値0.06ppmを超えた時間が、平成30年度は年間を通して255時間 (59日間) ありました。

- 光化学スモッグ注意報については、平成30年度には2日発令されています。



浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化



光化学スモッグ注意報発令日数

※³ 浮遊粒子状物質 (SPM) :

大気中に存在する微粒子のうち、直径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを指す。発生源は煙突の煙、ディーゼル車の黒煙、土埃等がある。

※⁴ 光化学オキシダント (Ox) :

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが光化学反応を起こして生成される酸化物の総称。春から夏にかけて発生し、日照の程度に左右される。

【出典】：業務取得

- 浮遊粒子状物質（SPM）のうちの粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、健康への影響が懸念されるために、国は平成 21 年に環境基準を設定し、平成 25 年に注意喚起のための暫定的な指針値を示しました。これまで、都内では指針値を超える値は確認されていません。

- 平成 26 年 6 月に改正大気汚染防止法が施行され、工事施工者による解体等工事前の石綿使用有無の調査の義務付け、都道府県知事等（東京 23 区においては各区長）による解体等工事現場への立入検査権限の強化等、石綿の飛散防止対策の強化がなされました。

※5 環境基準：

環境基本法第 16 条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。同基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

（３）課 題

- 光化学オキシダントについては、測定データの蓄積を引き続き行い、原因物質である窒素酸化物（NO_x）及び揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向けた対策を、都や区民・事業者と連携して推進していく必要があります。

（４）江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現しています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
環境基準値 達成の維持	二酸化窒素 (NO ₂) ppm (年間 98%値※)	0.043 [H30]	0.06 以下	0.06 以下
	浮遊粒子状 物質 (SPM) mg/m ³ (年間 2%除外値※)	0.043 [H30]	0.1 以下	0.1 以下
	二酸化硫黄 (SO ₂) ppm (年間 2%除外値※)	0.004 [H30]	0.04 以下	0.04 以下
光化学オキシダント (Ox) 光化学スモッグ注意報 発令日数（区東部）		2 日 [H30]	0 日	0 日

※ 年間 98%値、年間 2%除外値：

環境基準では、NO₂については年間における 1 日平均値のうち低い方から 98%に相当する値、SPM と SO₂ については年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2%を除外した値で評価を行う。

(5) 具体的な取り組み

大気汚染物質の規制基準の遵守と大気環境に関わる情報を発信します。

- 各種法令等に基づき、大気汚染物質の排出抑制に向けた事業場への指導を徹底するとともに、公害防止設備設置を対象とした融資制度の充実を図ることで、大気質の保全に努めます。
- 大気汚染の防止のため、国や都と連携した上で、モニタリングの実施による長期的な傾向を把握し、環境基準の達成状況などを分かりやすく情報発信していきます。
- 光化学オキシダント(Ox)の発生を抑制する観点から、国や都と連携し、区民や事業者へ VOC（揮発性有機化合物）の使用削減と排出抑制について指導及び啓発を行います。
- 光化学スモッグの注意報や微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起情報の際には、区民や事業者に対する速やかな情報発信に努めます。

運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策を推進します。

- 区民・事業者に対して、自動車からの大気汚染物質等の排出を削減するため、広報紙やホームページ等を活用したアイドリング・ストップ等の意識啓発に努めます。
- 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の低い交通手段の普及を図ります。(再掲)
- 都が整備を進める環状 2 号線の全線開通をはじめとする渋滞緩和策の取り組みについて、区としても緊密に連携・協力し、計画的な道路整備や道路構造の改善等を進めるとともに、渋滞の緩和による大気環境の改善に努めます。
- 庁有車において次世代自動車・低公害車の導入を推進し、区の事務事業に伴う環境への負荷を低減するとともに、助成事業や環境保全対策資金融資制度等を通じて、一般事業者に対しても次世代自動車・低公害車の導入を支援していきます。(再掲)
- 区内の幹線道路の交通量調査、自動車排出ガス調査を継続して実施するとともに、調査結果等については、区の広報紙やホームページ等の媒体を通じて広く情報発信を行い、身近な取り組みを始める契機となるように働きかけます。
- 一定以上の開発事業計画においては、低公害型建設機械や低燃費車両の使用を求める等、可能な限り環境負荷を低減するよう都に要望します。

石綿の大気中への飛散防止対策の徹底を指導します。

- アスベストによる区民の健康被害を防止するため、使用が確認された建築物の所有者が解体・改修工事を行う際には、建材使用の有無の調査を適切に行うよう指導します。また、書類上の審査や施工時における検査を実施することで、飛散による人的被害の未然防止に徹底して取り組みます。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	- 行政が発信する大気汚染物質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、理解を深めることで、具体的な行動へと繋げていきます。 - 自家用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。 - 自家用車を運転する際には、アイドリング・ストップ等のエコドライブを心がけます。
事業者	- 行政が発信する大気汚染物質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、地域の生活環境の保全への取り組みを進めます。 - 社用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。 - 社用車を運転する際には、アイドリング・ストップ等のエコドライブを心がけるとともに、従業員に対してエコドライブを徹底します。 - アスベストを含有する建築物の解体・改修の際には、事前調査を行うとともに、飛散しないよう適正な対策の徹底に努めます。

(7) 重点事業

事業名	大気監視指導	所管課	環境保全課
事業内容	3箇所の大気測定局で窒素酸化物、浮遊粒子状物質等を常時測定して大気汚染状況を監視します。		
事業による効果	環境基準の適合状況を把握し、健康で快適な生活環境の実現に向けた大気汚染防止対策に寄与します。		

■アスベスト（石綿）対策について

アスベストは天然の鉱物繊維で、耐熱性や絶縁性に優れているため、建材や自動車などに使用されていました。しかし、とても細く軽いため飛散しやすく、いったん吸い込むと肺の奥まで到達し、中皮腫や肺がんなどの疾患を発症する恐れがあります。大気汚染防止法では特に飛散しやすいアスベストを除去する場合、適切な飛散防止対策をとるように義務付けられています。



吹付け石綿（鉄骨耐火被覆材）

【出典】：目で見えるアスベスト建材（第2版）（国土交通省）

5-2 水環境の保全の推進

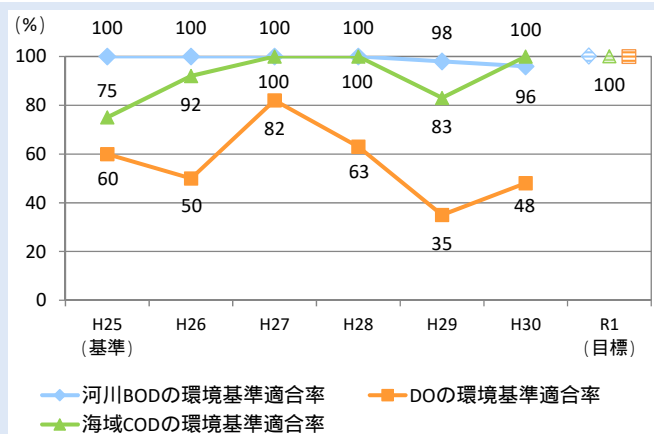
(1) 背景

隅田川と荒川にはさまれた江東区は、縦横に河川・運河が流れ、かつては水運が盛んで、水辺の景観にもめぐまれていましたが、その後、工業地帯としての発展に伴う工場からの排水や、生活排水の流入等により、河川・運河の水質が悪化しました。近年は、下水道の整備や排水対策の推進などによって水質は徐々に改善され、親水公園が整備された河川では、散歩やジョギング、水遊びや船遊びを楽しむ人々がみられます。

区の下水道普及率は平成6年度に100%を達成していますが、臨海部以外は合流式下水道地域（汚水と雨水を同一の管路で集める地域）となっていることから、大雨時には河川に未処理の下水を含んだ越流水が放流されるなど、正常な水循環が形成されず、水環境の悪化が引き起こされる可能性があります。

(2) 現況

- 区内の河川・運河の水質は、昭和40年代の汚濁が著しい状況から徐々に改善しています。平成29年度に東京都告示で河川の水域類型が見直され、基準が強化されたことにより、生物化学的酸素要求量（BOD）※1・溶存酸素量（DO）※2の環境基準適合率が相対的に低下していますが、水質は改善傾向が続いています。
- 海域（運河）の化学的酸素要求量（COD）※3の環境基準適合率は、近年、高い数値で推移しています。



河川及び海域の環境基準適合率

- 東京都下水道局により、これまで業平橋ポンプ所での雨水排水の放流先変更や砂町水再生センターに雨水貯留槽を設置するなど合流式下水道の改善による越流水対策が実施されてきました。さらに、小松川第2ポンプ所等が完成すれば、大島ポンプ所から旧中川への雨水の排水が廃止される予定です。

※1 生物化学的酸素要求量（BOD）：微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量。

※2 溶存酸素量（DO）：水に溶解している酸素の量。

※3 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。

【出典】：業務取得

(3) 課題

- 環境基準達成率が低い溶存酸素量（DO）について、測定データの蓄積を引き続き行い、改善に向けた対策を、河川管理者と連携して推進していく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき10年後の姿

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々は水辺に集い、語らい、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちとなっています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和6年度 目標値
河川 BOD の環境基準適合率※	%	96 [H30]	100	100
DO の環境基準適合率※	%	48 [H30]	100	100
海域 COD の環境基準適合率※	%	100 [H30]	100	100

※ 環境基準適合率 = $\frac{\text{環境基準適合測定数}}{\text{総測定数}}$

(5) 具体的な取り組み

河川水質の常時監視を充実します。また事業所に対する対策を推進します。

- 水質汚濁の防止のため、モニタリングの実施による長期的な傾向を把握し、結果について、分かりやすい情報発信に努めるとともに、環境基準の達成に向けて、区民や事業者に対する改善への取り組みを働きかけます。
- 国・都・上流域の自治体と連携した流域対策等による水循環の保全を図り、隅田川等の河川や東京湾の浄化対策を推進するとともに、事業所の排水等について、規制、指導、監視を継続して行っていきます。
- 透水性舗装の拡大をはじめ、雨水浸透枡、雨水タンク等の雨水貯留浸透施設の設置促進による水循環の保全と雨水の有効利用に努めます。
- 越流水対策を、事業主体である都に求めています。

区民・事業者の水環境保全に対する意識の向上を図ります。

- 河川での水質調査結果に興味を持ってもらうよう、さまざまな情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。
- 洗剤の適正量の利用をはじめ、油脂類や調理くず等を下水道に流さないなどの生活排水の処理に関する取り組みについて、積極的な情報提供を行います。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	● 区等が発信する水質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、理解を深めることで、具体的な行動へと繋げていきます。 ● 敷地内に雨水浸透枳、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。 ● 洗剤は適正な量を使い、油脂類や調理くず等を排水口に直接流さないよう配慮します。
事業者	● 区等が発信する水質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、地域の生活環境の保全への取り組みを進めます。 ● 敷地内に雨水浸透枳、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。 ● 敷地内の舗装には、透水性舗装を積極的に採用します。 ● 適正な排水処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。

(7) 重点事業

事業名	水質監視指導	所管課	環境保全課
事業内容	河川・海域の計 15 地点で生物化学的酸素要求量（BOD）等の水質を定期的に測定して水質汚濁状況を監視します。		
事業による効果	環境基準の適合状況を把握し、水質向上に向けた水質汚濁防止対策の実施に寄与します。		

5-3 騒音・振動等の公害対策の推進

(1) 背景

区民から寄せられる公害に関する苦情のうち、騒音に関するものが最も多く、全体の4割程度となっています。

騒音苦情の発生源は、近年、工場などについては減少し、解体・建設作業に伴う騒音や、飲食店などの夜間の音響機器使用に伴う騒音、空調機器の使用に伴う騒音などが多くなっています。

快適な環境を実現するうえで重要な道路交通騒音の環境基準達成率は徐々に改善されてきていますが、夜間の交通騒音が要請限度*を超える地点もみられます。要請限度を超えている場合は、都が道路管理者に対し、低騒音舗装の整備や防音壁の設置等、騒音を低減する対策をとるよう要請しています。

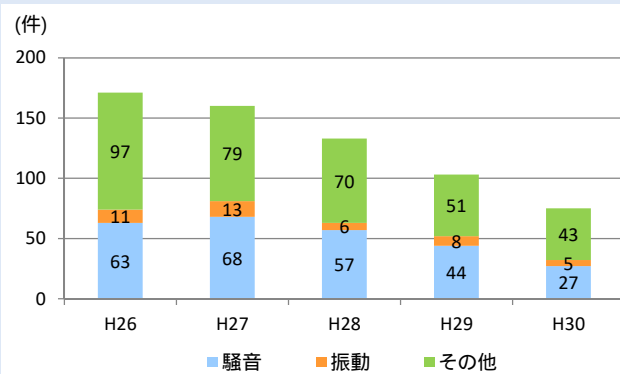
今後も、国や都などと連携して、道路交通騒音の軽減に向けて道路構造対策や自動車交通対策を実施するとともに、解体・建設作業に伴う騒音に対し適切な指導を行い、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境の実現を目指します。

※ 要請限度：

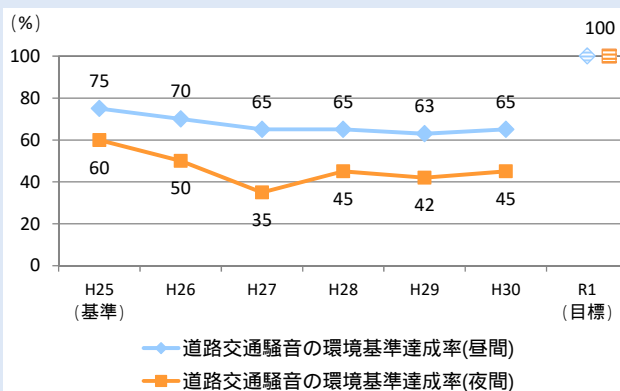
環境基準とは別に、騒音規制法・振動規制法に基づき自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市区町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

(2) 現況

- 区民から寄せられる年間の公害苦情件数は、平成30年度は75件で、そのうち騒音に関するものが27件と最も多く、振動については5件であり、両者を合わせると、毎年、全体の半数程度を占めています。
- 平成30年度は、幹線道路沿道の20測定地点のうち9地点は昼夜とも道路交通騒音に係る環境基準を達成、4地点は昼間のみ環境基準を達成、その他の地点では昼夜とも環境基準を超過しています。特に葛西橋通り・京葉道路・湾岸道路の夜間は、要請限度も超過しています。
- 道路交通振動は環境基準が設定されていませんが、区が調査を行う全18地点で、定められた要請限度を超過する地点はありません。



公害苦情件数



道路交通騒音に係る環境基準の達成状況

【出典】：業務取得

(3) 課 題

- 環境基準達成率が低い道路交通騒音について、測定データの蓄積を引き続き行い、改善に向けた対策を、道路管理者と連携して推進していく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民・事業者が公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境が実現しています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
道路交通騒音の環境基準達成率	昼間 %	65 [H30]	100	100
	夜間 %	45 [H30]	100	100

(5) 具体的な取り組み

発生源対策を中心とした指導を強化するとともに、都市生活のモラル向上のための取り組みを進めます。

- 飲食店などの深夜営業に伴う騒音問題に対しては、警察との連携も含め、事例に応じて適切な指導を行います。
- 都市生活型公害に関する防止マニュアルを活用し、集合住宅等における騒音・振動などの都市生活型公害の防止に向けた啓発に努めます。
- 近隣相互の通常の生活・活動に伴うトラブルに起因する相談については、問題を的確に把握し、関係者による適切な解決方法のアドバイスなどを行います。

騒音規制法、振動規制法、環境確保条例による規制基準に基づく指導を行います。

- 解体・建設作業については、法令に従い作業時間や敷地境界における騒音、振動の規制基準を守るよう指導します。
- 道路交通騒音、振動について、騒音規制法、振動規制法に基づく騒音、振動調査を交通量調査と合わせて行います。また、国や都と連携し、道路の低騒音舗装化、防音壁の設置等対策を総合的に進めます。
- 工場などに起因して発生する公害に対しては、その防止の方法等について情報提供を行い、改善指導を行います。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	日常生活の中で騒音や振動を出さないよう配慮します。
事業者	- 騒音や振動が発生する作業に対して、防音・防振対策を徹底します。 - 建築物の解体や建設にあたっては、規制基準の遵守に努めます。

(7) 重点事業

事業名	①近隣・生活騒音防止の啓発	所管課	環境保全課
事業内容	飲食店や住民向けの近隣・生活騒音防止の手引きを活用し、騒音防止などの啓発活動を進めます。		
事業による効果	都市型生活をおくるうえでのモラル向上が期待できます。		

事業名	②道路交通騒音・振動調査	所管課	環境保全課
事業内容	国道や都道など区内幹線道路に面した地域において交通騒音等を調査して、分かりやすく公表します。		
事業による効果	調査による実態把握に基づき、今後の改善策に向けた基礎資料が得られます。 区民への情報公開が一層促進され、騒音・振動の少ない快適な環境の実現に寄与します。		

5 - 4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進

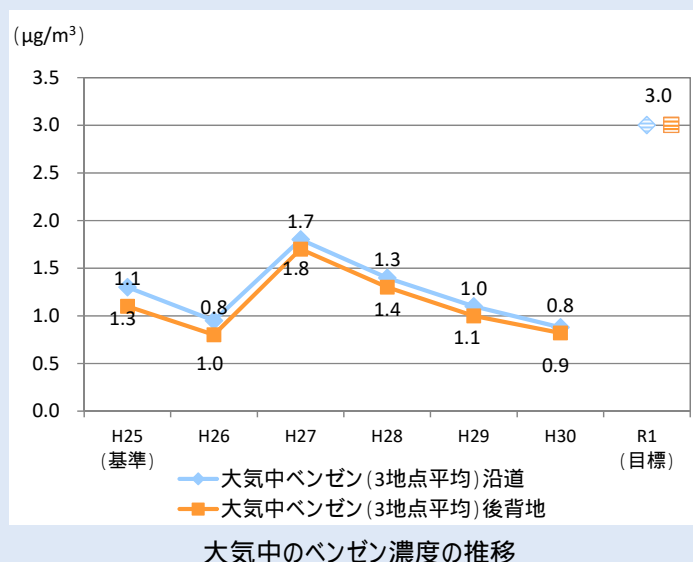
(1) 背景

化学物質は、各産業分野で幅広く活用され、社会・経済的に大きな利点がある一方で、その性状や毒性、使用状況などにより、人体や環境を脅かす有害な物質として作用するものもあります。さらに、それらは膨大な数にのぼることから、すべての化学物質に関する科学的知見は十分とは言えず、健康影響などの被害と化学物質の因果関係の解明には時間を要しています。

区は、予防原則に基づく、化学物質による環境リスクの低減に向けて、引き続き、健康への影響が危惧されるダイオキシン類・ベンゼンの発生源対策と環境調査を継続するとともに、それぞれの環境基準の達成に努めていきます。

(2) 現況

- ダイオキシン類調査は区内の河川 10 地点において、隔年で 5 地点ずつ調査を実施しています。
 - 水質のダイオキシン類は、すべての地点で環境基準を達成しています。
 - 底質のダイオキシン類は、横十間川の海砂橋で平成 21 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度に環境基準（150pg-TEQ/g 以下）を超過しています
-
- 大気中のベンゼンは、平成 18 年度に環境基準（ $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を超過しましたが、その後は継続的に達成しています。



【出典】：業務取得

(3) 課題

- 人の健康への影響が危惧されるダイオキシン類・ベンゼンの発生源対策と測定データの蓄積を引き続き行い、その結果を分かりやすく公表していく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき10年後の姿

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現しています。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行っています。

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和6年度 目標値
ダイオキシン類の環境基準 適合率※	水質	%	100 [H30]	100	100
	底質	%	100 [H30]	100	100
大気中ベンゼン	沿道	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.88 [H30]	3 以下	3 以下
	後背地	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.82 [H30]	3 以下	3 以下

※ 環境基準適合率 = $\frac{\text{環境基準適合測定地点数}}{\text{総測定地点数 (10 地点)}}$

(5) 具体的な取り組み

有害化学物質の適正管理を進めていきます。

- ダイオキシン類とベンゼンの発生源対策と環境調査を継続します。
- 有害化学物質に関する情報を提供することにより、有害化学物質から安全性の高い物質への転換を促進します。
- 有害化学物質を扱う事業者を把握し、その情報の公開方法やリスクコミュニケーションのあり方等を検討していきます。
- 法令や条例に基づき、工場・事業者に対し、有害化学物質の適正管理の徹底に向けた指導・監督・情報提供を実施していきます。
- 土壌汚染対策を実施する際は、事業者と周辺住民とのリスクコミュニケーションが適切に進むよう助言・指導します。
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）に基づき、有害物質を扱っていた工場等の廃止時に土壌汚染調査の実施を指導し、汚染が確認された場合には、汚染拡散防止計画を提出させるとともに、確実な計画の履行を指導します。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	有害化学物質の発生が懸念される製品の購入や使用を控えます。
事業者	- 有害化学物質の発生が懸念される製品の購入や使用を控えます。 - 有害化学物質を取り扱う事業者は、使用、移動及び排出の状況を把握し、適正な管理を徹底します。

(7) 重点事業

事業名	有害化学物質調査	所管課	環境保全課
事業内容	大気中のベンゼン及び河川水質底質中のダイオキシン類を定期的に調査して汚染状況を監視します。 区民・事業者・区の各主体が有害化学物質や土壌汚染に関するリスク情報を共有し、情報交換を行うことにより、リスクの低減を図っていきます。		
事業による効果	環境基準の適合状況が把握できます。 有害化学物質対策を講じるための基礎資料が得られます。 有害化学物質の使用状況や土壌汚染の状況を把握し、事業者に対し適正な管理を求めるとともに、これらの情報を公表し、区民の有害化学物質や土壌汚染に対する不安をなくします。		



水質



底質

ダイオキシン類調査における試料採取の様子

5-5 災害に強いまちづくりの推進

(1) 背景

東日本大震災の教訓

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生により、インフラの途絶や、多数の帰宅困難者の発生、また、震災後も長期的に継続する災害がれきへの対応等、大規模地震が招くさまざまな課題が顕在化しました。平成 24 年 4 月に都が公表した首都直下地震等による東京の被害想定によると、首都直下地震の想定の一つである東京湾北部地震が発生した場合、区では避難所生活者が約 15 万人、災害廃棄物が約 270 万トン発生するとされており、大規模地震への対策の必要性が求められています。

電気、ガス、水道、通信、交通等のインフラ途絶は、私たちの生活はもとより、物資輸送、災害時医療等への影響が想定されます。そのため、災害時に対応できる分散型のエネルギーシステムの構築や、災害時の衛生確保等、災害時に想定される各課題への迅速な対応ができる体制の構築が重要となります。

また、公園や緑地等のオープンスペースは、災害時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点として重要な役割を果たすことから、都市の防災機能の向上のためにも公園や緑地の整備が求められています。

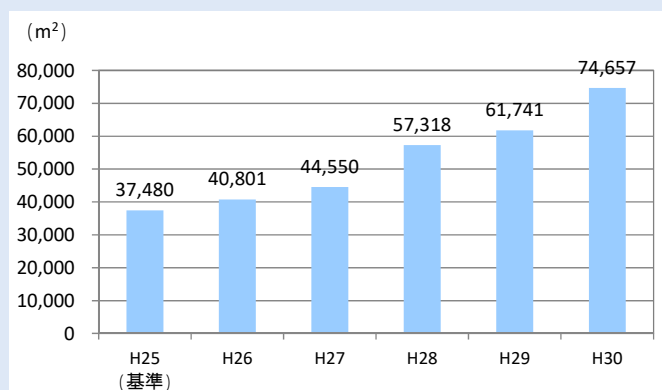
都市型洪水への対応の必要性

近年、地球温暖化の深刻化等の影響により集中豪雨が多発し、洪水に対する都市の脆弱性が顕在化しています。そのため、雨水の地下浸透の推進とともに、大雨の際の下水道負荷の軽減や都市型水害の緩和が期待される雨水の貯留について推進が求められています。区では、都が平成 19 年 8 月に策定した東京都豪雨対策基本方針に基づき、江東区雨水流出抑制対策実施要綱を定め、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたって、雨水貯留・浸透設備の設置を促進しています。

区は、震災や洪水等、都市において想定される災害に対応するため、災害に備えた体制づくり、災害に強いまちづくりについて、環境面からの取り組みを推進していきます。

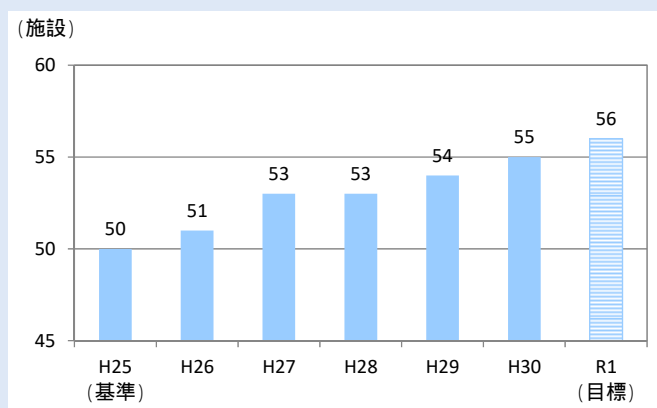
(2) 現 況

- 都市型水害防止等の観点から、道路や歩道への透水性舗装の整備と雨水浸透柵の設置を行っており、平成 30 年度において透水性舗装が整備された面積は、累計で 74,657m² となっています。



透水性舗装面積

- 区では、計画的に区有施設への雨水利用設備を導入しており、平成 30 年度現在 55 施設で設置しています。



区立施設における雨水利用の導入施設数

- 一定規模以上の民間施設の新築・改築・大規模修繕にあたっては、雨水流出抑制施設設置計画書の提出を求めている。計画書による平成 30 年度の雨水流出抑制対策量実績は 9,607m³ となっています。
- 公園の整備を着実に進めてきた結果、区内の公園総面積は東京 23 区内では、江戸川区に次いで 2 番目（平成 30 年 4 月 1 日現在）の広さとなっています。（再掲）

【出典】：業務取得

(3) 課題

- 区立施設における雨水利用の導入施設数及び透水性舗装面積は改善傾向で推移していますが、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき10年後の姿

災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

管理指標	現状値	令和元年度 目標値	令和6年度 目標値
透水性舗装面積※ ¹ （累計※ ² ） m ²	74,657 [H30]	—	—
区立施設における雨水利用の 導入施設数（累計） 施設	55 [H30]	56	58
雨水流出抑制対策量※ ¹ m ³	9,607 [H30]	—	—

※¹ 透水性舗装面積、雨水流出抑制対策量は実績管理指標とする。

※² 透水性舗装面積については、平成20年度からの累積数値とする。

(5) 具体的な取り組み

「分散型エネルギーシステム」の構築を目指します。

- 「分散型エネルギーシステム」の構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。（再掲）
- 公共施設の改築等に合わせ、再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器等を率先して導入し、計画的に再生可能エネルギー100%の電力を取り入れ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを開始します。（再掲）
- 都市計画マスタープランや豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づき、国・都・事業者と連携の上、大規模開発等を契機とした街区・地区単位でエネルギーを融通し合う面的利用やコージェネレーションシステム等の自立分散型の発電施設の導入を推進します。

雨水の有効利用、水害対策を推進します。

- 都と連携した雨水流出抑止対策の着実な実施による都市型水害の防止をはじめ、道路の透水性舗装等の整備を進めることで、河川や下水道への負荷を低減するとともに、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。
- 公共施設への雨水利用施設整備を図るとともに、区の特性を活かした雨水利用のあり方を検討します。

- 江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透設備の整備を推進します。
- みどりの持つ多様な機能を有効活用し、雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、利活用等に資する都市整備に努めることで、豪雨等の災害対策にも貢献します。

公園・緑地等の整備により、避難地の確保や延焼防止機能の強化を図ります。

- 一定規模の開発行為においては、事業者に対して法に基づき整備された公園・緑地等の提供を求めます。（再掲）
- 一時集合場所である公園・児童遊園の改修時において、地域住民とともに、災害対応機能を検討します。
- 道路の無電柱化や道路改修に合わせた歩道の拡幅整備・バリアフリー化を進めることで災害時の避難路を確保し、都市防災機能の強化を図ります。
- 屋上（壁面）緑化や接道部・ベランダ等の家庭や事業所における地域単位での緑化を促すため、講習会等の開催をはじめ、区の公共施設等での実践例や各種補助制度等の紹介に取り組み、みどりを活用した人工被覆の改善と区民・事業者への意識啓発に努めます。

災害発生時に迅速な対応が可能な体制づくりを進めていきます。

- 今後想定される首都直下地震などによる被害に備え、都をはじめ、東京二十三区清掃一部事務組合、他区などと連携し、災害廃棄物対策を検討します。

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● 日頃から地域における災害リスクを理解し、災害発生時に備えて緊急避難場所等の確認を行います。
事業者	● 日頃から地域における災害リスクを理解し、災害発生時に備えて従業員等の緊急時対応に備えて確認を行います。 ● 敷地内に雨水浸透枳、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。（再掲）

(7) 重点事業

事業名	①江東区雨水流出抑制対策の推進	所管課	管理課
事業内容	江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。		
事業による効果	豪雨時の浸水被害の軽減及び防止を図り、安全で快適な都市環境を確保します。 雨水を地中に浸透させることにより、都市型水害を抑制します。		

事業名	②透水性舗装道路の整備	所管課	道路課
事業内容	道路上に降った雨を、歩道の透水性舗装や雨水浸透柵により、地下へ浸透させます。		
事業による効果	予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し、都市型水害を抑制します。 雨水を地下に浸透させることにより地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制します。		



浸水被害を防ぐために

雨水流出抑制対策

一定規模以上の公共施設及び民間施設に雨水貯留・浸透設備を設置することにより、雨水による浸水被害の軽減を図ります。



透水性舗装：緑化ブロックで
雨水を地中に分散・浸透
（江東区役所駐車場）

大雨浸水ハザードマップ

下水施設の処理能力を大きく超える大雨が降った場合の浸水予想区域と想定される浸水の深さや主な公共施設を掲載しています。

洪水ハザードマップ

荒川が大雨によってはん濫した場合、浸水が予想される区域と想定される浸水の深さや避難地区を掲載しています。



大雨浸水ハザードマップ

今日の環境問題には区民生活や事業活動が密接にかかわっているため、環境問題を解決していくためには、区民・事業者・区が各々の役割を積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、今後は、これまで取り組んできた環境情報の共有化や環境教育・学習の推進に向けた取り組みをさらに充実させ、区民・事業者のエコ意識の向上を図ることによって、区を中心とした多様な主体が一体となった環境パートナーシップの構築を推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、積極的に自分達の住むまちの環境を守るために行動するまちを目指します。

【主に関連する SDGs の目標】



質の高い教育を
みんなに



つくる責任
つかう責任



気候変動に
具体的な対策を



パートナーシップで
目標を達成しよう

6 - 1 環境情報の共有

(1) 背景

持続可能な社会づくりを目指し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが責任を持って環境に配慮した生活や活動を進め、さまざまな環境問題に対する正しい認識を持つことが必要です。

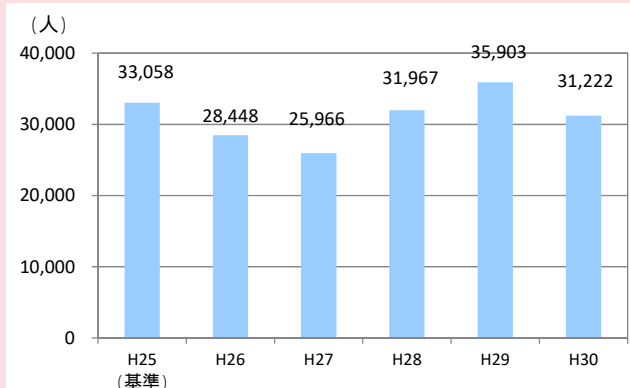
平成 19 年 2 月に開館したエコっくる江東では、ごみ戦争に関する展示コーナーをはじめ、区民の環境問題についての理解を深めるとともに、環境保全意識を醸成し、行動意欲を育むための環境学習、情報発信、環境活動の拠点として位置づけられています。さらに、(公財)東京都環境公社が運営する水素情報館 東京スイソミルでは、水素社会を学ぶことができる学習施設として、企業の最新技術や製品等も紹介されています。

また、区では、これまで江東区の環境白書の発行、エコっくる江東のホームページ、エコっくる江東メールマガジン（パソコン版・携帯版）など、さまざまな方法で環境情報の提供を行ってきました。

スマートフォン向けアプリの配信や、SNS などのソーシャルメディアも活用しつつ、区民がより簡単な方法で環境に関する情報を入手できる仕組みづくりに努めるとともに、取り組みに向けて必要となる情報の共有化をより一層進めることで、区民・事業者の背中を後押しし、自発的な活動に結び付けられるようにしていきます。

(2) 現 況

- えこっくる江東の利用者数は、平成30年度には31,222人となっています。



えこっくる江東の利用者数

【出典】：業務取得

(3) 課 題

- えこっくる江東について、環境学習、情報発信、環境活動の拠点としての機能を備えた整備に努めることで、環境保全活動に向けた人々の意識の向上を図っていく必要があります。
- 江東区の環境白書などを活用して、区内の環境に関する情報を発信していくとともに、SNSなども利用し、区民が手軽に情報を入手できる仕組みづくりに努めることで、環境行政への関心を高めていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき10年後の姿

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちとなっています。

(5) 具体的な取り組み

環境情報を分かりやすい方法で広く提供します。

- 区報やホームページ・SNS等の既存の広報媒体をはじめ、新たなソーシャルメディアを積極的に活用して、身近な生活環境やイベント等の情報を分かりやすく適切に区民・事業者などに提供していきます。
- 江東区の環境白書や各種パンフレット等により、区の環境行政について、区民に分かりやすく周知します。
- 外国人住民、国内外から区を訪れる人々に向けて、外国語による歩行喫煙等の防止の表示やごみの分別方法、放置自転車地域の表示等の情報発信を充実させます。

環境情報の集積・共有化を図ります。

- NGO/NPO、事業者や大学の研究者、国や都などと連携し、環境保全活動に取り組んでいる団体やイベント等の環境情報を幅広く収集・整理・提供・共有する体制を整備していきます。
- 環境の現状や環境調査・環境学習の手法、環境保全活動の事例、人材等の環境情報が有効に活用されるよう、区民・事業者・学校・地域など、情報を活用する人が利用しやすい形で提供していきます。

新たな環境問題に係る情報を収集し、区民等に提供します。

- 新たな環境問題が生じた際には、当該情報や関連情報を国や関係機関から収集し、区民等に迅速かつ分かりやすく情報提供を行います。

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● 環境に関する書籍や新聞記事をはじめ、国・都・区が発信する環境情報などを収集し、環境に関する理解を深めます。
事業者	● 環境に関する書籍や新聞記事をはじめ、国・都・区が発信する環境情報などを収集し、環境に関する理解を深めます。 ● 大学をはじめ、国や都などと連携し、環境に関する情報の収集・整理・提供・共有を行います。



環境学習情報館 えこっくる江東

常設展示室は、パネル展示のほか、環境に配慮した商品がわかるエコライフゲームや江戸のくらしを映したジオラマ等を通じて、地球環境と人間の生活とのつながりを学ぶことができます。情報コーナーでは、環境に関する書籍等を設置、季節ごとさまざまなテーマの企画展示コーナーもあります。

また、こどもから大人まで幅広い層を対象とした講座やイベントを実施しています。



6-2 環境教育・学習の推進

(1) 背景

区民や事業者が、環境問題に関する基本的な知識を習得して情報の共有化を図ることは、自主的な取り組みに向けての共通の基盤づくりを進めるうえで欠かすことができません。こうした取り組みを総合的かつ計画的に進めるためには、区民の各層を対象とした環境教育プログラムを作成して実施していくことが必要です。

区では、区民の環境保全への関心と理解を深めてもらうため、区民・事業者等の各主体が協働して環境フェアなどのイベントや環境学習会などを実施しています。また、環境をテーマにした展示室や再生可能エネルギーを利用した設備等を備えた環境学習情報館である、えこっくる江東については、区民の学習施設として開放するとともに、学校等の団体見学の場面においても活用しています。

さらに、地域において持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動を行う人材を育成するため、エコリーダー養成講座を開催しているほか、未来を担うこどもたちに対しては、家庭で省エネルギー行動に取り組むカーボンマイナスこどもアクションをはじめ、野外活動やワークショップ等の参加・体験型プログラムを提供する江東エコキッズ事業、ごみの正しい分別の仕方やリサイクルを学ぶ出前事業である環境学習（ふれあい事業）を展開しています。

えこっくる江東を拠点に、次世代の区の環境保全活動の役割を担うこどもたちを対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境保全活動に取り組める人材の育成などに重点を置き、区内におけるより一層の環境教育の拡充を進めていきます。



江東エコキッズ事業

対象プログラムに参加するごとにポイントがたまり、認定証や記念品の特典が受けられる江東エコキッズクラブは、3歳から中学生までを対象に実施しています。

季節ごとに多彩な体験型のプログラムを用意し、ポイント制とすることで、こどもたちが楽しみながら継続して参加できるよう取り組んでいます。



葉っぱのスタンプで
マイバック作り

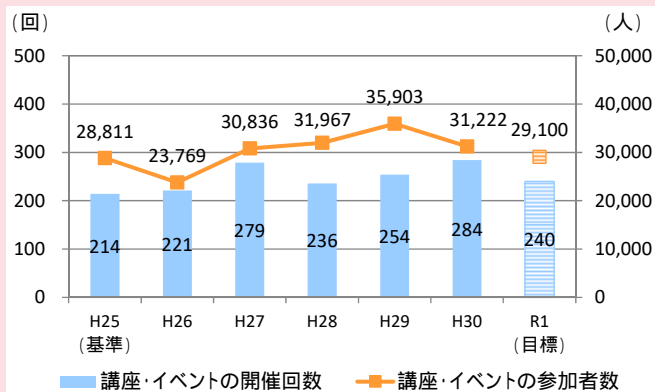


秋に開催する「どんぐりまつり」の様子。楽しみながら自然に触れ、環境を考えるきっかけづくりとしています。

(2) 現 況

- えこっくる江東では、イベントやプログラムの充実を図ったことにより、平成 20 年度から環境フェアの出展ブースや環境学習プログラムの事業数が増加しています。

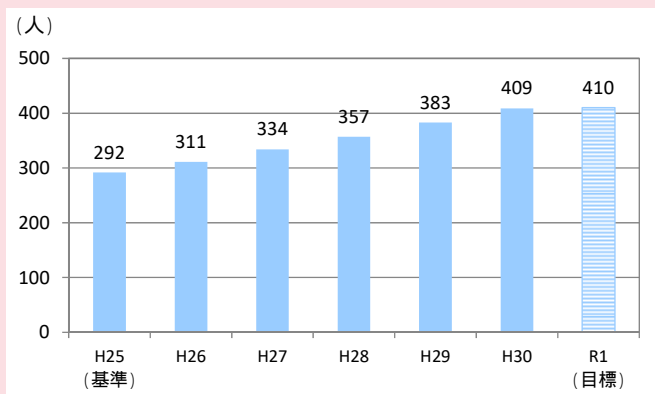
- 平成 30 年度には、環境に関する講座・イベントを 284 回開催し、31,222 人が参加しています。



講座・イベントの開催回数・参加者数

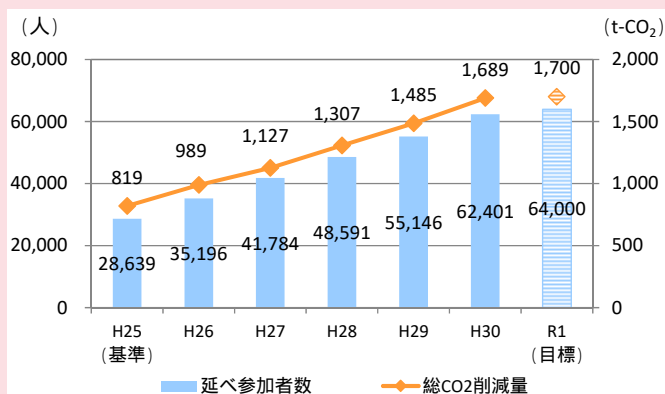
※ 施設への団体見学者数は含まず。

- 地域で環境保全活動を行う区民を育てるため、エコリーダー養成講座を開催しており、平成 30 年度時点で延べ 18 期・409 人が修了しています。



エコリーダー養成講座延べ修了者数

- 平成 20 年度からカーボンマイナスこどもアクションを実施しており、平成 30 年度時点で延べ 62,401 人が参加し、総 CO₂ 削減量が 1,689t-CO₂ となっています。



カーボンマイナスこどもアクション
延べ参加者数・総 CO₂ 削減量

【出典】：業務取得

(3) 課題

- 講座・イベント等の開催状況は増加傾向で推移していますが、地域における環境教育・学習の場の充実・拡大を推進し、幅広い世代の意識啓発を図っていく必要があります。
- エコリーダー養成講座修了者数は増加傾向で推移していますが、地域の環境教育・学習や環境保全活動を推進する人材育成と活躍の場の充実・拡大を推進し、各種活動のさらなる活性化を図っていく必要があります。
- カーボンマイナスこどもアクションの実施状況は増加傾向で推移していますが、次世代を担うこどもたちが地域の環境の現状や環境問題について学ぶ場の充実をさらに推進していく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動しています。

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
講座・イベント等の 開催状況※	開催回数	回	284 [H30]	240	295
	参加者数	人	31,222 [H30]	29,100	32,750
エコリーダー養成講座修了者数 (累計)		人	409 [H30]	410	510
カーボンマイナス こどもアクション	参加者数 (累計)	人	62,401 [H30]	64,000	110,000
	総 CO ₂ 削減量 (累計)	t-CO ₂	1,689 [H30]	1,700	2,900

※ 講座・イベント等の開催状況：環境学習施設における講座・イベント参加者数、施設への団体見学者数の合算値。

(5) 具体的な取り組み

環境について自ら調べ、学び、考え、行動できる場と機会の充実を図ります。

- 各年齢層に対応できる環境学習プログラムを策定します。
- 環境について自ら調べ、学び、考え、行動できる場と機会の充実を図ります。
- えこっくる江東における団体見学の受け入れをはじめ、次世代を対象とした体験型の環境学習の場と機会を提供していくとともに、環境保全活動の場面で活躍ができる人材の育成に努めていくことで、より一層の環境教育の充実を図ります。また、小学校エコツアー等のさらなる推進により、学校の各教科や活動と連携した環境学習の一層の拡充を図ります。

- 地域の環境資源である河川、文化財、水力・風力等の発電施設、清掃工場などを活用した環境学習会や見学会、イベントの企画・開催により、体験型の環境教育を推進します。
- （公財）東京都環境公社が運営する水素情報館 東京スイソミルを活用した環境教育等について、関係機関と協力して実施し、水素エネルギーに対する理解を深めることで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした水素をはじめとする再生可能エネルギーの利用を促します。
- カーボンマイナスこどもアクションについて、内容の充実等、事業をさらに推進し、学校における環境学習との相乗効果を図ります。
- 区立小学校 4 年生を対象とした清掃事務所職員による出張事業のふれあい環境学習や、区立小学校 5・6 年生を対象とした温暖化対策課職員と事業者による地球温暖化出前授業等を通じて、学校教育との連携を図ります。

地域に根ざした環境教育を推進する人材を育成します。

- エコリーダー等の環境教育を推進する人材を育成します。
- エコリーダー養成講座等により、環境保全に関するノウハウを持っている人の能力を、地域における環境保全に活かします。
- 国内で実践されているさまざまな ESD[※]（持続可能な開発のための教育）活動を参考に、環境教育の取り組みについて一層の推進を図ります。

※ ESD（持続可能な開発のための教育）：

環境、貧困、人権等、さまざまな課題に対し自らの問題として捉え取り組むことにより、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● えこっくる江東や水素情報館 東京スイソミル等の環境学習施設で得たことを、日常生活での環境に配慮した行動に活かします。 ● 地域の環境保全活動を担う一員として、積極的に活動します。
事業者	● さまざまな環境問題をはじめ、区の環境に関する取り組みや環境に配慮した事業活動などに関する社内研修会等を開催し、従業員の意識の向上と具体的な行動の実施に努めます。 ● CSR（企業の社会的責任）の一環として、地域の住民に向けた環境イベントや講座等を開催し、人材の育成に努めます。 ● 地域の環境保全活動を担う一員として、積極的に活動します。

(7) 重点事業

事業名	①環境学習情報館運営事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施します。 えこっくる江東の1階常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行います。 区民・事業者・区が環境情報の交流を図るため、環境フェア等交流の機会を積極的に提供します。		
事業による効果	環境学習講座や啓発イベント等を通して、区民の環境保全意識が醸成され、環境に対する知識向上に加え、区民一人ひとりの環境活動のきっかけとなります。 地球環境から身近なごみに関する問題まで、現状に即した環境情報や区の施策情報等を得ることができます。		

事業名	②カーボンマイナスこどもアクション事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	環境学習の一環として、全区立小学校5・6年生の児童に、家庭における環境に配慮した行動の実践結果を、保護者と一緒に記録してもらいます。 また、事業の趣旨に賛同する企業及び団体が本事業をサポートしています。		
事業による効果	将来を担うこどもたちに日常生活の環境負荷について考える機会を提供することで、家庭における環境意識が浸透・定着します。		



カーボンマイナスこどもアクション

毎年6月の環境月間に、全区立小学校5・6年生が省エネ行動に取り組みます。児童は、記録シートに「誰もいない部屋の電気を消す」など、環境に配慮した行動15項目の実践結果を保護者と一緒に記録します。その後、学校ごとのCO₂削減量と参加率を集計し、取組結果が優秀であった学校を招いて表彰式・講演会を開催しています。また、事業者との協働で、希望する小学校に出前授業を実施しています。

こどもたちが身近な省エネ行動を実践することは、その姿を見ている大人へ波及して行動に移すことにつながります。江東区のカーボンマイナスアクション事業は、世代を超えての取り組みに広がります。

令和元年度には、地球温暖化防止活動環境大臣表彰（環境教育活動部門）を受賞。平成20年度からの長きに渡る地道な省エネ行動の取り組みが実を結びました。



表彰式



記録シート

6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上

(1) 背景

区の環境保全活動の推進には、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの立場で取り組むだけでなく、三者が連携した取り組みを行うことがより効果的です。

区民や事業者とのパートナーシップを強化していくためには、環境保全活動への参加意識のさらなる向上や、地域協議会の活用などを図っていく必要があります。さらに、国連総会の場で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダの中核をなす、持続可能な開発目標(SDGs)の各目標の達成に向けては、環境分野としての個々の取り組みに限らず、内容が多岐にわたることから、区民・事業者はもちろんのこと、国や都をはじめ、他自治体等も含めたあらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、より幅広い関係者との間で連携していくことが不可欠です。

また、環境保全活動の積極的な展開を図っていくためには、区のすべての施策において環境面への配慮がなされるべきであり、行政運営の基本として取り組んでいく必要があります。

平成 12 年に制定された環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)、平成 19 年 11 月に施行された国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)など、地方自治体の事務事業にもさらなる環境配慮が求められており、区も地域における大規模事業者として、率先した環境保全対策を推進していきます。さらに、環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE についても積極的に推進し、広く区内での浸透に努めることで、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ります。

(2) 現 況

- 江東区長期計画区民アンケート調査(平成 30 年度版)によると、環境に配慮した行動に取り組む区民の割合は、近年横ばいで、6 割程度となっています。また、区民の環境を守る地域活動への参加割合は、1 割以下にとどまっています。

(3) 課 題

- 今後も引き続き、区民・事業者・区が環境保全活動に取り組むとともに、地域協議会などを通じて、各主体の連携・協力体制の強化を進めることで、区内におけるエコ意識の向上による環境保全の促進に努めていく必要があります。

(4) 江東区が目指すべき 10 年後の姿

すべての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分達の住むまちの環境を守っています。

(5) 具体的な取り組み

区民・事業者・区が一体となって環境パートナーシップを推進します。

- 区民・事業者・区が参加する江東エコライフ協議会を通じて環境情報を共有し、省エネ活動等の環境保全活動を進めていきます。
- 環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE を区が積極的に推進し、区内における浸透を図ることで、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの区民・事業者の日常生活や事業活動への定着に取り組むとともに、活動の輪の拡大を図ります。(再掲)
- 産学官が連携した環境パートナーシップの構築を推進します。
- 区民・事業者・区が連携し、環境フェア・区民まつり等のイベントブース出展を通じて、幅広い世代に対してエコ意識向上に向けた啓発を行います。
- 持続可能な開発目標（SDGs）と環境に関する日常生活や事業活動における取り組みを関連付けて、広く情報発信することや、イベント等に取り入れることで、区民や事業者の環境に配慮した積極的な行動を促します。

(6) 区民・事業者に期待される行動

区民	● 日常生活における環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE の考え方を基に、環境負荷の少ないライフスタイルに取り組みます。 ● 各種情報媒体等を通じて SDGs の理念や意義等を理解し、自身の日常生活との関連性を認識した上で、環境に配慮した取り組みに努めます。
事業者	● 事業活動における環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE の考え方を基に、環境負荷の少ないビジネススタイルに取り組みます。 ● 区と連携した環境フェア・区民まつり等のイベントブースへの出展を通じ、地域のエコ意識の向上に貢献します。 ● 社内における研修会等を通じて SDGs の理念や意義等を理解し、自社の事業活動との関連性を認識した上で、環境に配慮した取り組みに努めます。



江東エコライフ協議会

江東エコライフ協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する、地球温暖化対策地域協議会に対応する会議体として設置されました。

本協議会は、区民・事業者・区が協働で江東区環境基本計画における目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するとともに、カーボンマイナスこどもアクションや小学生環境学習会等、区のさまざまな環境施策について協議を行っています。



身近な施設で環境について考える

区内の環境学習施設では、環境に関する展示やイベントなどを、各施設ならではの視点で企画しています。こどもから大人まで楽しく学べるスポットです。

東京スイソミル
キャラクター
スイソ



えこっくる江東
キャラクター
たすけくん



■ 水素情報館 東京スイソミル



■ 環境学習情報館 えこっくる江東



■ 区内の主な環境学習施設一覧

施設名	所在地
環境学習情報館 えこっくる江東	潮見 1-29-7
水素情報館 東京スイソミル	潮見 1-3-2
東京都 水の科学館	有明 3-1-8
東京都 虹の下水道館	有明 2-3-5 《有明水再生センター内》
東京都 夢の島熱帯植物園	夢の島 2-1-2 《夢の島公園内》
がすてなーに（ガスの科学館）	豊洲 6-1-1
日本科学未来館	青海 2-3-6
木材・合板博物館	新木場 1-7-22 《新木場タワー内》
マイクロ水力発電設備	扇橋 3-22 《水門橋上（外観を見学）》
若洲風力発電施設	若洲 3-2-1 《若洲公園内（外観を見学）》

第三章

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会のレガシーの継承



区には、世界最大のスポーツ祭典である東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の会場が数多く建設され、臨海部のまち並みは大きく変わりました。恒久施設として整備された競技会場は、大会開催後も区民が身近にスポーツやイベントを楽しむことができる拠点となり、エリア一帯には新たにぎわいが生まれます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が世界に向けて発信した環境配慮の取り組みを、江東区のレガシー（遺産）として継承し、これまで推進してきた取り組みをさらに発展させていきます。

【主に関連する SDGs の目標】



1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のコンセプト

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、「Be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」を大会の持続可能性のコンセプトとして、以下の 5 つの主要テーマを提示しました。

■ 気候変動

脱炭素社会の実現に向けて、可能な限りの省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を進める。

■ 資源管理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底し、資源を一切ムダにしない大会運営を目指す。

■ 大気・水・緑・生物多様性等

水資源の有効活用や在来の植物による競技会場の緑化などにより、自然共生都市の実現に貢献する。

■ 人権・労働、公正な事業慣行等への配慮

大会に関わるすべての人々の人権が尊重された大会を目指す。

■ 参加・協働、情報発信

積極的な情報発信により、持続可能性への理解を高め行動する。

また、この大会を通じて、世界共通の課題である持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するとしています。

2 環境分野における江東区の理想像

平成 27 年に策定した江東区環境基本計画では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催に向けて、環境分野における江東区の理想像を掲げました。

この 3 つの理想像は、区のレガシーとして競技大会開催後も継承していきます。

環境分野における江東区の理想像

環境負荷の 少ないまち

情報通信技術を活用してエネルギーが効率良く利用できるスマートコミュニティが形成されるとともに、環境負荷の少ない循環型の社会となっています。



水と緑 あふれるまち

みどりのネットワークが形成された「みどりの中の都市（CIG）」を目指す、自然と共生する快適で世界に誇れるまちとなっています。



安全・安心で 快適なまち

大気汚染対策や有害化学物質対策、継続的な環境モニタリングにより、区民や区外から訪れる観光客にとって安全・安心で快適なまちとなっています。



CIG : CITY IN THE GREEN

3 江東区におけるレガシーの継承の方向性

環境負荷の少ないまち ～競技会場における木材利用～

区では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、区内に 10 の競技会場が整備され、オリンピック 12 競技、パラリンピック 8 競技が実施されます。その競技会場のうち、有明体操競技場や有明アリーナ等については、新木場に代表される江東区の伝統でもある木材を主体とする構造で整備しています。多くの来訪者が目にする競技会場に木材を積極的に利用することにより、森林の保全及び地球温暖化対策の推進を図るとともに、木材の利用拡大に向けた普及啓発を行います。

大会開催後もそれら競技会場をレガシーとして継承し、木材利用のシンボリックな施設として活用していくことで、公共施設や民間施設への木材利用の波及を図ります。



木が香る 有明体操競技場内観

水と緑あふれるまち ～花と緑のおもてなしガーデニング～

区では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技会場に近い豊洲地区で、植栽デザインやガーデニングに必要な知識と技術を学ぶ講座を開催しています。多くの区民とデザインして創り上げた花壇で、世界中からの来訪者へのおもてなしを行います。

大会開催後もそれらの取り組みをレガシーとして継承し、みどりのまちづくりのさらなる活性化を図っていきます。



おもてなしガーデニング講座実習風景

安全・安心で快適なまち ～江東サポーターズ～

区では、多くの区民に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のおもてなし、大会気運の醸成につながるサポーターとして、区独自のボランティアである江東サポーターズが発足しました。

環境保全に係る活動内容としては、地域における清掃活動、公園や道路を草花で彩る活動、区内全域にわたる打ち水活動などがあります。

大会開催後も各種ボランティア活動に参加した区民の活躍をレガシーとして継承し、環境保全に係るボランティア活動の情報発信や、活躍の場の提供に努めていきます。



みんなでまちをきれいに
日本電技(株)のみなさん（東陽町）

安全・安心で快適なまち ～江東区のレガシーとなる競技会場～

都は、大会開催に伴う環境影響を回避するため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメントを実施しました。

環境アセスメントとは、大規模な開発事業が起こす環境への影響を調査・予測・評価し、その影響を最小限に留めるための制度です。区は、各競技会場のアセスメントに対して都に意見書を提出し、会場及び周辺の環境への影響を防ぐよう取り組みました。

競技大会開催後も、新規恒久施設を中心とした競技会場で区民が身近にスポーツやイベントを楽しむとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が環境に配慮した大会であったことを区のレガシーとして継承し、環境保全に向けての取り組みを、さらに進めていきます。



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 江東区内競技会場

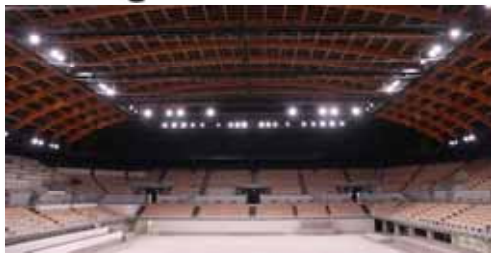
有明アリーナ

有明地区に新たに建設され、大会開催後はスポーツやイベントの会場として機能。



有明体操競技場

外装や内装、観客席にも日本各地の木材を使用。



夢の島公園アーチェリー場

夢の島公園に新たに整備され、大会開催後はアーチェリーの普及に活用。



東京辰巳国際水泳場

平成 5 年にオープンした既存施設で、大会開催後はアイススケートリンクとして利用。



海の森水上競技場

中央防波堤内側埋立地と外側埋立地の間の水路に新たに整備。大会開催後は、カヌー・ボート競技の拠点として機能。



競技会場一覧

会場名	施設区分	オリンピック競技		パラリンピック競技	
		競技名	競技数	競技名	競技数
有明アーバンスポーツパーク	仮設	自転車競技、スケートボード	12 (全 33 競技中)		8 (全 22 競技中)
有明アリーナ	新規恒久	バレーボール		車いすバスケットボール	
有明体操競技場	仮設	体操		ボッチャ	
有明テニスの森	既存	テニス		車いすテニス	
青海アーバンスポーツパーク	仮設	バスケットボール、スポーツクライミング		5 人制サッカー	
海の森クロスカントリーコース	仮設	馬術			
海の森水上競技場	新規恒久	カヌー、ボート		カヌー、ボート	
夢の島公園アーチェリー場	新規恒久	アーチェリー		アーチェリー	
東京アクアティクスセンター	新規恒久	水泳		水泳	
東京辰巳国際水泳場	既存	水泳			

施設区分：

競技会場は、新たに整備された「新規恒久施設」のほか、「既存施設」の活用、大会での使用を主な目的とした「仮設」として区分。



第四章

計画の推進体制と進行管理



1 計画の推進体制

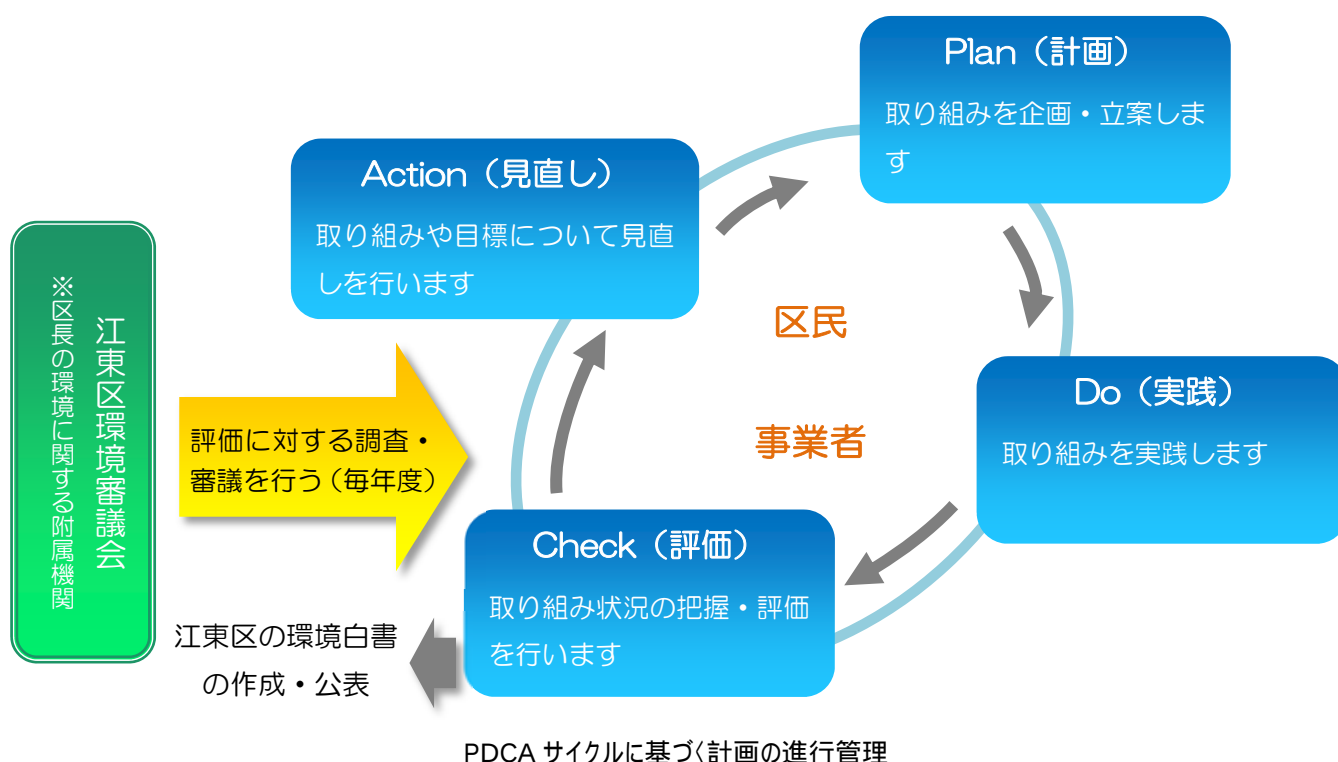
区では、区民・事業者・区が協働で環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として平成22年7月に江東エコライフ協議会を設置しています。なお、同協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に規定されている、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に関し、必要となるべき措置について協議を行う地球温暖化対策地域協議会の役割も兼ねています。

さらに、広域的な課題等に対しては国や都、周辺自治体とも連携し、環境基本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

区長の附属機関であり、本計画及び環境の保全に関する基本的な事項を調査・審議することを目的として設置されている江東区環境審議会は、計画の目標実現に向けて、区の取り組みを数値目標として管理する管理指標と、目標達成のために特に重点的に取り組む重点事業の進捗状況を合わせて継続的に評価し、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行っています。

また、管理指標や重点事業を含む区の環境施策における取り組みは、江東区の環境白書として毎年度とりまとめ、公表しています。



3 管理指標一覧

No	管理指標		単位	現状値		目標値		備考
				数値	年度	令和元年度	令和6年度	
柱 1 地球温暖化・エネルギー対策の推進								
1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】								
1	江東区域のCO ₂ 排出量		千t-CO ₂	2,823	H28	—	2,543	基準値：3,360 基準年度：H25年度
②	太陽光発電システムの助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量		件数	499	H30	841	1,261	
			t-CO ₂	948	H30	1,410	2,110	
③	高効率給湯器等の助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量		件数	1,390	H30	1,955	2,855	
			t-CO ₂	856	H30	1,095	1,745	
④	エネルギー管理システム機器助成件数		件数	19	H30	250	500	H27年度からの累計
⑤	高反射率塗装助成件数		件数	218	H30	246	401	H23年度からの累計
⑥	蓄電池助成件数		件数	28	H30	—	400	H29年度からの累計
⑦	高断熱窓助成件数		件数	28	H30	—	350	H30年度からの累計
⑧	LED照明助成件数		件数	—	—	—	250	R1年度からの累計
⑨	次世代自動車助成件数		件数	60	H30	—	330	H29年度からの累計
⑩	再生可能エネ ルギー設備を導入 した区施設数	風力・水力発電	施設	3	H30	3	3	
		太陽光発電	施設	15	H30	16	19	
		雨水利用	施設	55	H30	56	58	
11	庁有車の低公害車導入率		%	93.5	H30	100	100	
12	江東区役所のCO ₂ 排出量		t-CO ₂	36,386	H30	29,929	34,567	
1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】								
13	緑被率		%	18.7	H29	22	22 [R11]	
14	区民・事業者による新たな緑化面積		m ²	52,599	H30	—	—	
15	区立施設における新たな緑化面積		m ²	911	H30	—	—	
柱 2 資源循環型地域社会の形成								
2-1 ごみ減量と有効活用の推進								
16	区民1人当たり1日の資源・ごみ量		g/人	639	H30	661	591	
17	区民1人当たり1日のごみ量		g/人	467	H30	469	428	
18	資源化率		%	27.3	H30	29.6	28	
19	大規模建築物事業者による 事業系廃棄物の再利用率		%	71.4	H30	71.1	73.4	
柱 3 自然との共生								
3-1 生物多様性の保全								
⑳	ポケットエコスペース設置数		箇所	53	H30	54	—	
21	みどりのボランティア数		人	1,212	H30	—	—	
3-2 公園・緑地の整備								
㉒	公園面積		ha	438.1	H30	—	540	
13	緑被率		%	18.7	H29	22	22 [R11]	再掲
23	緑視率		%	16.3	H30	22	22 [R11]	
14	区民・事業者による新たな緑化面積		m ²	52,599	H30	—	—	再掲
15	区立施設における新たな緑化面積		m ²	911	H30	—	—	再掲
3-3 水辺環境の整備								
24	水辺・潮風の散歩道整備率		%	57.61	H30	—	61.43	

注) Noが○印で囲まれた管理指標の実績は累計。

No	管理指標		単位	現状値		目標値		備考
				数値	年度	令和元年度	令和6年度	
柱4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進								
4-2 景観・美観の向上								
25	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合		%	52.4	H30	—	60	
26	アダプトプログラム	登録団体数	団体	162	H30	129	210	
		登録者数	人	3,513	H30	3,225	3,933	
27	一斉清掃	参加団体数	団体	564	H30	558	572	
		参加者数	人	36,013	H30	38,655	38,655	
28	駅周辺の放置自転車数		台	1,084	H30	1,510	1,000	
㊹	区内自転車駐車場の駐車可能台数		台	22,599	H30	22,910	23,000	
柱5 安全・安心な生活環境の確保								
5-1 大気環境汚染防止対策の推進								
30	二酸化窒素（NO ₂ ）		ppm	0.043	H30	0.06以下	0.06以下	
31	浮遊粒子状物質（SPM）		mg/m ³	0.043	H30	0.1以下	0.1以下	
32	二酸化硫黄（SO ₂ ）		ppm	0.004	H30	0.04以下	0.04以下	
33	光化学オキシダント（O _x ）		発令日数	2	H30	0	0	
5-2 水環境の保全の推進								
34	河川BODの環境基準適合率		%	96	H30	100	100	
35	DOの環境基準適合率		%	48	H30	100	100	
36	海域CODの環境基準適合率		%	100	H30	100	100	
5-3 騒音・振動等の公害対策の推進								
37	道路交通騒音の環境基準達成率	昼間	%	65	H30	100	100	
		夜間	%	45	H30	100	100	
5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進								
38	ダイオキシン類の環境基準適合率	水質	%	100	H30	100	100	
		底質	%	100	H30	100	100	
39	大気中ベンゼン	沿道	μg/m ³	0.88	H30	3以下	3以下	
		後背地	μg/m ³	0.82	H30	3以下	3以下	
5-5 災害に強いまちづくりの推進								
㊹	透水性舗装面積		m ²	74,657	H30	—	—	H20年度からの累計
㊺	区立施設における雨水利用の導入施設数		施設	55	H30	56	58	
42	雨水流出抑制対策量		m ³	9,607	H30	—	—	
柱6 環境教育及びパートナーシップの推進								
6-2 環境教育・学習の推進								
43	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	284	H30	240	295	
		参加者数	人	31,222	H30	29,100	32,750	
㊻	エコリーダー養成講座修了者数		人	409	H30	410	510	
㊼	カーボンマイナスこどもアクション	参加者数	人	62,401	H30	64,000	110,000	
		総CO ₂ 削減量	t-CO ₂	1,689	H30	1,700	2,900	

注）Noが〇印で囲まれた管理指標の実績は累計。

4 重点事業一覧

No	重点事業	所管課
柱1 地球温暖化・エネルギー対策の推進		
1	地球温暖化防止設備導入助成事業	温暖化対策課
2	再生可能エネルギー等の活用	温暖化対策課
3	街路灯の改修	施設保全課
4	江東区公共建築物等における木材利用推進方針の運用	温暖化対策課
5	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業	管理課
柱2 資源循環型地域社会の形成		
6	生ごみ減量推進事業	清掃リサイクル課
7	古着・古布の回収	清掃リサイクル課
柱3 自然との共生		
8	ポケットエコスペース維持・管理	施設保全課、学校施設課、温暖化対策課
9	みどりのボランティア活動支援	施設保全課
10	区立公園の改修	河川公園課
5	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業（再掲）	管理課
11	水辺・潮風の散歩道の整備	河川公園課
柱4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進		
12	低炭素まちづくりの推進	まちづくり推進課
13	江東区版アダプトプログラム事業の推進	環境保全課
14	自転車駐車場の整備	交通対策課
柱5 安全・安心な生活環境の確保		
15	大気監視指導	環境保全課
16	水質監視指導	環境保全課
17	近隣・生活騒音防止の啓発	環境保全課
18	道路交通騒音・振動調査	環境保全課
19	有害化学物質調査	環境保全課
20	江東区雨水流出抑制対策の推進	管理課
21	透水性舗装道路の整備	道路課
柱6 環境教育及びパートナーシップの推進		
22	環境学習情報館運営事業	温暖化対策課
23	カーボンマイナスこどもアクション事業	温暖化対策課

【重点事業 詳細内容】

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策の推進

基本施策	地球温暖化対策の推進【緩和策】
目指すべき 10年後の姿	区民・事業者・区が地球温暖化防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー等の利用が進み、脱炭素社会に向けての取り組みを進めています。

事業名	地球温暖化防止設備導入助成事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。		
令和6年度 目標	太陽光発電システムの助成件数 : 1,261 件（平成21～令和6年度累計） 高効率給湯器等の助成件数 : 2,855 件（平成21～令和6年度累計） エネルギー管理システム機器助成件数 : 500 件（平成27～令和6年度累計） 高反射率塗装助成件数 : 401 件（平成23～令和6年度累計） 蓄電池助成件数 : 400 件（平成29～令和6年度累計） 高断熱窓助成件数 : 350 件（平成30～令和6年度累計） LED 照明助成件数 : 250 件（令和元～令和6年度累計） 次世代自動車助成件数 : 330 件（平成29～令和6年度累計）		
事業による 効果	再生可能エネルギー等の利用促進、エネルギー使用の合理化と転換を図り、助成件数の目標を達成することで、地球温暖化防止の効果が期待できます。		

事業名	再生可能エネルギー等の活用	所管課	温暖化対策課
事業内容	区立施設の新築・改築等の機会をとらえ、太陽光発電システムや、雨水利用設備等を可能な限り設置し、CO ₂ 排出削減と環境負荷の軽減を図ります。また、若洲風力発電設備やマイクロ水力発電設備等を活用し、区民の再生可能エネルギーについての知識の醸成を図ります。		
令和6年度 目標	太陽光発電施設 : 19 施設 雨水利用施設 : 58 施設		
事業による 効果	再生可能エネルギー等の利用が促進されます。 区民の再生可能エネルギーについての知識が醸成されます。		

事業名	街路灯の改修	所管課	施設保全課
事業内容	区道等に設置している老朽化した街路灯を LED 照明等へ改修し、合わせて省エネ化を図ります。これにより CO ₂ の発生を抑制し、環境負荷を低減します。		
令和 6 年度目標	4,850 基（累計）		
事業による効果	改修により省エネ化、CO ₂ 削減効果が期待できます。		

事業名	江東区公共建築物等における木材利用推進方針の運用	所管課	温暖化対策課
事業内容	江東区公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、区で新設・改築する施設について、「1 平方メートル当たり 0.008m ³ 以上」を目標値として木材利用の推進を図ります。		
令和 6 年度目標	区で新設・改築する施設について、「1 平方メートル当たり 0.008m ³ 以上」の木材を利用することを目標値とし、達成率を 100% とする。（平成 26 年～令和 6 年度）		
事業による効果	木材の良さ、木材の特性や木材利用促進の意義について、区民の理解が醸成されるとともに、区が率先して木材利用を推進することにより、民間事業者への波及効果が期待できます。		

基本施策	地球温暖化対策の推進【適応策】
目指すべき 10 年後の姿	海風が区内陸部に効果的に吹き込むようにヒートアイランド対策が実施され、熱環境の改善による快適な生活環境を実現しています。

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業	所管課	管理課
事業内容	建物上の屋上緑化や壁面緑化、公共施設での敷地内緑化の充実等を進め、公共施設周辺の気温上昇を防止します。		
令和 6 年度目標	屋上・壁面緑化 : 5 施設（令和 2～令和 6 年度累計） 橋台敷緑化 : 10 箇所（令和 2～令和 6 年度累計） 公園内接道緑化 : 40 園（令和 2～令和 6 年度累計） シンボルツリー整備 : 10 箇所（令和 2～令和 6 年度累計） 校庭芝生化 : 1 施設（令和 2～令和 6 年度累計）		
事業による効果	緑化により、コンクリートやアスファルトなどの人工被覆面の温度上昇が改善されます。		

柱 2 資源循環型地域社会の形成

基本施策	ごみ減量と有効活用の推進
目指すべき 10年後の姿	すべての区民・事業者が、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制され、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会が実現しています。

事業名	生ごみ減量推進事業	所管課	清掃リサイクル課
事業内容	燃やすごみの40%を占める生ごみを、区民が地域や家庭で減量に取り組むことでごみ全体の減量化を図ります。		
令和6年度 目標	生ごみ減量の推進による燃やすごみの減量効果：41トン		
事業による 効果	燃やすごみの発生抑制が推進され、ごみ減量につながります。 区民のごみ減量の意識向上につながります。		

事業名	古着・古布の回収	所管課	清掃リサイクル課
事業内容	清掃事務所内での常設拠点及びその他の区有施設での拠点回収により、区民から古着・古布を回収し、国内外で回収物を再利用（リユース）します。		
令和6年度 目標	回収量：103トン		
事業による 効果	古着・古布の再利用により区のごみの減量化につながります。		

柱 3 自然との共生

基本施策	生物多様性の保全
目指すべき 10年後の姿	人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間がつくられています。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の輪が広がって、人と多様な生物が共生しています。

事業名	ポケットエコスペース維持・管理	所管課	施設保全課、学校施設課、 温暖化対策課
事業内容	ポケットエコスペースの整備と既存施設の生態系に配慮した適切な維持を行います。		
令和6年度 目標	—		
事業による 効果	生物の生息空間が連続し、多様な生態系が育まれ、エコロジカルネットワークが形成されます。		

事業名	みどりのボランティア活動支援	所管課	施設保全課
事業内容	ポケットエコスペースをはじめ、公園や道路などの区の施設での区民ボランティア活動を支援します。		
令和 6 年度 目標	—		
事業による 効果	区民・事業者・区が一体となって、みどりを活かした空間づくりを進めることにより、区民の意識が高まります。		

基本施策	公園・緑地の整備
目指すべき 10年後の姿	区民のみどりに対する愛着とみどりを守り育てる心が育まれ、みどりのネットワークが形成された「みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）」が実現しています。

事業名	区立公園の改修	所管課	河川公園課
事業内容	地域のニーズを反映しながらコミュニティ醸成につながる公園等の整備・改修を行います。		
令和 6 年度 目標	区立公園 : 大規模改修 2 園／年、小規模改修 5 園／年 区立児童遊園 : 大規模改修 2 園／年、小規模改修 3 園／年		
事業による 効果	区民に親しまれ誰もが安心して利用できる魅力ある公園が形成されます。		

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 (再掲)	所管課	管理課
事業内容	建物上の屋上緑化や壁面緑化、公共施設での敷地内緑化の充実等を進め、公共施設周辺の気温上昇を防止します。		
令和 6 年度 目標	屋上・壁面緑化 : 5 施設（令和 2～令和 6 年度累計） 橋台敷緑化 : 10 箇所（令和 2～令和 6 年度累計） 公園内接道緑化 : 40 園（令和 2～令和 6 年度累計） シンボルツリー整備 : 10 箇所（令和 2～令和 6 年度累計） 校庭芝生化 : 1 施設（令和 2～令和 6 年度累計）		
事業による 効果	緑化により、コンクリートやアスファルトなどの人工被覆面の温度上昇が改善されます。		

基本施策	水辺環境の整備
目指すべき 10年後の姿	水辺の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道」が確保されています。また、区民が豊かな水辺に誇りと親しみを感じるとともに、多様な生物とのふれあいを楽しんでいます。

事業名	水辺・潮風の散歩道の整備	所管課	河川公園課
事業内容	水辺と緑に親しめる散歩道を整備し、水辺と一体となった緑化空間を形成します。		
令和6年度 目標	水辺・潮風の散歩道整備率：61.43%		
事業による 効果	ヒートアイランド現象の緩和や、生物多様性に配慮したみどりのネットワークが期待できます。		

柱4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進

基本施策	低炭素まちづくりの推進
目指すべき 10年後の姿	地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されています。

事業名	低炭素まちづくりの推進	所管課	まちづくり推進課
事業内容	区の低炭素まちづくり計画である豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。		
令和6年度 目標	—		
事業による 効果	地域全体でエネルギーの有効活用が実現されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されます。		

基本施策	景観・美観の向上
目指すべき 10年後の姿	区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境が守られています。

事業名	江東区版アダプトプログラム事業の推進	所管課	環境保全課
事業内容	区民一人ひとりが、自分たちの手でまちをきれいにするという意識の醸成を図るため、現在実施している「わがまち江東きれいに活動」、「わがまち江東・月いちアダプト」、「わがまち江東・私もアダプト（年数回）」のさらなる情報発信など、区民・事業者と協働して事業に取り組んでいきます。		
令和6年度 目標	登録団体数：210団体		
事業による 効果	区民・事業者が、自分たちの暮らし、働くまちに愛着を持つようになります。 区民・事業者が自ら清潔で美しいまちづくりを推進します。		

事業名	自転車駐車場の整備	所管課	交通対策課
事業内容	公共交通機関である駅周辺に自転車・原付バイク駐車場を整備します。		
令和6年度 目標	区内自転車駐車場の駐車可能台数：23,000台		
事業による 効果	自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し、自家用車からのCO ₂ 排出量削減に貢献します。 放置自転車の減少による、まち美化につながります。		

柱5 安全・安心な生活環境の確保

基本施策	大気環境汚染防止対策の推進
目指すべき 10年後の姿	区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現しています。

事業名	大気監視指導	所管課	環境保全課
事業内容	3箇所の大気測定局で窒素酸化物、浮遊粒子状物質等を常時測定して大気汚染状況を監視します。		
令和6年度 目標	<環境基準値達成の維持> 二酸化窒素（NO ₂ ）：0.06ppm以下 浮遊粒子状物質（SPM）：0.1mg/m ³ 以下 二酸化硫黄（SO ₂ ）：0.04ppm以下 光化学スモッグ注意報発令日数：0日		
事業による 効果	環境基準の適合状況を把握し、健康で快適な生活環境の実現に向けた大気汚染防止対策に寄与します。		

基本施策	水環境の保全の推進
目指すべき 10年後の姿	水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々は水辺に集い、語らい、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちとなっています。

事業名	水質監視指導	所管課	環境保全課
事業内容	河川・海域の計 15 地点で生物化学的酸素要求量（BOD）等の水質を定期的に測定して水質汚濁状況を監視します。		
令和 6 年度 目標	<環境基準の適合率> 河川 BOD（生物化学的酸素要求量）：100% DO（溶存酸素量）：100% 海域 COD（化学的酸素要求量）：100%		
事業による 効果	環境基準の適合状況を把握し、水質向上に向けた水質汚濁防止対策の実施に寄与します。		

基本施策	騒音・振動等の公害対策の推進
目指すべき 10年後の姿	区民・事業者が公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境が実現しています。

事業名	近隣・生活騒音防止の啓発	所管課	環境保全課
事業内容	飲食店や住民向けの近隣・生活騒音防止の手引きを活用し、騒音防止などの啓発活動を進めます。		
令和 6 年度 目標	—		
事業による 効果	都市型生活をおくるうえでのモラル向上が期待できます。		

事業名	道路交通騒音・振動調査	所管課	環境保全課
事業内容	国道や都道など区内幹線道路に面した地域において交通騒音等を調査して、分かりやすく公表します。		
令和 6 年度 目標	道路交通騒音の環境基準達成率：昼間 100%、夜間 100%		
事業による 効果	調査による実態把握に基づき、今後の改善策に向けた基礎資料が得られます。区民への情報公開が一層促進され、騒音・振動の少ない快適な環境の実現に寄与します。		

基本施策	有害化学物質等の発生抑制対策の推進
目指すべき 10年後の姿	有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現しています。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行っています。

事業名	有害化学物質調査	所管課	環境保全課
事業内容	大気中のベンゼン及び河川水質底質中のダイオキシン類を定期的に調査して汚染状況を監視します。 区民・事業者・区の各主体が有害化学物質や土壌汚染に関するリスク情報を共有し、情報交換を行うことにより、リスクの低減を図っていきます。		
令和6年度 目標	ダイオキシン類（10地点）の環境基準適合率：水質 100%、底質 100% 大気中ベンゼン（3地点平均）：沿道 $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、 後背地 $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		
事業による 効果	環境基準の適合状況が把握できます。 有害化学物質対策を講じるための基礎資料が得られます。 有害化学物質の使用状況や土壌汚染の状況を把握し、事業者に対し適正な管理を求めるとともに、これらの情報を公表し、区民の有害化学物質や土壌汚染に対する不安をなくします。		

基本施策	災害に強いまちづくりの推進
目指すべき 10年後の姿	災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

事業名	江東区雨水流出抑制対策の推進	所管課	管理課
事業内容	江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。		
令和6年度 目標	—		
事業による 効果	豪雨時の浸水被害の軽減及び防止を図り、安全で快適な都市環境を確保します。 雨水を地中に浸透させることにより、都市型水害を抑制します。		

事業名	透水性舗装道路の整備	所管課	道路課
事業内容	道路上に降った雨を、歩道の透水性舗装や雨水浸透柵により、地下へ浸透させます。		
令和6年度 目標	—		
事業による 効果	予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し、都市型水害を抑制します。 雨水を地下に浸透させることにより地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制します。		

柱 6 環境教育及びパートナーシップの推進

基本施策	環境教育・学習の推進
目指すべき 10年後の姿	区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動しています。

事業名	環境学習情報館運営事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施します。 えこっくる江東の1階常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行います。 区民・事業者・区が環境情報の交流を図るため、環境フェア等交流の機会を積極的に提供します。		
令和6年度 目標	環境学習講座・啓発イベント等開催回数：295件 環境学習講座・啓発イベント・団体見学参加者数：32,750人		
事業による 効果	環境学習講座や啓発イベント等を通して、区民の環境保全意識が醸成され、環境に対する知識向上に加え、区民一人ひとりの環境活動のきっかけとなります。 地球環境から身近なごみに関する問題まで、現状に即した環境情報や区の施策情報等を得ることができます。		

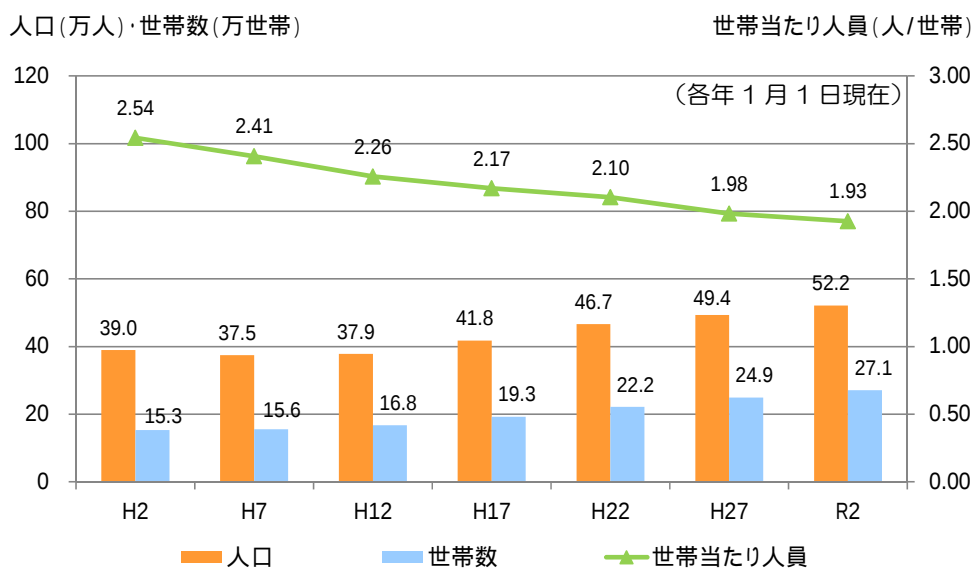
事業名	カーボンマイナスこどもアクション事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	環境学習の一環として、全区立小学校5・6年生の児童に、家庭における環境に配慮した行動の実践結果を、保護者と一緒に記録してもらいます。また、事業の趣旨に賛同する企業及び団体が本事業をサポートしています。		
令和6年度 目標	参加者数：110,000人（平成20～令和6年度累計） 総CO₂削減量：2,900t-CO₂（平成20～令和6年度累計）		
事業による 効果	将来を担うこどもたちに日常生活の環境負荷について考える機会を提供することで、家庭における環境意識が浸透・定着します。		

資料編



1 江東区の地域概況

(1) 人口・世帯数



人口・世帯数、世帯当たり人員の推移

【出典】：「江東区人口統計」、「江東区の世帯と人口」

地区別の人口の推移

(各年1月1日現在)

年	人口(人)									
	白河地区	富岡地区	豊洲地区	小松橋地区	東陽地区	亀戸地区	大島地区	砂町地区	南砂地区	合計
H27	44,304	34,590	107,843	32,466	32,818	58,055	62,638	76,852	44,386	493,952
R2	48,215	38,039	118,533	35,328	36,517	60,855	63,525	76,648	44,175	521,835
増加率	8.8%	10.0%	9.9%	8.8%	11.3%	4.8%	1.4%	-0.3%	-0.5%	5.6%

【出典】：「江東区の世帯と人口」

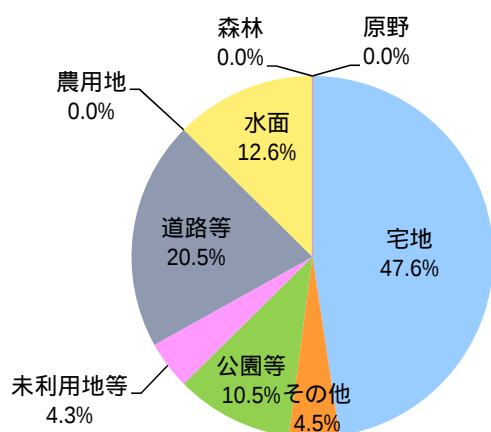
昼間・夜間人口、流入・流出口の推移

(各年10月1日現在)

年	昼間人口(人)	夜間人口(人)	流入人口(人)			流出人口(人)		
			通勤者数	通学者数	合計	通勤者数	通学者数	合計
H22	548,976	460,819	225,038	7,835	232,873	129,124	15,591	144,715
H27	608,532	498,109	245,563	9,039	254,602	129,109	15,068	144,177
増加率	10.8%	8.1%	9.1%	15.4%	9.3%	0.0%	-3.4%	-0.4%

【出典】：「国勢調査」(総務省)

(2) 土地利用状況



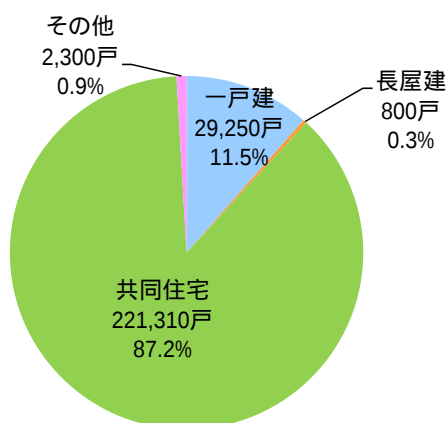
区分	面積 (ha)
宅地	1999.0
公共用地	369.8
商業用地	401.8
住宅用地	683.7
工業用地	545.7
農業用地	0.0
その他	189.5
公園等	440.2
未利用地等	182.1
道路等	858.7
農用地	1.0
水面	526.8
森林	0.0
原野	0.0
合計	4,197.4

土地利用比率（平成 28 年）

【出典】：「東京の土地利用（平成 28 年東京都区部）」（東京都）

注）土地利用面積は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計は一致しません。

(3) 住宅形態

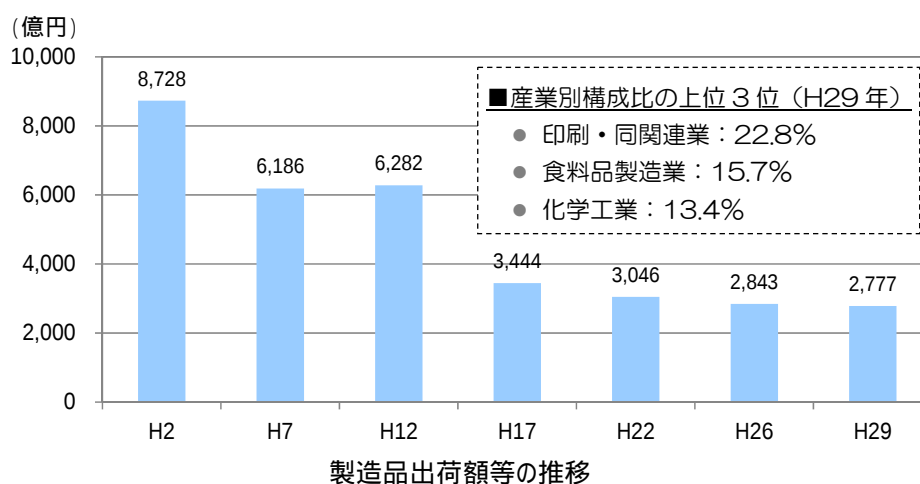


住宅形態別の住宅数（平成 30 年）

【出典】：「住宅・土地統計調査」（総務省）

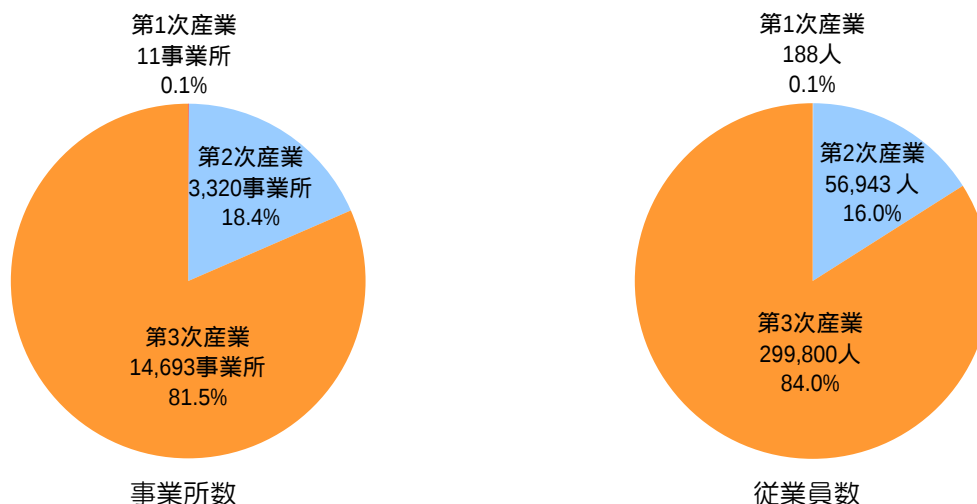
(4) 産業

製造品出荷額等



【出典】：「工業統計調査」（経済産業省）

産業別の事業所数・従業員数



産業3部門別の事業所数・従業員数（平成28年）

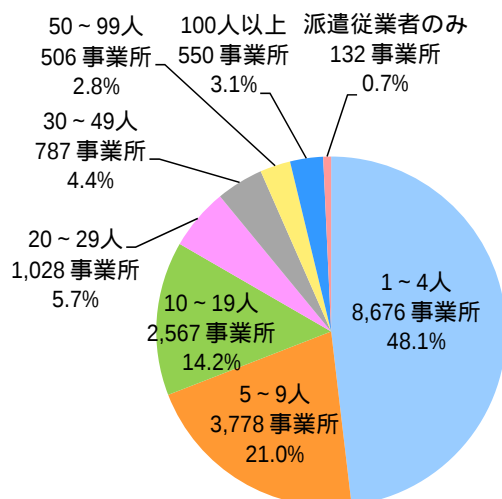
【出典】：「経済センサス」（総務省）

産業大分類別の事業所数・従業員数（平成28年）

産業分類	事業所数		従業員数	
	実数(事業所)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
農林業	11	0.1	188	0.1
漁業	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	1,292	7.2	25,896	7.3
製造業	2,028	11.3	31,047	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.1	577	0.2
情報通信業	442	2.5	53,203	14.9
運輸業、郵便業	1,146	6.4	39,919	11.2
卸売業、小売業	4,682	26.0	73,038	20.5
金融業、保険業	243	1.3	13,268	3.7
不動産業、物品賃貸業	1,143	6.3	7,411	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	601	3.3	9,913	2.8
宿泊業、飲食サービス業	2,366	13.1	22,418	6.3
生活関連サービス業、娯楽業	1,134	6.3	9,757	2.7
教育、学習支援業	356	2.0	4,912	1.4
医療、福祉	1,298	7.2	22,933	6.4
複合サービス事業	45	0.2	333	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,223	6.8	42,118	11.8
合計	18,024	100	356,931	100

【出典】：「経済センサス」（総務省）

従業員規模別の事業所数



従業員規模別の事業所数（平成 28 年）

【出典】：「経済センサス」（総務省）

産業大分類別・従業員規模別の事業所数（平成 28 年）

産業分類	事業所数(事業所)					
	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	派遣従業員のみのみ
農林業	5	3	0	0	3	0
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	597	306	184	71	130	4
製造業	1,167	415	211	87	141	7
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	7	1	3	0
情報通信業	145	50	56	36	150	5
運輸業、郵便業	351	194	218	108	265	10
卸売業、小売業	2,182	1,056	755	251	399	39
金融業、保険業	77	33	47	23	62	1
不動産業、物品賃貸業	833	170	66	31	37	6
学術研究、専門・技術サービス業	340	118	59	22	55	7
宿泊業、飲食サービス業	1,132	539	385	162	141	7
生活関連サービス業、娯楽業	788	167	69	40	54	16
教育、学習支援業	141	81	73	18	32	11
医療、福祉	406	400	265	95	129	3
複合サービス事業	7	29	8	1	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	502	217	164	82	242	16
合計	8,676	3,778	2,567	1,028	1,843	132

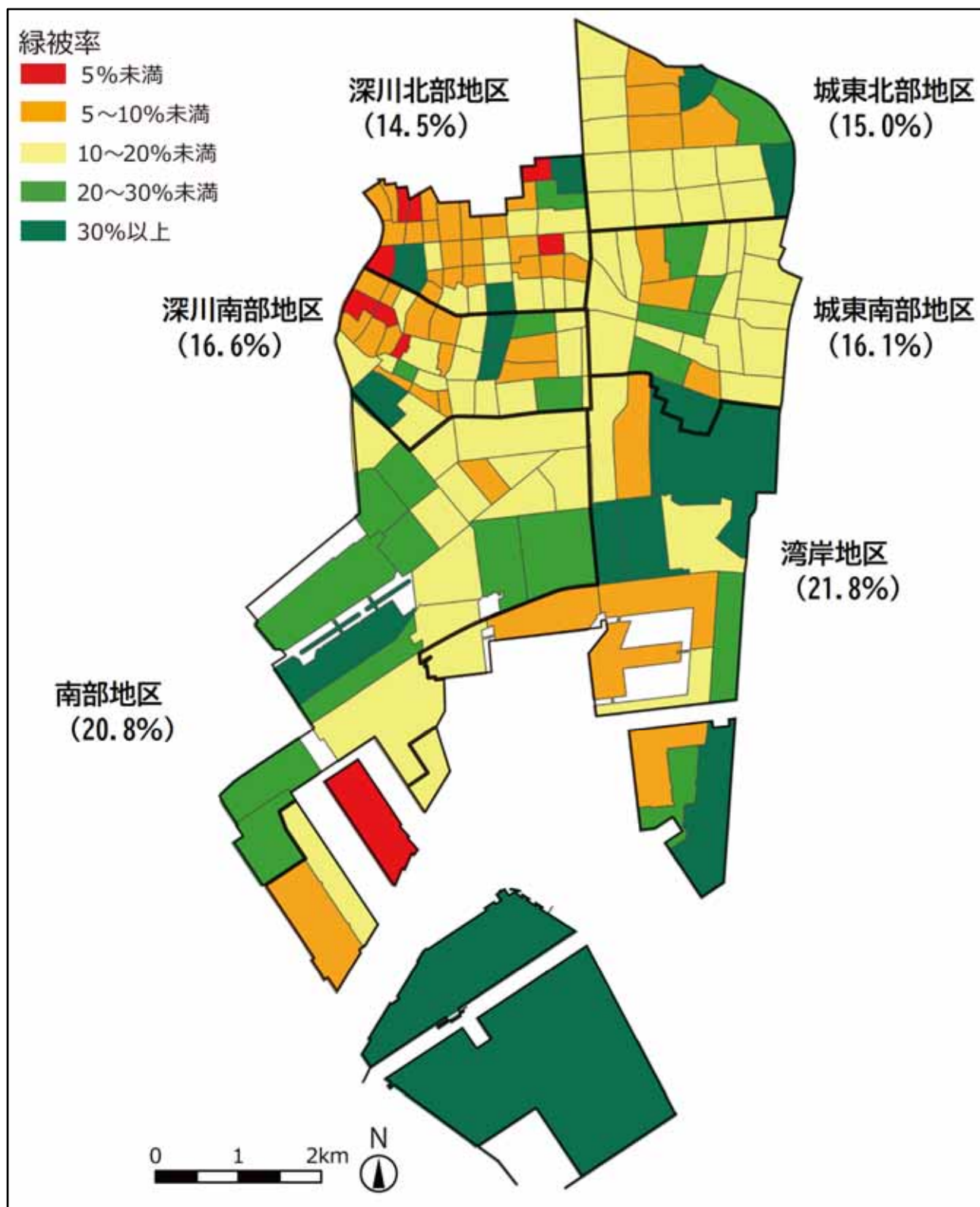
【出典】：「経済センサス」（総務省）

(5) 交通



区内の主な交通網

(6) 緑被率



町丁目別の緑被率

【出典】：平成 29 年度江東区緑被率等調査報告書

2 計画改定の経過

(1) 審議等経過

令和元年	
5月30日	第1回 江東区環境基本計画改定委員会
5月31日	第1回 江東区環境基本計画改定委員会幹事会
6月 5日	第1回 江東区環境審議会
6月19日	第2回 区議会区民環境委員会（江東区環境基本計画（後期）改定について報告）
7月 9日	第1回 江東区環境基本計画改定専門委員会 （地球温暖化対策検討部会）
7月11日	第1回 江東区環境基本計画改定専門委員会 （環境に配慮したまちづくり検討部会）
7月29日	第2回 江東区環境基本計画改定専門委員会 （環境に配慮したまちづくり検討部会）
7月30日	第2回 江東区環境基本計画改定専門委員会 （地球温暖化対策検討部会）
8月22日	第3回 江東区環境基本計画改定専門委員会 （地球温暖化対策検討部会）
	第3回 江東区環境基本計画改定専門委員会 （環境に配慮したまちづくり検討部会）
9月 9日	第2回 江東区環境審議会
9月24日	第2回 江東区環境基本計画改定委員会及び幹事会（合同開催）
10月 8日	第3回 区議会区民環境委員会（江東区環境基本計画（後期）素案報告）
11月 1日	パブリックコメントの実施（～11月25日）
12月16日	第3回 江東区環境審議会
令和2年	
1月23日	第3回 江東区環境基本計画改定委員会及び幹事会（合同開催）
2月 6日	第4回 江東区環境審議会
3月 9日	第1回 区議会区民環境委員会（江東区環境基本計画（後期）案報告）
4月 1日	公表

(2) 江東区環境審議会

委員名簿

区分	氏名（敬称略）	所属等	備考
学識経験者	芦谷 典子	東洋大学教授 （環境と経済）	
	奥 真美	首都大学※東京教授 （環境法学）	
	長谷川 猛	元東京都環境局理事 （水質分野、廃棄物分野）	副会長
	村上 公哉	芝浦工業大学教授 （都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画）	
	柳 憲一郎	明治大学教授 （環境法政策、環境アセスメント法）	会 長
事業者代表	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長	
	中塚 千恵	東京ガス株式会社東部支店支店長	
	安田 奈穂美	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社 渉外担当次長	
住 民 代 表	石原 和哉	区民委員（江東区立小学校 PTA 連合会）	
	増子 良男	区民委員（江東区立中学校 PTA 連合会）	
	岡本 一恵	区民委員（公募）	
	田中 真司	区民委員（公募）	
区議会議員	星野 博	区民環境委員会委員長	
	矢次 浩二	区民環境委員会副委員長	

※ 令和 2 年 4 月から、大学名称が「東京都立大学」に変更

令和元年度江東区環境審議会議事内容

開催日		回数	議事内容
令和元年	6月 5日	第1回	【区長諮問】 ● 江東区環境基本計画（後期）改定について 【審議】 ● 江東区環境基本計画改定専門委員会（2 部会）設置について ● 江東区環境基本計画（後期）改定について 【報告】 ● 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について ● 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について
	9月 9日	第2回	【審議】 ● 江東区環境基本計画（後期）素案について 【報告】 ● 江東区環境基本計画の平成 30 年度進捗状況について ● 第 12 回江東区環境フェアの実施結果について ● 東京 2020 大会のメダル製作に向けた小型家電の回収結果について
	12月 16日	第3回	【審議】 ● 江東区環境基本計画（後期）素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）素案の修正について 【報告】 ● 平成 30 年度庁内環境配慮推進計画の進捗状況について ● チーム江東・環境配慮推進計画の改定について ● カーボンマイナスこどもアクション事業実施報告について ● 青海埠頭で確認されたヒアリに係る本区の対応について
令和2年	2月 6日	第4回	【審議】 ● 江東区環境基本計画（後期）案について 【環境審議会答申】 ● 江東区環境基本計画（後期）案について 【報告】 ● チーム江東・環境配慮推進計画の改定について ● 令和 2 年度新規・レベルアップ事業等について ● 羽田空港新飛行経路の実機飛行確認の実施について ● 環境学習情報館におけるごみ戦争展示リニューアルについて

(3) 江東区環境基本計画改定専門委員会(部会)

委員名簿

■地球温暖化対策検討部会

氏名(敬称略)	所属等	備考
長谷川 猛	元東京都環境局理事 (水質分野、廃棄物分野)	改定専門委員会 委員長及び部会長
村上 公哉	芝浦工業大学教授 (都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画)	
中塚 千恵	東京ガス株式会社東部支店支店長	
安田 奈穂美	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社渉外担当次長	
増子 良男	区民委員(江東区立中学校PTA 連合会)	
岡本 一恵	区民委員(公募)	
吉野 正則	環境清掃部参事(温暖化対策課長事務取扱)	
鳥谷部 森夫	政策経営部オリンピック・パラリンピック推進課長	
桐越 智哉	地域振興部経済課長	
河野 佳幸	環境清掃部清掃リサイクル課長	
青山 陽一	環境清掃部清掃事務所長	
伊藤 秀一	教育委員会事務局指導室長	

■環境に配慮したまちづくり検討部会

氏名(敬称略)	所属等	備考
奥 真美	首都大学*東京教授(環境法学)	部会長
芦谷 典子	東洋大学教授(環境と経済)	
市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長	
石原 和哉	区民委員(江東区立小学校PTA 連合会)	
田中 真司	区民委員(公募)	
吉野 正則	環境清掃部参事(温暖化対策課長事務取扱)	
西野 裕音	環境清掃部環境保全課長	
浅田 宗	都市整備部まちづくり推進課長	
石井 康弘	土木部管理課長	
大野 俊明	土木部河川公園課長	
仁平 剛男	土木部施設保全課長	
青柳 幸恵	土木部交通対策課長	

※ 令和2年4月から、大学名称が「東京都立大学」に変更

審議経過

■地球温暖化対策検討部会

開催日		回数	議題
令和元年	7月9日	第1回	● 検討部会の進め方について ● 前期計画における課題等について ● 江東区環境基本計画（後期）の中間まとめ（案）について ● KOTO 低炭素プランの新たな削減目標について
	7月30日	第2回	● 第1回部会における委員意見とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）の中間まとめ（修正案）について ● 管理指標・重点事業について
	8月22日	第3回	● 第2回部会における委員意見とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）の中間まとめ（最終案）について ● 計画改定に係る今後のスケジュールについて

■環境に配慮したまちづくり検討部会

開催日		回数	議題
令和元年	7月11日	第1回	● 検討部会の進め方について ● 前期計画における課題等について ● 江東区環境基本計画（後期）の中間まとめ（案）について
	7月29日	第2回	● 第1回部会における委員意見とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）の中間まとめ（修正案）について ● 管理指標・重点事業について
	8月22日	第3回	● 第2回部会における委員意見とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）の中間まとめ（最終案）について ● 計画改定に係る今後のスケジュールについて

(4) 江東区環境基本計画改定委員会・幹事会

委員名簿

■改定委員会

氏名	所属	備考
押田 文子	副区長	委員長
大塚 善彦	政策経営部長	
伊東 直樹	地域振興部長	
林 英彦	環境清掃部長	副委員長
長尾 潔	都市整備部長	
並木 雅登	土木部長	

■改定委員会幹事会

氏名	所属	備考
林 英彦	環境清掃部長	幹事長
高垣 克好	政策経営部参事（計画推進担当課長事務取扱）	
鳥谷部 森夫	政策経営部オリンピック・パラリンピック推進課長	
桐越 智哉	地域振興部経済課長	
吉野 正則	環境清掃部参事（温暖化対策課長事務取扱）	副幹事長
西野 裕音	環境清掃部環境保全課長	
河野 佳幸	環境清掃部清掃リサイクル課長	
青山 陽一	環境清掃部清掃事務所長	
浅田 宗	都市整備部まちづくり推進課長	
石井 康弘	土木部管理課長	
大野 俊明	土木部河川公園課長	
仁平 剛男	土木部施設保全課長	
青柳 幸恵	土木部交通対策課長	
伊藤 秀一	教育委員会事務局指導室長	

審議経過

■改定委員会

開催日		回数	議題
令和元年	5月30日	第1回	● 改定委員会の設置について ● 江東区環境基本計画（後期）の改定について ● 計画改定検討体制及びスケジュールについて
	9月24日	第2回	● 江東区環境基本計画（後期）素案について
令和2年	1月23日	第3回	● 江東区環境基本計画（後期）素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）案について

■改定委員会幹事会

開催日		回数	議題
令和元年	5月31日	第1回	● 改定委員会幹事会の設置について ● 江東区環境基本計画（後期）の改定について ● 計画改定検討体制及びスケジュールについて
	9月24日	第2回	● 江東区環境基本計画（後期）素案について
令和2年	1月23日	第3回	● 江東区環境基本計画（後期）素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について ● 江東区環境基本計画（後期）案について

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

- 令和元年 11 月 1 日（金）～25 日（月）

(2) 周知方法

- 区報 11 月 1 日号・パブリックコメント特集号の配布
（区の全世帯・事業者を対象にポストへ個別配布及び区施設・駅等で配布）
- 区ホームページへの掲載

(3) 意見の提出方法

- 区報掲載の専用はがきによる郵送
- 区ホームページの意見フォームによる送信
- 温暖化対策課窓口への提出

(4) 意見の提出数

- 102 件（提出人数：84 人）

■年代別内訳

項目	20 代以下	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上	不明	合計
人数	5 人	10 人	12 人	17 人	10 人	20 人	10 人	84 人
割合	6.0%	11.9%	14.3%	20.2%	11.9%	23.8%	11.9%	100.0%

■分類別内訳

分類		件数	割合
環境基本計画の基本 施策に対する意見	地球温暖化・エネルギー対策の推進	22	21.6%
	資源循環型地域社会の形成	18	17.6%
	自然との共生	13	12.7%
	環境に配慮した快適なまちづくりの推進	11	10.8%
	安全・安心な生活環境の確保	11	10.8%
	環境教育及びパートナーシップの推進	4	3.9%
	東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会のレガシーの継承	2	2.0%
小計		81	79.4%
環境基本計画全体に対する意見		5	4.9%
その他の施策等に対する意見		6	5.9%
不明意見等		10	9.8%
合計		102	100.0%

4 江東区環境基本条例

平成 10 年 12 月 15 日
条例第 48 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 8 条—第 19 条)
- 第 3 章 江東区環境審議会(第 20 条・第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条)
- 附則

いま新たな環境問題があらわれ、その影響はさまざまなかたちで私たちのまちにも及んでいる。そして、累積する環境への負荷は、人類の生存基盤である地球の環境をもおびやかそうとしている。

私たちの江東区は、多くの水辺に恵まれており、その水辺は、幾多の変遷を経て独自の文化や伝統を育み、私たちにうるおいのある生活と環境をもたらしてくれている。

この水に代表される豊かな環境を、未来ある子どもたちに残したい——私たちの願いは、将来にわたって安心して住み続けられる、環境保全に配慮したまちづくりへと結実していかなければならない。そして、かけがえのない地球を守るために、共に行動し、地域の取組を地球全体へと広げていかなければならない。

このような決意のもとに、水と緑に彩られた、環境にやさしい都市の創造をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区、区民及び事業者の協働の取組及び責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の安全で健康かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 地域及び地球の良好な環境を維持し、再生し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害をはじめとする環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、すべての区民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、次に掲げる都市像の実現を目的として行われなければならない。
 - (1) 環境に与える負荷の少ない都市
 - (2) 人と自然とが共生している都市
 - (3) 健康で安全に暮らせる都市
 - (4) 快適で文化的に暮らせる都市
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題として、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(平 16 条例 21・一部改正)

(パートナーシップの形成等)

第 4 条 区、区民及び事業者は、環境の保全に当たっては、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

- 2 区、区民及び事業者は、前項に定めるパートナーシップに基づき、次に掲げる事項について協働して取り組んでいかななければならない。
 - (1) 環境の保全にかかわる情報を相互に提供し、又は意見を交換すること。
 - (2) 地域における環境の保全に関する学習の推進に寄与すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境を保全するに当たって必要又は有効な事項(区の責務)

第 5 条 区は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 区は、環境への影響が予想される施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 区は、区民及び事業者の自主的な環境の保全に関する活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。
 - 4 区は、環境の保全に関する重要な計画等を策定又は変更するときは、区民及び事業者の意見を反映できる適切な措置を講じなければならない。
- (区民の責務)

第 6 条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

- 2 区民は、地域における環境の保全に資するよう自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。
- (事業者の責務)

第 7 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。
- 3 事業者は、その事業活動に伴う環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策

(環境基本計画)

第 8 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ江東区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第 9 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進のための措置)

第 10 条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画と整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の申出)

第 11 条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区に意見を申し出ることができる。

2 区は、前項に規定する申出があったときは、その意見を検討し、適切な措置を講ずるものとする。

(事業者への要請)

第 12 条 区は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(誘導的措置)

第 13 条 区は、区民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう、誘導に努めるものとする。

(情報の提供)

第 14 条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第 15 条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 16 条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第 17 条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第 18 条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 19 条 区は、地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、前項の施策の推進に関する国際協力に努めるものとする。

第 3 章 江東区環境審議会

(設置)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、江東区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 21 条 審議会の委員は、14 人以内とし、区長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にある江東区環境基本計画は、第 8 条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附 則(平成 16 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5 江東区環境基本条例施行規則

平成 11 年 3 月 31 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区環境基本条例(平成 10 年 12 月江東区条例第 48 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(審議会の委員)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 14 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 事業者

(平 20 規則 29・全改)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 委員会の委員長は、会長が指名する。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、委員会の調査研究を補佐するため、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 21 規則 63・一部改正)

(部会)

第 8 条 委員会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会長及び部会の構成員は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会を招集し、会務を総理する。
(平 21 規則 63・追加)

(幹事)

第 9 条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(平 21 規則 63・旧第 8 条繰下)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境清掃部温暖化対策課において処理する。

(平 21 規則 63・旧第 9 条繰下、平 22 規則 22・一部改正)

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

(平 21 規則 63・旧第 10 条繰下、平 22 規則 22・一部改正)

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 29 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 22 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

6 江東区環境基本計画改定委員会設置要綱

平成 14 年 12 月 10 日

14 江環環第 675 号

(設置)

第1条 江東区における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る江東区環境基本計画(以下「計画」という。)を改定するため、江東区環境基本計画改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策に係る重要な事項の検討に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者のうち、検討する事項に応じ、必要と認めるものをもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から計画の改定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境清掃部を担当する副区長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、環境清掃部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の指示する事項を検討するとともに、委員会の事務を補佐する。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者のうち、検討する事項に応じ、必要と認めるものをもって構成する。
- 4 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は環境清掃部長を、副幹事長は環境清掃部温暖化対策課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第8条 幹事会における検討に必要な専門的事項の調査及び検討のため、幹事会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長が指名する職員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、幹事長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、会務を総理するとともに、調査及び検討の経過並びに結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境清掃部温暖化対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月10日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

環境清掃部を担当する副区長、政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、健康部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長

別表第2(第7条関係)

環境清掃部長、計画推進担当課長、財政課長、オリンピック・パラリンピック推進課長、経理課長、営繕課長、防災課長、地域振興課長、経済課長、区民課長、健康推進課長、生活衛生課長、温暖化対策課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長、都市計画課長、まちづくり推進課長、住宅課長、管理課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長、交通対策課長、会計管理室次長、庶務課長、指導室長

江東区環境基本計画（後期）

令和 2 年 3 月発行

印刷物登録番号（31）87 号

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課
〒135-8383 江東区東陽四丁目 11 番 28 号
TEL : 03-3647-6124
FAX : 03-5617-5737
URL : <https://www.city.koto.lg.jp/>



この印刷物は、環境にやさしい
「植物油インキ」を使用しています。

KOTO CITY Basic Environmental Plan



スポーツと人情が熱いまち
江東区

